安藤　正次

国語学

国語学總說

國語科學講座

—III—

國語學

國語學總說

安藤正次

株式會社
明治書院

國語科學講座

—Ⅲ—

國語學

國語學總說

安藤正次

株式會社
明治書院

目次

國語學總說

安藤正次

第一章　國語の研究に關する序說

「國語」といふ語は、或一定の國民の大多數によつて語られる言語、もしくは國家がその國の國語として認めた言語といふほどの義に用ゐられてゐると解してよからう。或場合には、母語 Muttersprache のやうな義に用ゐられることもあるが、國語と母語とは、その本義において異なる。國語は、ドイツの學者などが Nationalsprache といつてゐるのと同じで、同一國民の大多數によつて語られる言語であるといつてよい。大多數といふ制限を附したのは同一國民であるからといつて、それらのもののすべてが、必ずしも、同じ言語を用ゐるとは限らないからである。これをわが國についてみても、日本國民のうちに、朝鮮語・支那語・インドネシア語・アイヌ語等を語るものが、相當の數に上つてゐる。それらは、言語は異にしてゐるが、同じく日本國民である。また、さういふ風に、ちがつた言語を語るものが混じてゐたからといつて、日本語は、どこまでも、わが國民の國語である。何となれば、わが國民の大多數は、遠い祖先の時代から、日本語を傳へて、子々孫々これを繼承して來てゐるからである。支那のむかし、愛親覺羅

氏が、中國を平定して清朝を創めた當初、政府は、滿洲語の普及といふことを、重要な國策の一つとして、これに力を注いでゐた。征服者の權威を以て、度々の上諭が發せられた。賞と罰とが、この國策に伴つてゐた。しかし、中原の大衆にとつては、滿洲語はその祖先以來の遺產ではなかつた。すなはち當時の國民の大多數の語るものは支那語であつたのである。大多數の支持する言語は、帝王の力を以てするも、なほこれを左右することが出來ず、中原における滿洲語の勢力は、日に月に衰へ、宗室の子弟すらも、これを顧みないやうになつてしまつた。イギリス政府のアイルランド語に對する高壓政策は、かなりの奏效を見たやうであつたが、つひに、それは、無用の勞であつたことが暴露されるに至つた。ドイツのポーランドにおける國語政策の苛酷は、いたづらに怨嗟の聲を傳ふるに過ぎないのであつた。かくの如く、或民族、或國民の、言語に對する執着は、きはめて强い。それが、高度の文化を有し、しつかりした民族的もしくは國民的自覺をもつ場合において、ことにさうである。そこで、數において、文化において、ほとんど相匹敵するいくつかの民族や種族が相集つて國を成してゐる場合には、同一國家に屬する同一國民が、二つもしくは三つといふやうな、或數の國語をもつことになる。ベルギーにおけるフラマン語とワロン語、スウイスにおけるフランス語・イタリヤ語・ドイツ語の如きは、この例である。言語を同じくするといふことは、つまりは、思考の方法を等しくし、表現の方法が一致するわけになるのであるが、同一國民にして、ちがつた言語を國語とするやうなとでは、思想・感情などの上で、動もすれば、融合を缺くことの起るのも無理はない。帝政時代のドイツが、國語の統一に努力したのも、これによつて、各聯邦の融和一致を促進しようとするに出でたのである。

次に、國語について、國家が、その國の國語として認めた言語をも國語と認めるといふのは、一例をあげれば、一

九二二年に定められたアイルランド自治州の憲法第四條には、アイルランド自治州の國語はアイルランド語であること、しかし、英語もまた等しく公用語として認められるべきこと、なほまた、本條の規定にかかはらず、自治州議會は、特別の規定を設けて、或地方、或區域においては、たゞ一種の言語だけを一般使用のものと定めることが出來るといふことが見えてゐるからである(Article 4. The National Language of the Irish Free State (Saorstát Eireann) is the Irish Language, but the English Language shall be equally recognised as an official Language. Nothing in this article shall prevent special provisions being made by the Parliament of the Irish Free State (otherwise Called and herein generally reffered to as the "Oireachtas") for districts or areas in which only one Language is in general use.)。なほ、公用語については、一九二〇年フランスのセーヴルで締結された、少數民族に關する、主たる同盟及聯合國とギリシヤ國との條約のうちに、「希臘國政府カ公用語ヲ定メタル場合ト雖モ希臘語ニ非サル言語ヲ用ヰル希臘國民ハ法廷ニ於テ口頭タルト書面タルトヲ問ハス其ノ言語ヲ使用スルニ付相當ノ便宜ヲ供與セラルヘシ」といふ條文もあつて、國家が公用語を制定するといふこともあるが、公用語と國語とは必ずしも一致するものではない。であるから、國家が公用語と定めたといふ理由だけでは、その言語は、國語として認めることは出來ない。

こゝにまた、國家語 Staatssprache といふものがある。保科孝一教授の「國家語の問題について」(東京文理科大學文科紀要第六卷)は、これを取扱はれた論文であるが、國家語といふものは、種々の民族が相集つて一の國家を構成するか、或は、その國家を構成する民族が、同種であつても、言語を異にしてゐるかの場合、國家は、いづれの言語に

よつて國務を執行するかが問題となるが、その國務を執行するために用ゐられるものが國家語であるといふのが、保科教授の說くところである。なほ、同教授は、國家語を外的 aussere Staatssprache と內的 innere Staatssprache との二種に分ち、外的國家語は、條約上および國際上の關係において使用せられるもの、內的國家語は、國民に對する國家の權力關係において使用せられるものをいふのであるが、その內的國家語の用ゐられる範圍における國務は、官省・學校および公共生活の三種を網羅するもので、これを細別すると、次の如くになるといつてゐられる。

一、行政上における政府の用語、政府より發布する規則・告示等の用語、諸官省・諸官吏および政府の使用人等の使用する公用語

二、一切の公立諸學校における教育語

三、國家に屬して國務を行ふ一切の政治機關に用ゐられる公用語、ことに立法府の公用語、法律を制定する場合の用語、行政機關の公用語

右のやうな國家語も、また必ずしも國語と一致するものでないことは明らかである。

國語の本質および國語と國民との關係が、上述の如くであるとすれば、國語と母語との相異は、おのづから、明らかになつて來る。母語については、二語もしくはそれ以上の、ちがつた國語を語る個人の場合に、その種々な國語の學習の順序にしたがつて、最初に習つたのを母語といひ、その後のものを外國語といふのである、といふ說もあれば (Noreen-Pollak, Wissenschaftliche Betrachtung der Sprache. 1923. S. 18.)、また、母語といふのは、尊長や目下のものから、知らず〳〵教はつて、いつのまにか使ふやうになつた言語であるといふやうに說く人もある(J. Ma-

rouzeau; Lexique de la Terminologie Linguistique. 1833.)。學者によつて、その說き方は區々であるけれども、要するに、人が、物心のついた時分には、すでにそれをつかつて居り、ずつとそれで育つて來た言葉が、その人にとつての母語なのである。であるから日本國民の國語は日本語であるが、日本國民のうちの生蕃が、生れおちてから、ずつと後までも、蕃語のみが語られる部落で育つて來た。それが、さらに後に、日本語を習得したとする。この場合に、その蕃人は、國語をもつてゐるのであるけれども、母語は何語だといへば、それは蕃語なのである。かういふのが、國語と母語との相異である。國民のすべてが、一人も殘らず同一の國語を語る世が來なければ、個人々々の國語と母語との、完全に一致することはない筈である。しかしながら、かういふ、國語と母語の相異は、或場合には無視される。母語を國語と同義に用ゐてゐる場合が、すなはちそれである。それは、母語といふ名稱の意義を廣義に解したものと見てよい。何となれば、或一定の國民は、その國語を母語として生長するのが原則的のものであるといふ考へ方からすれば、母語卽國語といふことにもなるからである。

さて、上述の如き國語を研究の對象とする科學が、國語學とよばれるものであるが、普通に行はれてゐる考によれば、わが國における國語學は、日本語を研究の對象とするものであるから、わが國語學は、すなはち、日本語學であり、これと同樣に、イギリスにおける國語學はイギリス語學、フランスにおける國語學はフランス語學、ドイツにおける國語學はドイツ語學であり、またかういふ、ある限られた範圍の言語を研究の對象とする國語學は、言語學の一部門に屬し、言語學における、一般言語學に對する特殊言語學の部門に屬するものなのである。そもそも、言語を研究の對象とする言語學は、大別して、これを一般言語學・特殊言語學の二つの部門とする。一般言語學といふのは、

人類の言語のすべてに通ずる一般的理論を取扱ふものであつて、世界の言語の現象を、過去より現在にわたつて考察し、言語の種々相を支配する法則を發見し、言語の起源・發達・現狀を明らかにするを以て目的とする體系であり、特殊言語學といふのは、或限られたる範圍における言語の現象を取扱ふものであるから、その立前からすれば、それぞれの國語學は、この部門に屬することになる。しかし、こゝに一つの問題がある。同じく、日本語を研究するにしても、日本語學として研究するのと、國語學として研究するのと、その間に何等かの差異があるかどうかといふことである。これに對する答は、「然り」でもあり得るし、「否」でもあり得る。英語の例について見るに、これをイギリス語學として研究するのも、イギリスの國語學として研究するのも、何等の徑庭がないやうであるが、後者の場合において、所謂 American English の如きものは、いかにこれを取扱ふかが問題である。國語の延長としてこれを取扱ふのも、一つの方法であるが、果して、それで問題が解決されるか。一體、英語は、二三世紀前までは、少數の國民に用ゐられるに過ぎなかつたので、世界の共通語になるやうなことがあらうとは、夢にも思ひかけなかつたのであつた。一五八二年に、Richard Mulcaster といふ人の書いたものに、「英語の行はれる範圍は狹い、われわれの、この島の外には出ない、いや、その島の中でさへも、どこでもといふわけにはいかない。」とあるさうであるが、當時にあつては、英語で書いた著作は、海外で讀んでくれるものがないと歎じた人もあつたくらゐで、一七一四年に公刊された Veneroni の辭書が、ヨーロッパの主要語として、伊・佛・獨・羅の四語を選んでゐるのによつても、この時代における英語の地位は知られるのである（O. Jespersen : Growth and Structure of the English language 3rd edition. 1919. pp. 242.）かういふ狀態にあつた英語が、今では世界の各地に於て使はれるやうになつた。屬領におけ

る英語は當然これを國語の延長とみてよいとしても、アメリカ合衆國の英語は、これを、そのまゝに、イギリスの國語の延長とみるのは、少しく考慮する餘地がある。アメリカには、國初から、國語に關する問題があつた。傳ふるところによれば、Quarterly Review の最初の主筆であつた William Gifford は、革命當時、アメリカの國語 national language としては、英語を廢して、代へるにヘブライ語を以てしようとする計畫が起つてゐたといふ話を發表してゐるのであるが、アメリカの年代記編纂者たる Charles Astor Bristed は、その提案されたのはギリシヤ語であつたが、言語は、もとのまゝにしておく方が、自分たちにとつて便利であるから、いつそイギリス人にギリシヤ語を話させるがよいといふ反對說が出たので、そのために、國語制定の案は消滅したのであるといつてゐる。が、この話は、ケンブリッヂのアメリカ文學史には載つてゐるにしても、虛構であつて、ひどいアメリカ嫌ひの Gifford の假託であらうといはれてゐる。眞僞はともかく、當時の風潮は、そんなものであつたらう。政治上の獨立を得たから、今度は言語上の獨立を得ようといふのである。獨立宣言の後十餘年を過ぎた一七八九年に刊行された、Noah Webster の「英語論」(Dissertations on the English Language.) の中には、國民政府を建設したやうに、國語を建設せよといふ主張が高唱され、その主旨としては、獨立の國民としてのわれわれの名譽は、言語並に政治において、われわれ自身の體系を有たなければならぬと、われわれは要求するといふことが說かれてゐる。これより先、獨立宣言後わづか二年の頃、Franklin が議會の命によりフランス公使として任に赴くことになつたが、その際、彼は、ルイ第十六世の大臣と對談するに當つて、その應酬には、合衆國語を用ゐるべしとの命令をうけた。合衆國語といつて、英語とはいはないのである。Franklin は、また、獨立宣言後八年、みづから、新しいアメリカ文字を案出し、かつ、

アメリカの特色をもつてゐる綴字改善案を作り上げたが、その上には、無意識にではあるが、新世界における綴字法や發音と、大洋の彼方から將來したものとの間には、すでに、著しい差異を生ずるに至つたことの、多くの證左が見えてゐるのであつた(H. L. Mencken : The American Language. Third edition. 1923. Chapter II.)。以上のやうなことは、合衆國が獨立國であるから、國語も獨立のものでなければならぬ、言語の上において、常に、イギリスの人々の侮蔑と嘲笑を買ふのは恥辱であるといふやうな、單純な考へ方に本づくものであるが、英語が、アメリカにおいて、イギリス本國におけるとは違つた變化を受けて來てゐる。その變化を測るのに、イギリスの尺度を以てし、その尺度に合はぬがための故のみを以て、アメリカ語は卑俗である、訛誤が多いなどといはれるのを心外に思ふのももつともである。こゝにおいて、アメリカ語を英語から切離して獨立せしめ、これを一つの國語として認めしめようとするのである。近年の、さういふ論者のうちには、數において、アメリカ語を用ゐるものが多いから、イギリス語は、むしろ、アメリカ語の後塵を拜すべきものであるとまで說く人もある。すなはち、アメリカ式の英語を語るものは、ブリティッシュ式の各種の英語を語るものの全體に比して、三倍の多數に上つてゐる、これを標準的の南方英語のそれに比すれば、すくなくとも二十倍の多きに上る、數の上で、アメリカ式のものが、かくの如くまさつてゐるのみならず、アメリカ式の英語は、語法的・語彙的に發達する能力を多分にもつてゐるし、外國人の言語的要求に適應する傾向においても、はるかにブリティッシュ式の英語を凌駕してゐるから、どちらがよいかは、すぐわかる筈である、しかるに、そのアメリカ語を、古い英語で制御して行かうとするのは、全く、思はざるの甚しきものであると主張する(H. L. Mencken : op. cit. pp. 392.)。もし、アメリカにおける英語が、論者のいふ通りに、すでにアメリ

カ語として獨立の宣言をもしかねまじき程に、その特殊性を具へるやうになつたとすれば、このアメリカ合衆國の國語は、英語としてでなく、アメリカ語として認知されるべきものである。日本語の場合にあつては、日本語といふものが、元來、獨立の地歩を占めてゐる言語であり、日本民族が、また、本來は、混成民族であつたのであらうが、渾然として一體となり、特殊の民族を形成してゐるのであるから、言語と民族の結合においても、何等他の方面に關係を有たないから、日本語即國語、國語即日本語といふことが明白であるが、アメリカ語のやうな場合にあつては、問題の起りが政治的であつて、合衆國がすでに國家を形成して久しきに及んでゐるし、言語も、アメリカの英語といふよりは、アメリカのアメリカ語といふ方がふさはしい程度になつて來てゐるから、アメリカの國語は英語ではない、アメリカの國語はアメリカ語であるといふ議論も生じて來る。さうすると、一方には、アメリカ合衆國の國語は、やはり英語の一方言とみるべきものである。まだ、獨立してアメリカ語といふ一分派を形づくるに至つたとは見られないといふ主張も起つて來て、紛糾せざるを得ない。アメリカ語の獨立を要求する人々が、獨立の國家には獨立した國語があるべき筈であるとして論を立てゝゐるのはもつともであるが、その國語が必ずしも、全く他の國語と異なつたものでなければならぬ理由はない。アメリカの國語が英語であつても、何等さしさはりはないわけである。たゞ、それには感情が伴ふ。遠い祖先のふり捨てゝ來た故國の人々から、アメリカの英語が幾多の嘲笑を蒙ることに對する憤りも、その背後に潜んで居るのであらう。しかし、さういふことは、しばらく、これを措いて、問題の眞髓をさぐつてみれば、つまり、英語と所謂アメリカ語とを比較して、この二つのものゝ間の隔たりが、果して方言的のものであるか、分派的のものであるかが決定すればよいわけである。言語的には、この問題は、それで解決される。殘るは感

情の問題だけである。なほ、こゝに附言しておくが、前に述べたやうに、アメリカでは、アメリカ語を語るものが非常に多いといつてゐるが、これは、やゝ實際に近い。一九二五年に、ヘーグの國際統計學研究所常任委員の手で發行された「萬國人口統計學提要」の示すところによれば、英帝國（自治領・屬領・植民地を含む）の總人口四億二千萬に對して、アメリカ合衆國の總人口一億二千萬、合計五億四千萬であるが、このうちで、英語を語るものは一億七千萬といふことになつてゐる。その內譯をみると、合衆國一億六百萬、英本國および歐洲における屬領四千七百萬、濠洲六百萬、カナダ四百萬、ニュージーランド百五十萬、南阿聯邦百萬、以上の外の植民地四百五十萬である。以て大勢をうかゞふに足る（A. Meillt : Les Langues dans L'Europe Nonvelle. 2e édition. 1928. 所收 L. Tesnière : Statistique des langues de l'europe. pp. 474. 參照）。かういふ數字を見ると、言語と民族といふ問題が、おのづから想起されて來る。

言語と民族との關係は、まことに微妙なものであつて、盾の一面だけを見て、輕々しく論ずることは出來ないが、フランスの碩學メイエ教授の如きは、言語と民族とのつながりについて、この兩者にはつながりがあるといふことを肯定してゐる。同教授の所說は、すこぶる肯綮にあたつてゐるものがあるから、以下、しばらく、教授の說を聽くことにする。

メイエ教授は、まづ、民族は、いつもその民族の言語を用ゐてゐるとは限らないし、言語の特徵といふものも、民族的自覺を與へるに足るものでないといふことから、アイルランドを、その例として、「アイルランドでは、民族主義者（ナチョナリスト）の大多數が、日常の用語としては、英語を用ゐてゐる。民族主義者は、すでにほとんど絕滅に瀕してゐる、アイ

ルランド語の復活を圖つてゐるのであるが、これは、相當の歳月を要することであらうと思はれるのに、それらの人人の語るところは英語である。黨派の名稱はアイルランド語であつても、その口にする言語は、まだまだ、一般に英語なのである。」と述べ、さらに轉じて、フランスに及び、「フランス南部の諸方言は、北部のフランス人にはわからない。プロヴアンサール語とフランス語との相異は、イスパニヤ語とイタリヤ語との間におけるのと、ほとんど同じである。しかし、プロヴアンサール人も、ガスコン人も、北部のフランス人とはちがつた民族だといふ感情は有つてゐない。ブレトン人は、フランス語とは系統を異にする言語を語つてゐるが、フランス民族たることを自覺してゐる。一八七一年以來、政治的にはフランスから分れてゐても、アルサス人の多くは、親しくドイツ語の方言を語つてはゐるけれども、國土がフランスに復歸する以前に、すでに、フランス人たることを自覺してゐた。然るに、これに反して、スウイスやベルギーにおいて、フランス語を國語としてゐるものは、フランス民族だといふ自覺をもつてゐない。ちがつた國家に屬し、異なる歴史的傳統、別々の一定の慣習をもつてゐるといふ事實が、言語を等しくし、また、少くとも幾らかは、文化を同じくしてゐるにかゝはらず、同一民族であるといふ感情を捨てさせるに足るのである。」といつてゐる。

メイエ教授は、なほ、一歩を進めて下のやうにいつてゐる。「元來、民族といふものは、その感情も特質も、環境にしたがつて異なるので、實際、漠然としたものであるが、近東（オリヤン）では、同時に、言語・慣習・宗教を異にする國民が、並び存してゐるから、民族といふものがはつきりしてゐる。往時のトルコでは、回教徒であり、トルコ語を語るオットマン・トルコ人と相並んで、基督教の正教徒であり、ギリシヤ語を語り、全くちがつた生活狀態をもつてゐる

ギリシヤ人が居り、また、特にアルメニヤ風の教會をもち、グレゴリー祭式を擧げる基督教徒であり、アルメニヤ語を語り、獨自の風にしたがつて生活を營むアルメニヤ人、ユダヤ教を奉じ、イスパニヤの方言を語り、嚴密に彼等に特異な慣習を守つてゐるユダヤ人、トルコ人と同じく回教徒ではあるが、アラビヤ語を語り、トルコ人とはちがつた生活方法を有つてゐるアラビヤ人などがゐるが、なほ、その他にも、上記のものほどはつきりはしてゐないが、やはり一しよにはされない諸民族があるのである。しかるに、これらの民族は、相隣りして住んでゐるが、相混和することもなく、相互に婚を通ずることもない。教派を異にすればするほどさうである。各の民族が各の學校をもち、各の制度をもつてゐたのである。かくて、青年トルコの革命が、トルコ民族主義をふりかざして起るや、オットマン帝國は解體するに及び、トルコの民族的感情の激發は、アブダルハミツドの下に、アルメニヤ人の虐殺を行ふに至つたけれども、その後、青年トルコの支配の下に、新組織の精神を以て、戰爭が繼續した。しかして戰爭の後において、トルコは、小アジアからギリシヤ人を、ギリシヤ領からトルコ人を追ひ出す、無理な人民入換へをやるのに成功したのであつた。」「オットマン帝國の包括してゐた、同じ地方、同じ都市に共存してゐた、それ〴〵の民族の特質の一つは言語である。しかし、言語が唯一のものではなく、また、言語が特質でない場合もある。小アジアにおいて、ギリシヤ民族、アルメニヤ民族の多數のものから分れて、ある地方に孤立してゐるギリシヤ人・アルメニヤ人がある。それらは、ギリシヤやアルメニヤの慣習は忘れてしまつて、全くトルコ語を話してゐるが、やはり、ギリシヤ人であり、アルメニヤ人であることを自覺してゐる。民族は、あれやこれやの物質的の保護に縛りつけられもしないし、同じく言語にも縛りつけられない。或民族に屬するといふことは、感情と意志との事がらである。しかし、或民族が、依つ

て以て、他より區別される所以の特質の、もつともすぐれた、もつとも明らかな、もつとも有效なものは言語であるといふことは、依然として存する。言語の相異が亡びんとするところでは、民族的相異もまた、失はれんとする。民族的感情の缺けてゐるところでは、言語の相異も消滅せんとする。フランスにおいて、南部地方およびブレタンニュは、何等固有の感情を有たない土地であるが、そこではフランス語が、都會の言語、學校の言語であり、唯一の文化語なのである。民族的感情の存してゐないことが、プロヴァンサール語およびブレトン語の前進的衰滅を決定する。」「東ヨーロッパのユダヤ人は、特殊の民族を形づくる感情をもつてゐて、その特徴であるイッド語（Le Yiddisch）を語るのみではなく、死語であるヘブライ語をも用ゐる。ヘブライ語は、常に彼等の宗教語であつたが、今は、ヘブライ語で書いた近代文學もある。ユダヤ人は、中世の學者がラテン語を話したやうに、ヘブライ語を話さうとして稽古するのである。しかも、また、他の一方においては、民族の基礎である、特殊の單一性を形づくらうとする意圖の存しないところがある。さういふ所では、言語の共同性が、文化の共同性、感情の共同性を決定するに足る。スウイスでは、近隣の三大國、ドイツ・フランス・イタリヤの國語を公用語としてゐるが、これが、上述の場合の好個の例となる。スウイス人は、單一性を有つて居り、獨創の制度を具へてゐる同一國家の公民であると自覺してゐる。彼等はスウイス人たらむと欲する。その聯邦組織までが、中央集權の增大の方に、だん〳〵展開してゆく。しかし、別々の國語を話すといふ事實が、スウイス人をして、區々の方向に走らしめる。ドイツ語を用ゐる人々は、ドイツの文化の方にひきつけられ、何かするにも、ドイツ精神でやるといふことになる。フランス語やイタリヤ語を用ゐるものの多くは、また、フランスやイタリヤの文化の方に心をひかれる。從つて、スウイス觀念の力があるにもかゝはらず、

Alémanique, Romands, Italiens の間に抗爭を惹起する。その抗爭は、スウイス精神の克服するところとなり、決して、全集團に及ぼしたことはないが、しかし、一時は、危機に臨んだこともある。」「言語と民族との間のつながりを正しく見るためには、ニュアンスを、考の中に入れるがよい。しかし、民族にして自己の言語を有たうと心ざさぬものはなく、また、言語は、それが、民族的感情によつて支持せられないところでは、たゞ、みじめに存在してゐるに過ぎない。」（以上、A. Meillt: Les Langues dans L'Europe Nouvelle. 2e edition. Chaptre Ⅷ. の摘譯であるが、この譯においては、la nation を民族、la langue を言語と譯してあることを、念のため書き添へておく。）

以上の紹介は、やゝ長きに失した嫌もあるが、言語と民族との關係をよく說きつくしてゐると思ふ。教授が、やはり右の章の他の場合にいつてゐる如く、その日常用ゐてゐる言語によつて民族を判定する、たとへば、國勢調査などに當つて、フランス語を常用語としてゐるものはフランス人と見るやうなことも、世に行はれてゐるが、これは妥當であるとはいへない。これと同じやうに、日本語を常用語としてゐるものが、必ずしも日本人であるとはいへない。しかし原則的にいへば、言語と民族とは一致する。これを、國語と國民の場合にあてはめてみても、國語と國民とは一致するといふことが出來る。或國民が二つもしくは三つの、文化において、力において、數において、ほとんど相等しい民族より成る場合には、これを構成してゐる民族の言語が表面にあらはれて、二つもしくは三つの種類の國語が相並んで行はれる。ベルギーやスウイスの場合はそれである。或國民が、或數の民族から成立つてゐても、その一つの民族が、文化において、力において、數において、はるかに他のものにまさつてゐるといふ場合には、國語として表面にあらはれて來るのは、その一民族の言語なのである。わが國の國語の場合は、この例である。特殊の事例、

たとへば、ベルギーやスウイスのやうな場合を除けば、他の文化國民と國語との關係は、かくの如きものである。本章の冒頭に、國語を解して、或一定の國民の大多數によつて語られる言語であるといつたのも、けだし、この理に外ならないのである。

さて、多くの言語學者がすでに論じつくしてゐるやうに、言語と人種、言語と民族、國語と國民とは、いづれも本質的の關係をもつてはゐない。しかし、これらのいづれもが、それ〴〵、見えぬ絲につながれて、さま〴〵の姿を見せてゐることは、否定することの出來ない事實である。特に、國語と國民との場合にあつては、兩者の關係がきはめて密接であつて、前出の例にもあるやうに、ブレトン語やプロヴアンサール語が、フランス語に壓倒されてしまふ傾向の認められるのも、それらの地方の住民が、他の大多數のフランス國民に同化されて、特殊の民族的感情を失つたがためであるが、かういふ場合における國民的同化の力といふものは、かなり强い。しかして、國民的同化の力の强いといふことは、國民の結束力、國民の精神的一致團結の力の、しつかりしてゐる結果であり、國民の結束力、精神的一致團結の力のしつかりしてゐるといふことは、國民の主要成分となつてゐる民族の思想・感情の一致が、廣く國民の間に作用して、國民の構成分子となつてゐる他の民族を同化せしめ、これをして、民族的の、異なる思想・感情を拋棄せしめるによるのであるが、かくの如くにして得られた國民精神の一致は、國家の上にあらはれては、國威の發揚となり、國語の上にあらはれては、國語の隆昌となる。國家に興亡のあると同じやうに、國語にも隆替がある。國語の隆替は、主として、國家の盛衰の影響をうける。古にあつては、民族の盛衰が言語の勢力の消長に關することが多かつたけれども、現代においては、國家の盛衰に重きをおいて、見るべきものであらう。英語が一二世紀ほどの

間に、一躍世界語の地位を占めるやうになつたのも、英語が優秀な言語であるからではなく、それが英帝國の國語であるからであつた。間接には、アングロサキソン民族の優秀性の發露された結果であるにしても、英語の世界的な普及は、英帝國の世界的進出の副産物であるのが至當であらう。

右のやうに考へて來ると、國語と國民、國語と國家との間には、きはめて密接な關係の存することがわかる。わたくしは、國語の研究において、國家や國民を超越して、單に、言語として、その對象をみるのと、國家・國民との密接な關係を認め、或國家に行はれてゐる、或國民に用ゐられてゐる言語として、その對象をみるのと、この二つの見方があると思ふ。無論前者の場合にあつても、いやしくも言語が文化事象の一つである限り、その背景たる國家・國民を無視する事は出來ないのではあるが、コスモポリタン風に物を見るのと、國家・國民的に物を考へるのとでは、その間に幾分かの相異が出來てくる。わたくしは、この二つの取扱方のいづれをよしともしない。わたくしは、この二つの方法が、相並んで存し得ると思ふ。前にあげた例についていへば、イギリス語學においては、英帝國や屬領の英語、アメリカ合衆國の英語などが、すべて研究の對象となる。しかし、イギリスの國語學といへば、その對象たるもののうちからは、アメリカ合衆國の英語は除外されなければなるまい。これに反して、アメリカ合衆國において國語學といはれるものは、合衆國の國語を研究の對象としなければならないのであつて、英帝國の英語は除外される筈である。また、スウイスでは、スウイス國内に於ける、イタリヤ語・ドイツ語・フランス語が、スウイスの國語學の研究の對象となるべきものであり、ベルギーの國語學にあつては、フラマン語・ワロン語が、その對象となるのが當然である。わたくしは、かういふ風に、國語學の對象を考へてみるのも不合理ではないと思ふ。言語に關する學問は、

物理學・化學・動物學・植物學のやうな自然科學とは、趣を異にしてゐる。自然科學にあつては、民族・國民・國境などは無視せられてゐる。その對象とするところは、自然界の百般のことであるから、人文的の事象などは、ほとんど問題にならない。動物學の取扱ふ動物についてみても、胎生とか卵生とかいふことは、民族とか國民とかいふものとは、沒交渉である。或種の動物の棲息地として、熱帶とか溫帶とか寒帶とかいふ名目はあげられるが、それらの地域に、いかなる國民が、いかなる國家を形成してゐようとも、全く風馬牛なのである。しかるに、言語にあつては、それが、社會的の所產であり、精神的の所產であり、社會がこれを規定し、社會の成員たる個人々々が、これによつて、相互に思想を交換するといふ性質をもつてゐるのであるから、言語の研究者は、その對象たる言語の發生し行使される社會の考察をさしおいては、言語の本質を闡明することに、多大の支障を來すことであらう。言語の社會的考察は、かくの如く、言語の研究の上に、重要な關係をもつものであるが、一般言語の研究においては、その社會的考察は、多くは言語と社會との關係といふやうな、普遍的・理論的の問題を取扱ふに止まる。これ、けだし、言語といひ、社會といふ、この兩者が、あまりに廣漠たる分野をもつてゐるからであらう。こゝにおいて、或特定の言語と或特定の社會との關係、すなはち國語と國家および國民との關係の如き問題を實證的に取扱ふことが必要になる。これによつて、はじめて、言語の社會的考察の意義を完うすることが出來るのである。

第二章　國語の研究の種々相

國語の研究において、最初に、われわれの注意に上るのは、われわれは、いかなる態度を以て研究の對象を處理す

べきか、われわれの研究部門はいかに分れてゐるかの問題である。わたくしは、昭和六年に公にした「國語學通考」のうちで國語學の體系を論じ、さらにまた、語音・語義・語態・語法の四つの項目の下に、國語の研究について、いささか說くところがあつたが、それらの分類には、補訂を要するものがある。

わたくしは、「國語學通考」の第二章「國語學體系」において、國語學を記述國語學・史的國語學・一般國語學の三つに分けてみたが、今にして思へば、かういふ立て方は、簡に失する處がある。國語學を三種の國語學に分けたのも、堅苦しすぎてもゐるし、妥當でもない。むしろ、記述的研究・歷史的研究・一般的研究といふやうに分けた方がよかつたやうに思ふ。しかも、なほ、このわけ方には、不備な點もあり、訂正すべき點もある。まづ、最初に、こゝにいふ歷史的研究に對するものとして、別に、比較的研究といふ項目を立てる必要がある。わたくしの今までの立て方でも、この方面のことを無視したのではない。「國語の史的研究は、もとより、その範圍を國語のうちにのみ限ることは出來ない。(中略)遠く古を顧みれば、わが大和民族は、史前時代において、北方民族とどういふ關係にあつたか、南方民族とはどのくらゐの程度に、接觸を保つてゐたかといふやうなことが、國語の史前時代を考へ、國語の系統をたづねる上に重要な問題となる。これらの點については、史的國語學は、比較言語學の助けを借りてはじめてその考究の目的を達することが出來るのである(國語學通考四五頁)。」といつてゐるのでもわかる通り、わたくしといへども、決して、比較研究を顧みないのではない。たゞ、その名目をあらはさなかつただけである。史的研究の延長が比較研究であることぐらゐは、誰でも知つてゐることであり、また、國語の研究の上から見れば、史的研究のうちにこれを含ませておいてもよいと思はれたので、別にその項目を立てなかつたのであるが、これを表面にあらはさないのを、

分類の不備として論ずる人もあるやうであるから、比較研究といふ項目を立てることにするがよからう。次に、歷史的研究に對して、また、別に、地理的研究といふ目を立てるべきであらう。國語の地理的研究とは、個々の言語や方言の地理的分布などの研究をさしていふのであるが、この項目を獨立させなかつたのは不備であつた。次にまた、社會的研究といふ新しい項目を立てよう。國語と國語を語る個人の屬する社會との關係は、種々の觀點から考察の對象となる。これを沒却しては、國語の本質を明らかにすることが出來ないからである。次にまた、心理的研究といふ項目が、新に加へられるべきものとなる。なほ、從來一般的研究といつてゐたのの、上記の各研究に分屬させるべきものは分屬させる。しかして、これらを綜括するものとして、「國語の研究」が成立つことになる。すなはち、左表の通りである。

×括弧中に示したのは、上記の研究に學的構成を與へたらば、かういふ名目の學問が成立たうかといふ假定を示したものである。

一 記述的研究 國語の記述的研究といふのは或は國語の全般にわたり、或は、或時期、或地方、或社會、或個人について、國語の事象を忠實に記述することを目的とする研究である。換言すれば、國語を如實に認識し、正確に把握しようとする研究である。この研究の對象の範圍は、廣いこともあれば、狹いこともある。一つの小さい村落の言語について、語音・語義・語態・語法等にわたつて、詳細な考察を加へ、綿密な記述を試みるといふやうな場合もあり、國語全體にわたつて、その音韻とか語法とかの、忠實な考察・記述を目的とする場合もあり、取扱ふ範圍その他は、種々に異なり、或は、時の古今にわたり、或は、所の東西に及ぶといふこともあらうが、國語の研究においては、この記述的研究が、すべての基礎となるものであつて、記述的研究に過誤のある時には、それより抽き出された結論は、沙上の樓閣に過ぎないことになる。

記述的研究においては、たとへば現代語を研究の對象とする場合の如き、實際、各個人の口より出で、耳に入る語音に對して、出來得るだけ綿密な考察を加へるべきはいふまでもなく、それが文字に書きあらはされるに當つて、如何なる形をとつてあらはれるかに留意し、また、言語の上において、語音と語義とが、いかに結びついて用ゐられるか、國語がいかなる法則にしたがつて文を成すか、表現の上において、國語はいかなる表現形式をとるか等の、各般の事象を研究する。しかして、また、古代の國語が、その對象となつてゐる場合においては、利用し得るだけの研究資料をたどつて、出來得る限り、これを當時の言語狀態に還元して考察しなければならぬ。一例をあげれば、漢字を以て國語を表記する方法が行はれてゐた古代の國語を研究するには、まづ、その表記法について十分な考察を遂げなければならぬ。漢字がいかにして國語の音をあらはすに用ゐられてゐるか、音訓いづれが用ゐられてゐるか、字音假

用の場合には、その漢字音の本來の性質がいかなるものであるか、その漢字音本來の性質と、それによつてあらはされてゐる筈の國語の音との關係がどうであるか、字訓假用の場合には、その漢字の訓は、漢字本來の意義に相當するものであるか、また、その本義とは異なる國訓であるか、その訓となつてゐる國語の音韻的性質と、それの假用によつてあらはされてゐる國語のそれと、どういふ關係にあるか等の考察によつて、當時の國語狀態は、はじめてはつきりと描き出されて來る。語義においても、語態においても、語法においても、同じやうに、その時代の資料によつて十分の考察を加へ、これを當代に還元してみて、はじめて、忠實に記述的研究の任を果すことが出來るのである。この種の研究は、國語の靜態の研究である。

二　歷史的研究　記述的研究が國語の靜態の研究であるに對して、これは、國語の動態の研究である。すなはち、國語の全體が、或は國語の一部の事象が、いかに史的展開の過程をたどるか、一二の例をあげれば、文法上における係結の法則が、いかにして生じ、いかに發達し、いかにして衰頹したか、國語の代名詞の、わ・こ・そなどが、後には、わが・この・そのといふ場合にだけしか用ゐられなくなつてしまつたが、その經緯はどうであつたか、波行の子音はどういふ變遷を經て來てゐるか、かういふやうな問題を歷史的に取扱ふのが、すなはち、歷史的研究である。歷史的研究は、その基礎を記述的研究におく。この兩者の關係は、きはめて深い。時代を異にして、相繼いで生じた事象を、精密に記述してゆくのは、いかにも歷史的研究といつてもよいやうであるが、事實をそのまゝに記述してゆく、その記述は、事實の歷史とはいへようが、眞の意味における歷史的研究とはいはれない。歷史的研究とよばれるには、單なる事實の羅列であつてはならぬ。時代を異にして、相繼いで生じた事象を通して、その發達・變遷の徑路

をたどり、その理法を發見する意識が加はらなければならない。

わたくしは、かつて、國語の歴史的考察について、これに二つの方法がある、一は、時を異にして、相繼いで生じた繼起的現象について、順次、その發達・進化の當初よりの過程を明らかにし、その變遷の跡をたどる見方であり、一は、その繼起的現象の歸着點から遡つて、その出發點をたづねようとする見方である。前者は、古より今に及ぶものであり、後者は、今より古に至るものであるといひ、さらに、語をついで、次のやうな意見を述べたことがある。

「兩者（前に述べた史的考察の二つの方法をさす）は、ある點においては一致するところがあり、この二つのものが相須つて、はじめて、國語の史的展開の次第が闡明せられるのであるが、ことに、國語の史前時代の考究には、後者の見方によることが多い。何となれば、現代のわれわれが、過去の國語を直接に知り得る唯一の途は、文獻の記載に限られてゐる。したがつて、われわれは、文獻以外に、過去の時代を知り得る方法を講じなければならぬ。それには、直接に知り得るものによつて、その考察の結果として得たものを基礎として、推論を試みるの外はないのである。一例をあげれば、現代における各地方の特殊語の考察の結果として、琉球諸島のP・F・H音の分布がわかつたとする。そのP・F・Hは、共通語の「ハ」行音の子音に對比されるものであるが、これを動的にみると、Hがもつとも新しいものであり、Fがこれに次ぎ、Pがもつとも古いものであることがわかつて來てゐる。この結果をもとゝして、國語の「ハ」行音の歴史を、文獻により、推論によつて遡つてゆく。さうして、最後には、わが國語の「ハ」行子音の古音はPであつたといふ結論を得るやうになる（國語學通考四四頁以下）。」この所說は、今日においても、なほ、改める要を見ない。

三　比較的研究　前項の末に述べたやうな、國語の「ハ」行音の歴史を明らかにするための研究方法として、琉球語の音韻の研究の結果を旁證として採用する。この方法が、やはり、比較的研究の方法である。比較的研究といふことは、必ずしも、ちがつた國語の間の比較でなければならぬことはない。同一國語に屬する方言の間にも、比較研究は成立ち得るのである。琉球語が、從來の學者の說のやうに、わが國語のうちの、ごく早い時代に分れた一方言であるとすれば、前記の例の如きは、その本流たる國語の上では、すでに遠い昔に、發音が變つてしまつてゐる「ハ」行音の移りゆく姿が、その支流たる、しかも、ずつと川上でわかれてゐる琉球語の上に見られる。ことに、同じ海島ではあるが、沖繩本島を中心として三つの圈をゑがけば、その中心地帶、すなはち、はやくより、もつともよく內地の文化を受け入れてゐる地帶では、Hの音、次の地帶ではFの音、もつとも遠い地帶ではPの音といふやうに、「ハ」行の子音の發音が、大體において分れてゐるといふことは、國語の音韻史上に、重要なる寄與をなす資料である。この資料による比較的研究の結果は、歷史的研究における文獻の缺乏を補つて餘りあるものといふべきものである。かういふ、歷史的研究と比較的研究との關係については、メイエ教授の「史的言語學における比較の方法」（A. Meillet: La Méthode Comparative en linguistique Historique. Oslo. 1925.）の第一章の說明が、その要を得てゐる（以下、メイエ教授の著書の譯文は、泉井久之助氏の譯による）。

メイエ教授は、まづ、方法の原理を說き、「比較をなすに、元來二つの異なる仕方がある。全般的法則（lois universelles）を引き出さうとして比較を行ふことも出來れば、また、歷史的徵標（indications historiques）を得んとして比較することもある。この二つの比較のタイプ、何れとしても正當ならざるものはないが、しかし、その間の相

異はまことに根本的である。」といひ、世界には、到るところに動物說話が見出されるが、「我々は、これらの說話を相互に比較して、說話の形式・性格・役割を決定し、動物說話に關する一般的理論を構成することが出來る。こゝに認め得られた一致は、人間精神の一般的統一性に由來するものであり、その相違は、それぞれの文明のタイプと程度との差違に基くものである。即ち、かくの如くして、我々は、人性（humanité）なるものの一般的性格を識る事が出來るが、しかし、その歷史に關しては何等獲るところがないのである。」と述べ、また、不老長壽の飮料に關するインド・ヨーロッパ語民族の諸神話を檢討すると、「こゝには、相互の間に、それ自身においては何等の關係はあり得ないけれども、しかしその故に、その結合一致は單なる偶然ではあり得ないところの特異な事實の一集積がある。」と斷じ、また、「言語によつて、表現せらるべき意味が、緩かにもせよ、また緊密にもせよ、一の自然的結合によつて、この意味を表はすべき音に結合せられてゐる時、換言すれば、傳統の外に立つて、それ自らの力によつて、言語的記號が適宜に概念を呼び起し得る時、言語學者として適用し得べき比較方法のタイプはただ一つ一般的のものの外にあり得ない事になり、言語の歷史なるものはすべて不可能となるであらう。然るに、事實においては、言語的記號は、すべて恣意的なものである。それが價値を持つのは、單に傳統の然らしめるところによる。（中略）記號の性質が全然恣意的である事のみが、我々のこゝに研究せんとする歷史的比較的方法を可能ならしめるものである。」と論じてゐる。教授は、また、「一般に、言語史の研究は言語狀態を相互に比較する事によつてのみ行はれる。何となれば、文獻を作製した當時の人々が、その時々の語られてゐた言語の用法を、多少の差こそあれ、完全に寫してゐるテキストが時代的に繼續して殘されてゐる如き特別な場合にも、それらの文獻の供給する言語事實は未だ何人の手にも記錄

せられる事なくして起り而して過ぎ去つた言語的大事實に比すれば、殆んど問題にならないくらゐに、重要性の乏しいものであり、最も多くの場合、全く無意義にすぎないものだからである。過去の言語狀態を決定するために、言語學者は、最も正確にして嚴密な文獻學に俟たなければならぬ。故に、文獻學が精密の度を加へる毎に、言語學者には新しい進歩が許される。」といつてゐるが、まことにその通りである。しかし、同教授の意見にもある通り、「文獻學は、それ自身だけでは、或は一の言語狀態を明らかにすることは出來るだらうけれども、言語の歷史には何等の寄與するところもない。言語學者は、言語の歷史をつくるための方法として、比較を用ゐる。比較が、ほとんど唯一の方法といへるのである。

四　地理的研究　國語の地理的研究といふのは、わかりよくいへば、地方語の研究であるともいへるのであるが、それだけでは、やゝもすれば誤解を招く處がある。そも〳〵、言語の地理的研究には二つの方法がある。一つは、或一定の地方々々について、その地方に行はれてゐる言語を研究の對象とする方法である。地方語の研究といふのは、むしろ、よくこれに適合する名目であるが、かういふ方言の見方は、區劃を定めるに、言語によらずして、地理上もしくは、行政上の區劃によらうとするのであるから、通俗的・便宜的の方法である。ガミルシェークは、その著、「言語地理學」において、方言を論じて、方言 Mundart とは、或地域の言語であるが、それは、その地域の中心地方において、よしや、それが皆、全地域に廣まつてゐるものではないにしても、隣近方言とはちがつてゐる言語上の現象の一切が合一したものである（E. Gamillscheg : Die Sprachgeographie und ihre Ergebnisse für die allgemeine Sprachwissenschaft. 1928. S. 8.）、といつてゐるが、いひ現はされてゐる點だけを見れば、この定義も、前に述べ

た地方語の見方と同じやうに思はれるが、實はさうでない。音韻・單語・文章法等の各方面から、實例によつて、各地方の言語事象を調査し、その調査によつて、方言境界を考察し、方言區劃を設定するといふ順序をとつてゐるのであるから、ちやうど、これは、前に述べたのと反對の順序になつてゐる。かくの如き順序で物を見て行かうといふのが、第二の見方である。いづれにしても、言語の地理的研究は、個々の言語や方言の地理的分布狀態を研究するにはじまるが、さらに進んでは、これによつて、言語の發達・變遷の理法を明らかにしようとする。これが、その本領である。近時盛になつて來た所謂言語地理學は、この地理的研究を體系化したものであるが、ガミルシエークは、これを論じて、「言語地理學は、たとへば、植物地理學や動物地理學があるのと同じやうな意味で、言語と、地球上における言語の分布とに關する科學的の研究がはじまつた時以來のものである。しかし、われわれが、今日、言語地理學とよぶところのものは、今までのやうに、個々の言語や方言の地理的分布狀態を、はつきりさせるに止まらず、さらに、その分布狀態をたどつて、種類の如何に論なく、言語現象の成立および發達を明らかにしようとつとめる。であるから、近代の言語地理學は、從前の研究方針を、さらに純ならしめ、さらに深からしめむとするのである(E. Gamillscheg : op. cit. S. 1.)」といつてゐるが、すなはち、言語地理學においては、言語や方言の地理的分布狀態の研究は、その終極の目的ではない。それは、畢竟、言語現象の成立および發達を明らかにする手段たるに過ぎないのである。これより先、アルベール・ドーザが、その著、「言語地理學」のうちに、「言語地理學の眞の目的は、現行の語形および語型の割當によつて、單語・語尾變化・措辭的結合の歷史を再建するにある。この割當は、骰子の結果ではない。過去の作用であり、また、地理的條件および環境の作用であり、人も、また關係を有つ(A. Dauzat : La géo-

graphie linguistique. 1922. p. 27.)」といつてゐるのも、同様のことを意味する。ドーザは、なほ、「フランス言語圖卷」(Atlas linguistique de la France pp. J. Gilliéron et E. Edmont. Paris. 1903–1910.) の出現によつて、方言研究の趨向の變つて來たことを、次のやうに語つてゐる。「圖卷の第一の效果は、その出現以來、比較的探求が成功するやうになり、眞に、本來の意味における方言學、すなはち、方言の研究が、新生面を開き、擴大されたにある。この時までは、比較といつても、それは皮相的の比較であり、したがつて、方言の觀念も虛僞のもので、すべての方面において、不規則的に矛盾し交錯して居るのであつたが、結局、それは、音聲結界圖によつて覆されたのである。言語學者は、方言の群が無限に複雜してゐて、あらゆる分類に背叛するやうに見えるのに脅されて、地方誌(la monographie local)に方向を轉じ、市町村のうちに、小教區のうちに、統一を搜してゐた、必然の反動ではあるが、觀點が、少し狹くなる虞がある。各人は、周圍の現象は、これを考察の外において、言語學の密室に引込み、閉ぢ籠ることをあへてした。言語地理學は、明確に、これらの新しい障壁を毀たうとする。すなはち、方言は、相互にずつと連續してゐることを示し、すべての歷史時代に、いろ〳〵の方向に向つて、他の國でもさうであるやうに、フランスを横ぎつた、大小の潮流を復現せしめた。一方言の研究は、眞に缺くべからざるものではあつたが、十分であるとはいへない。言語地理學は、これに加ふるに、諸方言を横斷しての語の研究を以てし、もし、人々がよいといふのならば、これに代ふるに、諸方言を横斷しての語の研究を以てする。」(Albert Dauzat : op. cit. pp. 27.)

現時のわが國の方言研究は、概していへば、前に述べたやうな地域觀に囚はれてゐることが少くないやうである。この點においては、柳田國男氏の「蝸牛考」(言語誌叢刊)の如き研究が、もつと多く出てよいと思ふ。柳田氏が、

「蝸牛考」のうちで、方言生成の主たる原因が、必ずしも國語の癖であり、または歴史の偶然であつたとはいはれない、すなはち、地方言語の差異變化を要求する力が、目的物そのものにあつたと說き（四頁）、或は、方言領域といふことについて、「個々の事物に對する個々の單語は、やはり、各自の支配力を持つて居て、たゞ同種の事物に於て對抗して居る。別な言ひ方をすると、蟷螂丁斑魚の方言を共同にして居る土地でも、蝸牛なり土筆なり梟なり、其他の多くの語は別々のものを用ゐて居て、あらゆる方言を取揃へて、甲乙異なる組といふものは無いといふことである。尤も大數の上から見て、九州と奥羽、又は中央部と國の端とは、差異が多いといふことは有り得るが、それにも例外は甚だ多く、豫め命名法の一つの傾向の如きものを測定することは出來ぬ。個々の方言は、それ〴〵の領分を、何れも自分の力を以て拓き又保持して居て、しかも方言毎に、其地域には著しい大小がある。是も二三の實例は、いと容易に之を立證するが、それを重ね取り寫眞の如く積み重ねて見た上でないと、近年唱導せられた「方言區域」の說、即ち東國方言とか上方言葉とかの名目は、訛り卽ち音韻の變化以外には、まだ中々安心してこれを採用し得ないのである（四・五頁）。」と論じてゐられるのは、まづ「蝸牛」の方言について、地理的の、また歴史的の考察を試み、次にその個々の方言の領域についての考察を進めるといふ態度からの自然の歸結であらうと思ふ。今までの國語の地理的研究は、現時の、一般に進んだ國語學界から見れば、少しく後れてゐるといふ感がないでもない。

五　社會的研究　言語は、個人に屬するものでなくして、全く社會的のものであることは、今さら論ずるまでもないのであるから、事新しく國語の社會的研究といふことを稱道するには及ばないやうであるが、言語と社會との關係がいかなるものであるかの如き問題は、常に學者の間に取扱はれてゐるところであり、所謂言語社會學は、言語とし

てあらはれる集合表象、社會制度としての言語を考究する學問であつて、この方面の考究は、相當進んではゐるが、特に、それ〴〵の國語を色づける、國語における當該國家や社會の反映といふやうな研究は、きはめて稀である。本來、言語史・國語史といふやうな方面の歴史的研究においても、社會的の研究をさしおいて、滿足な成果を擧げることは出來ない筈であり、國語の本質を明らかにする使命を有つてゐる國語學の全體的の見方もまた、この社會的研究によつて指導されることが多いのである。ブリュノー教授の「フランス語史」(Brunot : Histoire de la langue française.)の如きは、まことに命世の大著であるが、この國語史における言語の考察は、著しく社會的である。われわれは、このフランス語史において、一例をあげれば、フランス革命當時の社會の狀態を、また當時の社會における指導精神を、フランス革命史の一卷を讀むよりは、一そう明確に把握することが出來るといふやうな次第である。われわれは、かういふ社會的考察によつて、或國民、或社會における時代精神・社會意識を明らかにすることを得るが、この時代精神といふのも、或時期における或社會を支配してゐる精神であり、社會意識といふのも、或社會の或時期における成員の一般に通じてゐる意識なのである。しかして、こゝに時代精神といひ、社會意識といふものの、言語の上にあらはれるのは、必ずしも、その大局・高處に關するものとは限らない。瑣末のものが、言語の上に、その痕跡を殘して、後の社會研究者をして、屈强の手がかりを得させる例もあるのである。わが國語の例でいへば、明治になつてからもあつた「捨扶持(すてぶち)」といふ語で、封建時代のさういふ慣習が知られるし、「埒が明く」とか「放埒」とかいふ語で、賀茂の競馬が民衆の注意を惹いた時代の社會が想起され、「奥樣」といふ語が、現在では、階級の差別なく用ゐられてゐるが、その歴史を遡れば、無論、これは武家の言葉で、奥樣は「御新造(ごしんぞ)・ごしんさん」などよりも上に位する語

で、よほど身分の上の武士の妻に對してでなければ用ゐられなかつたものであるといふことがわかる。階級制度のやかましかつた時代から、四民平等の時代に移つて來た社會の狀態が、この一つの言葉の上にあらはれてゐる。また、舊公卿の家では、子供が兩親をさしていふ場合、もしくは兩親に對してよびかける場合に、父をオタタサマといひ、母をオモウサマといふのが、傳統的のいひ方であつた。しかし、これは、五攝家といふやうな高貴の階級においてのみ用ゐられる言葉で、低い家柄のものは、同じく堂上家でも、かういふいひ方はもつてゐなかつたと聞いてゐる。これもまた、階級制度時代の社會の反映であるといへる。柳原燁子女史の養父は、六歲の頃から維新前までの京都に宮仕へをして來た人であるが、或時、少女時代の女史に宮中奉仕のことを語つて、「わしは、いつもお側で、自分の體よりも大きい團扇で、お後からおあふぎしてゐたのぢや」といつたので、「もしか、蚊が刺したらお叱られになりましたの？」とたづねたところが、養父は、「蚊がさしたらなどと申すものではない。よいか。お蚊がいたゞいた、と、かう申すのぢやぞよ。覺えておきや。」と誡められたといふことである（大正十四年八月號雜誌「女性」所載「お蚊がいたゞいた」柳原燁子による）。かういふのは、明治以前の事でもあり、極論の例ではあるが、明治時代になつても、宮中の大奧には、かなり、昔言葉が勢力をもつてゐたといふことであつて、もつて當時の、社會の大勢をうかゞふことが出來る。

應永二十七年に惠命院僧正宣守の「海人藻芥」に見えてゐる女房詞は內裏仙洞に行はれるものを擧げたのであるが、この書は應永二十七年の著である。かういふ女房詞は武家その他にもあつて、これを收めてゐる書も少くない。女房詞に關する書が、相當に多いといふことは、社會における女性の地位の反映であるといへる。わが國においては、かなり夙くから、女子の地位を、男子よりも一段低いものと見てゐた。女子は、特別に、やさしい、丁寧な、きれいな言

葉を用ゐなければならぬといふ思想は、一般社會に行はれてゐたのである。女房詞が、特に注意されるやうになつたのも、この思想のあらはれに外ならない。江戸時代の末期になつては、當時の文學書や隨筆物に、通人語・廓言葉といふものが見えるやうになつて來た。通人が、若きインテリゲンチヤの一部の理想であり、妓樓が紳士の倶樂部であつた時代の社會に、その氣分を表現するに適する、特殊の語彙・語法の發達したのも怪しむに足りない。かういふ方面のことを一々擧げれば際限がない。菊澤季生氏の「國語位相論」(國語科學講座)は、この種の詳細な研究の記録である。わたくしが、かつて發表した「異名隱語の研究を述べて特に齋宮忌詞を論ず」(國學院雜誌大正二年七月號八月號)といふ論文は、今日より見れば未熟のものではあるが、また、この種の問題を取扱つたものである。延暦の皇太神宮儀式帳・貞觀儀式・延喜式その他のものに見えてゐる齋宮の忌詞の發生した社會の情勢、忌詞の言語的性質などの考察は、興味ある國語の社會的研究の一たるを失はない。

菊澤季生氏の國語位相論は、「國語學の研究部門と位相論」(「言語」第一輯、昭和八年四月)「新興國語學の再建」(「コトバ」昭和八年七月號)「諸家の所説を拜讀して」(同上)「國語學の體系について」(「コトバ」昭和九年二月號)等の論文、および國語科學講座の「國語位相論」(昭和八年七月發行)によつて、その詳細を知ることが出來る。

菊澤氏の位相といふのは、いかなることを意味するかといふに、氏は、「國語の二要素たる音聲と意味との結合は何によつて行はれるかを見るに、それは國語自身の保持する所ではなくて、この國語を使用する所の言語社會、即ち我が日本國民といふ社會的集團によつて維持せられてゐるのであります」(國語位相論)といひ、「然るに、この樣に國語を支配する所の國民の言語社會は、必ずしも一定の姿を持つてゐるものではなく、樣々な樣相を以てあらはれて來

るものでありまして、その様相の異なる毎にそれに支配されてゐる言語もまた様相を異にするのであります。固より、我が日本語におきましても、否むしろ我が國語に於ては特に著しく、この様に様相の異つた種々の姿が見られるのでありまして、これら種々の様相に於ける國語も夫々我々の科學的研究の對象とならなければなりません。」（同上）と述べてゐられるが、かういふ言語社會を背景とする國語の研究を様相論と名づけ、音聲言語か文字言語か等の、表現様式を背景とする國語の研究を様式論と名づけ・この兩者を一括して位相論といふと考へられる。位相といふのは、自然科學における「位相」（Phase）といふ術語を採用したもので、言語は、社會が位相を異にする毎に、その位相を異にする。國語學の綜合的研究の一面には、この位相の相違による特殊の事實を認識し、位相の相違による變化の狀況を究め、その間にはたらく法則を見出すべき方面が存してゐるといふのが氏の意見である。

　菊澤氏は、次のやうな表で、國語學の研究部門における位相論の地位を示してゐられる。

- 國語
  - 分析的
    - 音聲方面—音韻論
    - 意義方面—意義論
      - 語義論
      - 文法論
  - 綜合的
    - 一面的—位相論
      - 様相論
      - 様式論
    - 全面的—構成論

　右のやうな氏の體系は、まことによく整つてゐて結構であるが、これを別の方面から見ようとしたのが、わたくしの見方である。氏が様相論で說かうとしてゐられる三つの場合、すなはち、（a）社會的・心理的——階級方言・特殊語、（b）地域的——（地域）方言、（c）生理發達的—— 兒童語の如きも、（a）は、その社會的のものに重きをおいて、

これを國語の社會的研究の題下に屬せしめ、(b)は、これを國語の地理的研究の圏内にあるものたらしめ、(c)は、その心理方面の發達が重要な關係を有つてゐるに鑑みて、これを、次に述べる國語の心理的研究の一項目たらしめるといふやうな考へ方も可能であると思ふ。全體の體系關係については、これを後の項に讓つておく。

六　心理的研究　デラクロア教授は、その著、「言語と思惟」(H. Delacroix : Le langage et la pensée. 1924.)のうちに、歴史的言語學は、時の流れにおいて、言語社會のうちに仕上げられたものを研究し、言語心理學は、その本來の國語もしくは外國語を習得する時、その思惟を言葉にうつす時に、個人のうちに仕上げられたものを研究するのであるといつてゐるが(p. 45)、この言語心理學に關する定義やうのものはシュッハルトの「補珍寶鑑」(Schuchardt-Brevier. 1928.)に見えてゐるのを引用したものである。ギネケン教授は、その著「心理學的言語學原理」(Jac. van Ginneken : Principes de linguistique psychologique. 1907.)の序文のうちに、言語學を定義して、言語學は本質的發達に屬するすべての言語上の現象の更に深い原因を探求する學問であるといつてゐるが、これに「心理學的」といふ語を加へた所以については、「もし、實際、われわれが、われわれの探求の中心點として、話者によつて話される語の本質的發生、また、傳へられる思惟や感情を完全に理會するに至るまでの、聽者のうちに受取られた語の進展をとりあげるならば、もし、心理的の動作の、無限に變りやすい、この系列が、眞に、すべてのわれわれの言語學の完全なる對象を構成するならば、わたくしは、「心理學的」といふ名稱を支持するに足る理由は、十分にあることと信ずる。」といつてゐる。今、かういふ風な學者の說を一々あげてみる必要もないと思ふが、要するに、言語の心理的研究といへば、言語を人の心のはたらきと結びつけて考察するのをいひ、われわれが、いかにして、音を結びつけて、思

考を表現するか、それらの音の結びつきと思考との關係はどうであるか、語法上の時の觀念はどう考へわけられてゐるか、自他のいひあらはし方は如何、兒童における言語習得、兒童における言語の發達といふやうな問題は、この心理的研究によつて探求されるべきものである。心理學的研究といふのも同義である。たゞ「心理學的」といへば、心理學の學理を應用してといふ點において、幾分かの、意義上の相異があるだけである。

國語の心理的研究もまた、大體において、一般的言語の場合と同様であるが、國語の相異といふことは、思考様式の相異をも意味するのであり、國語の心理的研究は、その國語を語る國民の心理を國語の上に見るのであるから、それぞれの國語の心理的研究は、おのおのの國語の背景をはつきりさせ、一つ一つの國語の特色の一端を明示することになる。兒童の言語習得の場合においても、その根本に横たはる心理的過程の原則は、いづれの國語における兒童もこれを等しくしてゐるものと思はれるが、國語を異にするために、表面にあらはれて來る事實には、それぞれの特徴が見出されるやうである。國民性などは、かういふ方面からの研究によつて明らかにされる點が多い。ちよつとした言葉の上にも、その國民の思ひつきなどがよく見えるものである。

國語の心理的研究といふものも、言語の考察の他の場合におけると同じやうに、個人精神の觀察にはじまり、社會心理の考察に終る。各個人の心のはたらきを考察するのは、心理學の一つの仕事ではあるが、國語に關して心理的考察を下す場合においては、その主とするところは、その國語の行はれてゐる社會の心理が、いかに國語の上にあらはれてゐるかにある。昔の忌詞の武士言葉や女房言葉の類は、社會的研究の對象となるものであるが、またちがつた方面から、心理的研究の有力な資料となる。現代においてのみならず、いづれの時代においても、流行言葉の盛衰は、

まことにはかないものであるが、中には、流行言葉から立派な標準語にはいつて來るものもあるが、その無意識的の取捨にも、社會心理の動きが認められる。

以上の六種の研究以外に、なほ數へ上げれば、種々のものが加へられ得よう。それほどに、言語は多方面から研究され得るのである。一般言語の研究としてみれば、哲學的研究の如きもまた、一つの研究方面として數へられるべきものであるが、言語哲學といふものの本體についても、學者の意見が區々であるし、言語の本質などについてこそ哲學的の問題も潜在すれ、國語の場合においては、かなり縁遠い心地もするので、これは、しばらく、保留することにしておく。

さて、前記の六種の研究は、相集まつて國語研究の全體をなすものであるが、これらは、國語の研究において、研究の對象を取扱ふ態度・方法などから見た種別である。いはゞ、これは、外からの分類である。對象そのものに即した分類ではない。研究の對象そのものに即して考へれば、國語の研究は、次のやうな種別となる。

國語の研究
- 一、音聲の研究 ── 語音論
- 二、意義の研究 ── 語義論
- 三、形態の研究 ── 語態論
- 四、表現の研究 ── 語法論

一 音聲の研究 言語が、外形と內容、すなはち、音聲と意義との二つから成立つてゐることは、今さらいふまでもない。國語の研究に當つて、國語の音聲についての研究が、その重要な地位を占めるものであることも、今さら論

するに及ぶまい。この研究の對象となるのは、國語に用ゐられる音聲であるが、わたくしは、假にこれを語音と名づけておく。語音は Sprachlaute といふのと同じ意味である。

語音を研究の對象とする學問は、從來、何等の區別もなく、一般に音聲學とよばれてゐた。しかして、文法のうちの、音韻を取扱ふ部門を特に音韻論と名づけたり、國語の音韻の變遷を取扱ふものを、音韻論或は音韻學とよび、また、國語の音韻の全體を對象とする研究部門を同じ名でよぶことも行はれたが、要するに、はつきりしたつかひわけ方はなかつた。「音聲學」は Phonetics, Phonetique, Phonetik の譯語であり、「音韻學」又は「音韻論」は Phonology, Phonologie の譯語であるが、ヨーロッパの學界においても、この二つのものについての考は、あまりはつきりしてゐなかつた。Phonology を Phonetics と同義に用ゐてゐる學者もあつた。マルーゾーの「言語學術語辭書」(J. Marouzeau : Lexique de la terminologie linguistique. 1933.) には、Phonétique〔Phonetik, Lautlehre〕を解して、「音聲言語を構成する音素を、或は、音素それ自身において、或は、音素の、種々な言語現象との關係において考察する研究」であると記し、さらに、また、「音聲の生理學として解せられては、Phonétique は、發音器官による諸音の發生、その傳達、その聽取の研究を含む。この意味のものをソッシュールは、Phonologie と名づけようと提言した。」といつてゐる。しかして、Phonologie の項を見ると、「この名稱は、折々 Phonetique と同意義に用ゐられるが、もつと嚴密に、或は、國語を離れて、音それ自身についての研究、および、音聲がその中に形をあらはしてゐる言語の成分の研究、すなはち、結局、音聲の發生および傳達の機制に注目する音聲生理學に、この名稱を適用しようと提言し(F. de Saussure)、或は、これに反して、音素の研究に、すなはち、國語のうちに實現され、觀念をあ

らはすために存する音聲の研究に適用しようと提言する(école linguistique de Prague.)。」と記してある。かういふ風に、術語の意義が明らかでないために、往々にして混雜を生ずる。そこで、學者の間に、これをはつきりさせようとする議が起るのであるが、Phonologie と Phonetique とについては、その Phoneme との關係において、一九三一年ジュネーヴで開かれた第二回國際言語學者會議の問題となつてゐた。

ウキーンのトルベツコイ(N. Trubetzkoy)公爵は、音韻學 Phonologie について、「音韻學は、物理學的な、生理學的な、心理的生理學的な現象としての語音を取扱ふのではなく、音素、すなはち、語音において實現され、言語意識のうちに生きてゐる音聲意圖(Lautabsichten)を取扱ふものである。當該國語において、意味の差異をつけるに用ゐられ得る音聲の區別のみが、音韻學的合法性を有つ。何となれば、かくの如きもののみが、その國語組織の見地から見て意圖的であるからである。或國語の音韻學的體系は、その國語において、意味の差異をつける仕事をする音聲意圖の總括概念である(Actes du deuxième Congrès international de Linguistes. 1933. p. 109.)。」と述べてゐる。さらに、音聲學 Phonetik と 音韻學 Phonologie との關係を論じてゐる言を聽かう。「音聲志向すなはち、音聲意圖(音素)と、實際に發音される音聲との間に、大なる相異の存することは、すでに夙くより知られてゐる。しかし、大多數の言語研究者は、この事實を輕く看過して來た。たゞ、きはめて少數の者が、折々、その研究において、音素と音聲との區別を立てゝゐたに過ぎない。この考を進め、かつ、完成させたのは、たゞ Baudouin de Courtenay 學派だけであつた。この學派は、ごく最近まで、すなはち、ほゞ世界大戰の頃までは、言語學の大學者たちの眼光にもよれなかつたのである。戰後になつて、はじめて、轉向が感じられるやうになつた。クルトネー學派とは別に、種々な

方面から、言語研究者は、音聲意圖すなはち音聲概念の研究が、言語學にとつて、おそらくは、生理學的の發音過程や物理・音響學的の音聲價値の研究よりは重要であるといふ見解を得るに至つた。われわれは、こゝに音聲學と音韻學との二つの學科の根本的の區別を見よう。」「音韻學は、音素、すなはち、その國語において、意義の差異をつけるに用ゐられる音聲意圖、さらに一般的にいへば、音聲概念を取扱ふ。一の音聲は、常に、音聲學的特徴の幾つかが相混じて一つの全體を成してゐるものであつて、音聲學者（Phonetiker）は、すべての、この特徴を研究しなければならぬのである。意義の差異をつけるためには、その音聲のわづか二三の特徴さへ、つかへばよいのであつて、すべてが、各〻の言語に入用のわけではない。この點から見れば、殘りのものは、不適當なものといふことになる。音韻學は、すべての、意義の差異をつけるには不適當な特徴を、除き去つた音聲概念をばかり問題にする。そして、その成分、それらの相互間の關係を研究する。この音聲概念が、言語の際には音聲意圖に變じ、客觀的に認知し得べき音聲となつて現れること、また、これらの音聲が、自然的に、音韻學的に合法であるものの外に、なほ多くの、音韻學的に不適當な特徴をもつてゐるといふことは、音韻學者のよく知れるところである。しかし、音韻學者は、これらの音聲すなはち音聲學的實現の研究は、これを音聲學者に任せる。音聲學者は、全く異なる方法で、これを研究する。音韻學者は、また、同一音素が、その位置にしたがひ、他の外部の條件にしたがつて、ちがつて實現されることのあること、一の音素が、時としては音聲の結合により、また、時としては、音素の結合が、單一音聲によつて實現されることのあるといふことも知つてゐる。これはたゞ、音韻學の對象と、音聲學の對象と、どうちがつてゐるかといふ、一つの證左に過ぎない。音聲學者は、その母語を語る、普通の人の、全く氣がつかないやうな音聲の相異を見つけ出

すであらうが、音韻學者は、これに反して、誰でも、その母語をつかふのに氣がつかなければならぬ、なぜかといへば、その音聲の相異は、語や文の意味をかへるものであるから、誰でも氣がつく、さういふ差異だけを研究する。音聲學者は、いはゞ、發音器官を穿鑿して、そのはたらきを、もつとも微細な點に至るまで、ちやうど、何かの機械のはたらきを調べるやうに研究するのであるが、音韻學者は、これに反して、言語意識を穿鑿し、また、當該國語の語や文が、それより成るところの、個々の音聲概念の成分を研究する。」(Actes du deuxième Congrès international de linguistes. 1933. pp. 120.)

右のやうな見解にしたがへば、音韻學もしくは音韻論は、音素、すなはち、語音に實現され、言語意識のうちに生きてゐる音聲意圖を研究の對象とするものであり、音聲學は、言語もしくは國語における語音の一々を仔細に研究する學問であるから、兩者の間に嚴然たる區別があるといふことになる。こゝに音素といふのは、いかなるものであるかといふに、一九三一年、プラーグで開かれた國際音韻學會において、專門家による討議の結果、採用されることになつた定義がある。それによれば、「音素とは、それ以上、さらに小さな、さらに簡單な、音韻學上の單位に分ち得ない音韻學上の單位である。」といふのである(一九三一年の國際音韻學會の報告書が、今、手もとにないから、學士會月報昭和七年五月號菊澤季生氏の「日本式ローマ字綴り方の立場について」といふ論文の記載による。以下、國際音韻學會のことに關する限り、大體において同樣である)。この定義には、三つの個條書がついてゐる。(一)「或一言語において、二つの音が、音韻學上同じ條件のもとにおかれ、これらの音の一方を他と取り代へて見た時、必ずその單語の意味の變化を作ふやうであれば、これらの二つの音は單語の意味の區別をなし得るのであるから、二つの違つた音素に屬する。併し、も

し、二つの音が、音韻學上同じ條件の下におかれ、その各が單語の意味をぶち毀さないで取り換へる事が出來るならば、これらの二音は、もはや單語の意味の差別をなし得ないのであるから、同一の音素の二つの變形（Variantes）に過ぎない。」（二）「二音の一群と、その順序を逆にした一群とが、同じ音韻學上の條件の下におかれ、この相反する二群が、單語の意味に差別をつけることが出來るならば、この二音の各は別々な音素に屬する。」（三）「二つの音並びにその結合したもの（AB－BA）が、同じ音韻學上の條件の下にあらはれない時、（第一）、この二音が他の音素と區別され得る、共通の音聲器官上の特質を示し、また、もしその上に、これら二音の結合が、問題の言語において、音素結合の法式として現に行はれてゐるならば（例へば、その言語が同じ音韻學上の條件の下に一音素の重複を許すが如き場合には）、これらの二音は同じ音素の二變形と考へるべきであり、（第二）、これらの二音が上述の條件を滿足しないならば、異なる音素を現はすものと考へるべきである。」

今まで述べて來たところで、音聲學と音韻學との關係は明らかになつたとおもふが、或國語の語音の研究にも、音聲學的研究と音韻學的研究が對立する。この二つの方面からの研究が相須つて、はじめて語音の研究は完きを得るのである。わたくしは、これに語音論の名を與へる。

右のやうな語音論の範圍において、その歴史的變遷を研究する場合には、その資料を文獻にもとめなければならぬことは、いふまでもない。然るに、古代の文獻について、いかに當時の語音が書きあらはされてゐるかを正確に知ることは、重要なことではあるが、また、すこぶる困難である場合が少くない。わが國語の古代における、漢字の語音表記法の研究の如きは、近時長足の進歩を見るやうになつたが、なほ將來の攻究にまつべきものが多い。平假名・片

假名の發達・弘通の後においても、いかなる語音がいかに表記されてゐたかを、時代によつて知りわけるといふことは、容易ではない。語音研究には、かういふ文獻學的・文字學的の手段によつて達成さるべき部分の少くないことは、われわれの注意に値する。

二　意義の研究　わたくしは、この意義の研究は、前項の音聲の研究に對立すべきものと考へる。しかして、前者を語音論と名づけるに對して、後者を語義論とよばうと思ふ。歐米の言語學者が、Sémasiologie または Sémantique といつてゐるのを、普通に意義學と譯してゐるが、それは、こゝにいふ語義論にも當るのである。Sémasiologie は、Sémantique よりは古く、一八二六—七年の Reisig の「ラテン言語學概論」の講義に、「意義の學問」をいひあらはす語として用ゐられて居り、ギリシヤ語の Sêmasia から出た語であるといはれる。Sémantique も、「意義の學問」の義に用ゐられることは、前者と同じであるが、これは、ギリシヤ語の Sêmatikê より出でたものであるといはれ、Essai de Sémantique. (Paris. 1897.) の著者 Bréal によつてはじめて用ゐられ、その流を汲むフランスの學界に多く行はれてゐる。現時においては、Sémntique, Sémantik, Semantics といふ名稱の方が勢を得てゐるが、ドイツなどでは、Semantik の代りに、Bedeutungslehre といふ名稱を用ゐる人も多いやうである。さて、かういふ「意義の學問」なるものは、どういふ內容・範圍をもつてゐるかといふに、學者によつて、その意見が一致しない。

意義學といふものは、語彙學(レキシコグラフィー)から出たものであるといはれるが、前に述べた Reisig の講義は、一八三九年になつて、門下生 Haase によつて刊行されたが、そのうちに、次の一節がある。「われわれは、語を考察するに、その語形を對象とし、或原理をもとめる。かくして、(一)語源學、形態論(フォルメンレーレ)が成立つ。さらに、語と語との結合を考察す

る。これは、(二)文章論(シンタックス)を形成する。しかし、語は、なほ、もう一つの特性をもつてゐる。それは意義 die Bedeutung である。多くの語のうちには、あらゆる種類の語に用ゐられるものであるにもかゝはらず、その意義は、語源學でも説明が出來ず、文章論の所攝にも屬しない、何故かといへば、それらの意義は、語源學上の規則にも文章論上の規則に依るところのないものであるからといふやうな種類の語がある。今、こゝに、多數の語について、その意義および用法の發展を示す或原理を構成すれば、文法の、もう一つの重要な部門、すなはち、(三)意義論、意義學 die Bedeutungslehre, Semasiologie が成立する。」(Oertel: Lectures on the study of language. 1902. p. 71, Note 1.)

右の説明でも知られるやうに、初期における意義學の範圍は、かなり狹い。この範圍は、前記のブレアルによつて、ずつと擴められたといつてよい。意義學は、ブレアルにとつては、實に、接尾辭・語尾・關係語・觀念語といふやうな、一切の表現法の價値を研究する學問であつたのである。この流を汲む學者が、意義學をごく廣く解してゐるのももつともである。アメリカのエールテルの如きは、意義學に、きはめて廣い分野を與へ、意義學の問題を、一般的のものと、特殊的のものとに分ち、一般的の問題は、何が言語における表現をもとめるか、聽者には、何が傳達されなければならぬか、また傳達され得るか、であり、特殊的問題は、いかなる方法によつて、當該國語は、各個の場合に、その思想を表現したか、同一語形が、どれほど多くの意味を表現することができるか、同一思想が、どれほど多くの、ちがつた語形で表現されるかであるといつてゐる(Oertel: op. Cit. pp. 279.)。

意義學は、右のやうに、漸次その領域を擴めて來たが、これは、かういふ研究の性質上、まさに然るべきところで

ある。ことに、これが、一般言語の方面に見るべき效果をあげてゐるのも當然である。ドーザ A. Dauzat が、その著「言語哲學」(La Philosophie du Langage. 1927.) において、意義學を文法論と語彙論とにわけてゐるのは、逆轉のやうな感じがする。文法論といふ僚友を伴つてはゐるが、意義學は、また、もとの出發點である語彙學に立戻つたやうに見られる。元來、意義學といふものは、前にも述べてある通り、語彙學が、主として單語の意義を取扱ふものであるのを、さらにこれを擴充して、一切の表現法の價値を研究する學問としたものといへる。しかも、こゝに注意すべきは、一般に、意義學は、意義の變化を取扱ふ學問であると認められてゐることである。ソッシュールの「言語學講義」(Cours de linguistique générale.) の編纂者も、その二三頁の脚註に、意義學を、意義の變化を研究するもの (qui étudie les Changements de signification) といつてゐるのによつても、この學派の考を知ることが出來る。ギネケンは、一般意義學 (la sémantique générale) は、二つの問題に對する答を與へる義務があるといつて、第一に、靜的の問題として、一の語が、それ自身の最初の意義のために、どう、他の意義をもつやうになるかといふ問題をあげ、第二に、動的の問題として、一の語が、前後の關係のために、どう、その靜的意義を變ずるかといふ問題をあげてゐる(J. van Ginneken : Principes de linguistique psychologique. 1907. p. 495.)。この二つの問題にしても、つまりは意義の變化の問題である。したがつて、假に、意義學を、語詞意義學 (Word-Semantics) といふやうなものに限定しても、その範圍は、語彙學のそれとは異なる。文法論の部分にしてもさうであつて、意義學の取扱ふのは、その變化であるべきである。かう考へて來ると、意義學を、文法論と語彙論とにわかつといふのは、その當を得てゐないやうである。意義學を廣く解して、言語の意義に關する一般的研究であると見るにしても、やは

り、結局は、意義の變化の研究といふことに歸着する。言語を構成する二つの成分の一としての、すなはち、音聲に對するものとしての意義を研究する場合には、その範圍は、おのづから限定されるからである。心理的に或國語を研究する場合などにおいては、その國語には親族關係を示す語として、どういふ意義をもつてゐる言葉があるとか、時の觀念を示すいひあらはし方はいくつあるとか、哲學上の觀念をいひわける語に缺けてゐるとかいふやうに、それぞれの語詞によつてあらはされる意義の上から、國語の考察を下すことが出來る。しかし、この種の研究は、音聲的研究に對する意義的研究の所攝とは、緣の遠いものである。言語もしくは國語における音聲の研究においては、その音韻組織がどうなつてゐるか、その個々の音はいかなる性質のものであるか、その國語の音素は如何、といふやうな研究、また、それらの音聲がどういふ風に結びついて言語を組立てるか、その結びつきによつて形づくられた言葉が、どういふ風に變つて行くか等の研究、この二つのものが相須つて、言語もしくは國語の、外形の考察は完きを得るのであるが、これに對して、その內容の考察においては、或意義が音の或一群によつてあらはされるといふことは、偶然のことたるに過ぎず、全く、甲が乙によつていひあらはされなければならないといふ理由は存しないのである。ただ、社會が、この兩者の結合を承認し、歲月が永くこれを支持して來てゐるので、この二つが離れることの出來ない關係になつてゐるに過ぎない。今、この兩者を別々に考へるに當つて、われわれの注意すべきは、言語における意義は、或音もしくは或音群によつていひあらはされて、はじめてそれぞれの內容を形づくるといふことである。新語の發生の場合、たとへば「防空」といふ語が出來て來るやうな場合には、防空といふ思想・內容があつて、それから「防空」といふ言語・外形が出來たと考へるのは普通であるが、この場合においても、「防空」といふ語が出來て、はじめ

てその內容がはつきりと形づくられたと見るのがよいのである。何故かといへば、實質的には、防空といふ觀念が存在してゐても、「防空」といふ語のあらはれない以前には、その觀念が、漠としてゐて、把握しにくい存在たるに過ぎないからである。「善」とか「惡」とかいふ語のない場合におけるわれわれの善惡觀念は、すこぶる曖昧であるにちがひない。ボートといふ語が國語にはいつて來て、新語となつてゐるのも、その語によつてあらはされる內容が、從來の「小舟」によつては、十分に表現されないからであつて、換言すれば、「ボート」の觀念は、「ボート」といふ語によつて把握されるといふことになる。「端艇」といふ語が、「ボート」といふ觀念をあらはすものとして用ゐられた時代もあるが、この場合の「端艇」は、新しく輸入された、從來の「小舟」のもつ觀念とは異なる、新しい觀念を把握するに適當なものとして用ゐられたのである。哲學の發達は、形式上から哲學用語の確定して行く過程だと見ることもできるといはれるのも、また、言語と意義との關係が、かくの如きものであるからである。

言語の音聲に對する意義の關係は、上記の通りであるから、この意義なるものを、音聲の場合のやうに、一々の成分に分解し、その本來の性質を明らかにすることは、出來もしなければ、よし可能であるにしても、それは無用である。われわれは、或音もしくは或音群に結びつけられてゐる意義は、これを與へられたものとして、意義と音聲との關係が、ずつと昔からのものであるか、中古からのものか、近古からのものか等の歷史的考察、さらに、一步を進めれば、この兩者の關係と類似のもの、或は、これらのすべての出自と見られるものの比較に本づく語源的考察に入り、一轉しては、その意義の內容が、語源的考察によつて得られた本來の意義から、(もし變化してゐたならば)どういふ次第で、いかに變化したか、その變化の結果は、逐次交替であるか、同時並存であるか、すなはち、變化の度ごと

に、前のものが亡びて、新しい意義のみが行はれるか、新しい變化の結果と古いものとが、同時に並存してゐるのであるか、さういふやうなことから、意義の種々な位相についての研究が必要になつて來る。わたくしの、こゝにあげた「語義の研究」といふのは、國語における、言語の意義すなはち、語義の變遷の考察を意味する。この研究においては、語源・語彙・語法に關する學問もまた、問題の解決に參加することは勿論であるが、語義の研究は、どこまでも語義の研究であつて、語源學・語彙學・語法學のいづれでもなければ、それらの總和でもない。

コドモといふ語は、コ（子）にドモといふ、數の多いことを示す接尾辭のついたものである。したがつて、古くは、子等の義に用ゐられてゐる。萬葉集卷五山上憶良の思子等歌（八〇二）に「宇利波米婆胡藤母意母保由云々」、同じ人の遊於松浦河序（八五三）に「阿佐里須流阿末能古等母等比得波伊倍騰」、卷十五葛井連子老の歌（三六九二）に「波之家也思都麻毛古杼毛母」卷十八賀陸奧出金詔書哥一首（四〇九四）に「於夜能子等毛曾」のやうな例は、萬葉にめづらしくない。かういふドモは續日本紀の宣命にも、（第十六詔）「逆在人止母在而」（第四十三詔）「岐多奈久惡奴止母」などとも用ゐられてゐる。このドモに對して用ゐられる接尾辭にタチといふのがある。このタチも、やはり數の多いことを示すのであるが、ドモが、同等もしくは同等以下に屬するものの多數をいひあらはし、或は、自己の近親などを卑下していひあらはす場合に用ゐられるに對し、タチは、敬意をふくめて、多數を示すに用ゐられる接尾辭である。續紀の宣命などに、「天地乃神多知」「親王多知臣多知百官乃人等」萬葉集卷十九（四二四〇）に「大船爾眞梶繁貫此吾子乎韓國邊遣伊波敝神多智」とあるタチは、すなはちそれである。しかるに、コドモの意義が變つて、子の多數を意味せず、單に「子」といふ意義をのみあらはすやうになつて來た。そこで、單數でないコドモをあらはす場合には、タチを

つけてコドモタチといふことになつて來てゐる。キムダチ(公達)といふ語も、本來キミとタチとの複合したもので、タチは數の多いことをあらはす接尾辭であり、結びつけられたキミとタチとの間に、音韻變化が生じ、キンダチと發音されるやうになつたのであるが、この場合には、タチはすでに接尾辭たる資格を失ひ、また多數を示す力をも失つてゐるのである。しかして、また、この場合には、キミタチといふ形でなく、キンダチといふ形であるといふことが、換言すれば、この二つの成分の結合に音韻變化を生じてゐるといふことが、この結合をして、他の(單數)名詞+タチの語類より孤立せしめる因由となつゐる。かういふ類の變化は、パウルの「言語史原理」の「孤立」Isolierung のうちにも、この種のものが數へられてゐたと記憶してゐる。アシタが、本來、「晨」の義であつたのが、「何か事のあつた翌朝」の義に用ゐられ、後には「明日」といふ義につかはれるやうになつて來たといふやうな、單純な意義の變化とは趣を異にしてゐる。單語の意義の變化だけを取扱ふのであれば、比較的簡單であるが、語法上の變化や音韻上の變化がこれに伴ふことが多いので、語義の研究は、かなり複雜なものとなる。しかしまた、國語の研究の、もつとも興味ある部門の一たるを失はない。

三　語態の研究　こゝに語態といふのは、言語の形態の義であるが、その「形態」は、語音そのもの、もしくは語音の集りそのものをさすのでなく、語音の組合せによつて示された言葉の形式・樣式を意味する。わたくしは、「國語學通考」の第五章において、語態の研究について、一應の意見を述べておいたが、その後の考察の結果によれば、語態の範圍は、前の所說よりも、もつと擴大するがよいやうである。「國語學通考」で取扱つてゐる語態の研究は、主として語詞構成の問題であつた。われわれが國語として受取つてゐる言語の形態はきまつてゐる。文法における形態論

は、さういふ、既成の言語、語として用ゐられてゐる言語の形態を對象とし、あるがまゝにこれを取扱つてゐるのであるが、所謂語態の研究にあつては、その形態は、いかに成立つてゐるか、その形態を構成してゐる成分には、いかなるものがあるか、その形態は、いかに展開して來たか等の問題の解決を目的とするのであつて、普通の形態論よりは、廣さにおいて深さにおいて、著しい相異のあることが認められるであらう。わたくしは、今、かういふ風に語態の研究を擴充して、一般的に、與へられた言語形態の成立および展開の研究、といふやうにする方がよいと考へてゐる。具體的にいへば、接辭や單語や複合語の分析的・綜合的の研究のみに止まらず、口語・文語の研究の如きも、その主たる特徴は、言語形態に存するのであるから、この方面の研究をも語態の研究に屬せしめてよいと思ふ。

語態の研究は、語法の研究と境を接してゐるが、その本質においては、全く異なるところがある。前者は、言語形態が、いかに成立つてゐるか、いかに展開してゐるかを研究するのであるから、現象の說明において滿足する。たとへば、サクラバナといふ語は、サクラとハナとから成立つてゐるが、ハナ（花）が複合語の後行成分となる場合には、語頭のハ行音の有聲音化するのが普通の現象である。これには、ハルバナ（春花）・モリバナ（盛花）・キリバナ（切花）・イケバナ（生花）のやうな類例がある。イケバナの場合に、先行語がイケであるのはやゝ異樣であるが、イケガキ（生垣）・イケヅクリ（生作）・イケス（生簀）・イケドリ（生捕）・イケニヘ（生贄）のやうな類例があるといふやうに說明する。後者は、言語形態を支配する法則を發見しようとする。何故に、イケバナであつてイキバナでないか、イキガミ（生神）・イキガホ（生顏）・イキギモ（生膽）・イキチ（生血）・イキジビキ（生字引）などの例もあるが、「イキ」は、上二段活用の動詞の連用形であり、「イケ」は下二段活用の動詞の連用形である。しかして、動詞が複合語の一成分とし

て、後行の名詞を修飾する地位に立つ場合には、その連用形が用ゐられるのを原則とするといふことを、幾多の類例に照らして發見するのが、語法の研究の一つの態度である。かやうな點で、それぞれ、獨自の領域をもつてゐる。

四　語法の研究　國語における語法の研究もまた、獨立の一部門たることを要請し得る。普通に解せられるところによれば、語の相互間の關係を規定する法則が「語法」であるが、こゝでは、もう少し廣い意味に、これを解して、同一言語共同社會における言語慣習の上に發見される法則が、すなはち、「語法」であるといふやうに見る方がよい。ここに、特に語法といふ名稱を用ゐたのは、普通に所謂文法との混線を避けるためである。かくの如き意味における語法は、その考察の範圍を異にするにしたがつて、趣を異にする。國語の語法といへば、その國語の行はれてゐる社會は、一の言語共同社會を形づくつてゐるのであるから、その言語共同社會における言語慣習の上に見出される法則がそれであると解せられるのが當然であるが、その法則なるものが、いかにして發見されるかといふことは、一つの考慮を要する問題である。國語を同じくしてゐる社會において蒐集せられた、言語上の多くの事實を材料として、その背後に存する、また、その事實を支配する法則を發見し、これを整理することによつて、われわれは、語法研究の任を果したといへる。しかし、國語の語られる地域は廣く、國語を同じくしてゐる國民は多く、國語の行はれ來つた歷史は長い。研究者は、何を目安とし、何處に目標をおくべきかに迷ふ。したがつて、一般的・共通的な言語事實だけを取扱つて、特殊的・部分的のものを閑却するといふことも起つて來る。しかし、われわれは、そのいづれをも、語法研究の資料として、同等に取扱はなければならないのである。かういふ、一般的のものを重んじ、特殊的のものを輕んずるのは、一般的言語事實に、規範的の力を認めようとするに本づく。

語法といふものも、種々の方面から研究される。が、その主流と見るべきものは、やはり、記述的研究・歴史的研究・比較的研究であらう。語法の記述的研究とは、或時代の或社會の言語に見出される語法的事實の、ありのまゝの考察をいふのであるが、これは、さらに、全體についての研究と部分についての研究とにわかれる。全體的のものといふのは、研究の對象となつてゐる社會の言語の語法上の事實の全體にわたる研究であり、部分的といふのは、語法上の事實の一部分、たとへば打消の語法とか、助詞の用法とかいふ、さういふものだけについての研究である。かくの如き場合に、全體的たると部分的たるとを問はず、研究者の執るべき態度は、事實に對して忠實であり、考察に當つて豫斷をもたないことである。いかなる事實を支配してゐる法則についても、また、その法則の適用についても、すべからく不偏なるべしである。しかして、この記述的研究に對して、歴史的研究がある。語法の記述的研究によつて蒐集し得た言語事實を、單に、あるがまゝに受取るに止まらず、それらの事實、時の古今を通じて、同種のもの、もしくは類似のものとの間の關係において考察し、それらが、別々の起源・發達をもつものであるか、または、それらが系統的のつながりをもつものであるか等を闡明する。しかしながら、他の場合においてもさうであるやうに、語法の研究も、歴史的研究のみでは、十分にその效果をあげることは出來ない。こゝにおいて、比較的研究が、その本來の長所を發揮する。歴史的研究は、同種の、もしくは類似の言語事實に、縱のつながりをつけようとするのであるが、比較的研究は、それらの言語事實に、横のつながりをつけようとするのだといへる。前者は史的語法であり、後者は比較語法である。史的語法にも比較語法にも、全體的のものと部分的のものとのあることは、いふまでもない。

語法の上において、その歴史的研究によつて得られた語法の智識は、やゝもすれば、古代の語法に語法上の基準を

もとめようとする錯誤を生ぜしめる。記述的の研究は、時と處とを通じて、語法上の現象が複雜多岐であつて、いづれをよしとすることが出來ないことを明らかにするし、歴史的・比較的の研究もまた、語法的事實のうちのいかなるものが、規範的のもの、正格なものであるといふ斷定を下し得ない。何となれば、それらのいづれもが、嚴然たる事實であるからである。無論、現實における言語の使用の上では、その個人の屬する言語共同社會の言語慣習に背反したものは、個人的の誤謬・訛誤として、その社會から斥けられるから、それは、當該社會にあらはれてゐる言語事實とは認められない。しかし、その社會が認容してゐるものならば、歴史的に見て正統でないもの、比較的に見て異常なものであつても、それは、その社會における公認の語法であるから、他の基準によつて、その正否を斷ずることは出來ないわけである。かくの如く、論じて來ると、事はきはめて簡單であるが、實際はさうでない。言語共同社會なるものの範圍が大小錯雜して居り、犬牙相交つてゐる。甲の社會において容認されるものも、乙の社會においては拒否されるといふ有様で、たやすく、語法の正訛を決することは出來ない。言語共同社會なるものが大きくなり、全國民が、事實において、細部においてまでも、一つの言語共同社會に屬するやうになるのは、國語政策論者の理想とするところではあらうが、實現は容易でない。もつとも、前に述べたやうに言語共同社會なるものを、單に國語を同じくしてゐるといふだけの標準で決定するとなれば、問題はないのであるが、實際の考察においては、さういふのは、理論的存在たるに過ぎないものと考へられて來る。ことに、國語の細部の研究に關して、言語共同社會を考察しようとするに當つては、さういふ存在は許されないのであつて、社會別は、地理的・社會的の、實際に卽した研究によつて定められなければならない。であるから、社會の容認と拒否とが、語法の正訛を決定する標準になるといふことと

は、もつと確乎たる論據を見出さなければならぬのである。なほまた、歴史的・比較的の研究によつて、歴史的・比較的の根據が見出されたものにあつても、たゞそれだけの理由によつて、これを標準的のものであるとして決定することは出來ない。さらにまた、行政的處置などによつて、これを左右することも出來ない。シャルル・バイイ教授が、「然しながら、言語活動の如く然かく深刻な然かく複雜なものに對して、かゝる行政的處置の全能を誇示するならば、それは間違ひである。多くの人はかう考へてゐる、國語の運命は、一にアカデミの裁決とか、一省の省令とかに懸つてをると。事實に於ては、それらは語彙及び正書法に關しての外は、些の力もないもので、しかも外見上はとにかく、文法や音韻に對しては殆ど作用するところがない。それは語が體系の中で最も動搖し易い、最も皮相的な部分だからである。語は體系を甚だしく壞さずに多數に變ることが出來る。けれども、大部分のものは、言語といふものを、語の、しかも書かれた語の堆積くらゐにしか考へてゐないから、幻想が絶えぬのも無理はない。意識的な改新が統辭法に、形態法に、或は發音法に入込むがためには、一階級又は選ばれたるものの共謀が必要である（小林英夫氏譯バイイ生活表現の言語學三三五―六頁）。」といつてゐられるのは至言である。しかし、また、われわれは、他の一方において、國語教育や國語政策の上から見て、實際の言語現象における複雜の中に統一をもとめ、多岐のうちに一路を探つて、標準語・標準語法を制定するといふことの可能であり、また許されるべきものであることをも認めなければならぬ。言語學上・國語學上では、正訛を決し難いにしても、他の見地から、規範的見地から、一の標準を立てゝ國語の教育に資し、國語の統一を圖るといふことは、國語教育者・國語政策論者が、國語學の研究の成果に本づいて善處すべきものである。

以上、本章において、わたくしは、國語の研究の、その方法・態度による分類、國語の研究の、その對象の種類による分類を立て、その研究の種々相について、一應の考察と叙述とを試みた。この分類は、わたくしの最後案ではない。さらに幾多の研究を重ねて是正したいと思つてゐる。

第三章　語音の研究および漢字假用の源流

國語の語音の研究方法には、音聲學的にこれを取扱ふのと、音韻學的にこれを攻究するのとの二つの方法があることは、前章において述べた通りである。近時ヨーロッパの學界で、音韻學(フォノロジー)に關する議論が盛になり、その本質のいかなるものであるかが明らかにされてよりこの方、國語の語音の研究は、音韻學的にのみ可能であり、音韻學的の研究のみが國語の語音の研究であるかのやうに思はれるほどに、音韻學の呼聲が高い。何故に、かくの如き音韻學的考察の要が鼓吹されるやうになつたかといふに、それぞれの國語における、從來の語音の研究が、生理學的・物理學的には詳細を究めてゐるやうな場合であつても、それぞれの國語の語音としての考察には、遺憾に思はれる點が尠くなかつたからである。トルベツコイ公爵（N. Trubetzukoy）は、「從來の研究は、音韻體系の實現し得べき構造様式が無制限でないこと、或結合は決して現はれないが、或他のものは、これに反して、常に、同じ條件で結びつけられることを示した。換言すれば、從來の研究は、强ひて、音韻體系の構造に關する或法則の存在を承認しようとした。」といひ、音韻學については、「音韻學は、一定の國語の音素目錄の設定や、音素體系の構造の闡明だけに止まらず、當該國語において承認される、かつ、實際に現はれて來る、個々の音素相互の結合や合體について、またかくの如き結合

が、どのくらゐ頻繁にあらはれるか、その關係的の度數、結合が意義的の目的に用ゐられる、その結合の使用の度合を研究する。この研究には、種々の方法(統計的の方法も、これに含まれる)が用ゐられなければならないが、この研究は、研究される國語の個々の特性を現示する。この點から見ても、實現し得べき樣式の數が決して無制限ではないこと、種々の國語を比較するに當つて見出され得る、或一般的の法則の、こゝにも存することが、この研究によつて示される。音韻學は、前にもいつた通り、意義の相異をいひわける音聲意圖を研究する(この場合には、いつも「智的意義」のみが考へられる)のであるから、音韻學の分科は、言語的にいひあらはされた意義の種類にしたがつて、定まる。一般的すなはち語彙的音韻學を第一とし、形態的音韻學(モルフォロギッシェフォノロギー)、つめていへば形態音韻學(モルフォノロギー)が、これに次ぐ。形態的音韻學は、音韻的手段の形態的使用を研究するのをいふ。第三に位するのが、文章法的職能をもつ音韻現象を研究する文章法的音韻學である。一般的法則を設立する努力について、上に述べたところは、音韻學のすべての部門に通じて有効である Actes du deuxième Congrès international de linguistes. 1933, p. 109 f. なほトルベツコイの說については Psychologie du langage 1933 (Journal de Psychologie の特輯)所收 La phonologie actuelle 參照)。」といつてゐるが、音韻學を一般的・形態的・文章法的の三つにわけてゐる。そのわけ方を見ると、音韻學は、明らかに、音聲學とは別の立場を占めてゐる。第二回國際言語學者會議において、音韻學の問題について前章および前文に見えてゐるやうな議論が發表された時に、イエスペルゼンは、その音韻學の運動を歡迎する旨を述べ、「しかし、自分の考へるところによれば、人々がこの新理論について認め得る創始性の部分については、この際一言を加へておくのがよいと思ふ。」といつて、—提言された方法の體系化されるに至つたについては、すでに人の認めるところとなり、或程度

までは考慮の中に入れられてゐるが、その主たる功績は、音聲學者の概念に歸する。一體、嚴格な、機械的の音聲學に從事したのは、少壯文法學派(ネオグランマリアン)の人々であるが、それらの人々の音聲學では、音聲の單なる性質が考慮に上つたのである。スキートの學派(イエスペルゼンもこれに屬してゐるが)は、音聲學においては、音素についてゐる意義を考慮に入れるべき事を無視してはゐない。」といふ意味のことを語り、次で、自分はすでに、二十七年前に、「音聲學の基本問題」(Phonetische Grundfragen)のうちに「わたくしは、言語において、外的のものと內的のもの、音聲と意義とが、相互に、もつとも密接な關係をもつてゐるといふこと、および、他の一方のことを顧みないで、一方のことを十分に研究しようとするのは大なる過誤であるといふことについての考察が、ます〳〵身にせまるをおぼえる。或國語の音韻論は、意義論に立ち入つてでなければ、これを理解することも出來ないし、說明することも出來ないといふやうな場合が、非常に多い。」と述べておいた。また、「音聲學教程」(Lehrbuch der Phonetik)における音量やアクセントの事項については、意義の働きの方面からの說明が加へられてあり、その National Systemotik と名づけてある章の如きは、全く音韻體系にほかならないのであるといつて、最後に、音聲學と音韻學とは區別しなければならぬが、分離さしてはいけない、音聲學者は音韻學者であらねばならず、音韻學者は音聲學者であらねばならぬと結んでゐる。イエスペルゼンの最後の言葉は、まことにもつともである。わたくしが、國語の語音の研究に、音聲學的のものと、音韻學的のものとの二つがあると說いたのも、また、この二つのものを分離するのは、事實の眞を探り得る所以でないと信ずるからである。この兩者は、相携へて、語音の分野を立ち馴らすべき宿命をもつてゐる。

しからば、國語の語音の音聲學的研究といふのは、いかなる部分をさすかといふに、語音の物理的・生理的研究が

すなはちそれである。これに對して、國語の語音の音韻學的研究といふのは、むづかしくいへば、國語の語音にあらはされ、國語意識の中に生きてゐる音聲意圖を研究するものであるが、簡易にこれを解すれば、意味の相異をいひわけるに用ゐられる、國語の語音の相異を對象とする研究であるといへる。さらに、この兩者を考へわけてみるに、音聲學的研究においては、國語に用ゐられる音聲を、音聲そのものとして研究するのであり、音韻學的研究にあつては國語に用ゐられる音聲を、意義との關係において研究するのである。

國語の音聲學的研究においては、發生的すなはち生理學的方面と、聽識的すなはち物理學的との二方面からの研究が、從來、その主たるものであるやうに考へられてゐたが、さらに、心理學の方面からの研究もまた、ゆるがせにすることが出來ない。しかして、これらの研究からは、音聲生理學・音聲物理學・音聲心理學といふものが、それぞれの機緣において成立の果を結ぶべきものであると考へられるが、在來の音聲學もしくは音聲學的研究といふものは、多くは、生理的・物理的の方面にのみ重きをおき、その心理學的方面からの考察をさへ閑却する有様であつた。この點から見れば、新興音韻學が、前述のやうな立場から、それぞれの國語の音韻學的體系のうちに、音素を研究しようとする態度を主張するに至つたのは、まことにその宜しきを得たものと考へる。たゞ、前にも述べた通り、この兩者は、一長一短、いづれを捨て、いづれを採るといふべきではない。

わが國語の語音の研究は、明治時代に、歐米の音聲學が輸入されてから、はじめて科學的に、音聲を取扱ふやうになつたといつてよい。それより以前の研究は、主として、漢字や假名によつて書きあらはされてゐる音韻についての

考察に止まつてゐて、生理的・物理的もしくは心理的の方面に至つては、ほとんど顧みられなかつたといつてよい。

わが國における音韻の研究は、その源流をたづねれば、印度から支那を經て、日本にはいつたともいふべき、印度系の音韻の學問すなはち悉曇學と、支那において發達した文字・音韻の學問すなはち小學との二つに歸する。その以前の時代において、わが國民が、國語の音韻に對して、漢字の音韻に關して、どれほどの智識をもつてゐたか、容易にこれを斷定することが出來ない。しかし、上代における漢字の假用法の研究によれば、われわれは、古代人が、或程度まで、わが國語の音韻に關する智識を有し、これを書きあらはすに用ゐらるべき漢字の音韻に對しても、相當の研究を積んでゐたことが想像される。本居宣長の古事記傳卷一には、同音の中でも、その言葉に隨つて、これをあらはすに用ゐられる文字が異なることが多い。コの假字には、普く、許・古の二字を用ゐてゐるが、子には、古の字をばかり書いて、許の字を書いてあることがなく、メには米・賣の二字を用ゐてゐるが、女には、賣の字をばかり書いて米の字を書いてはない。キには伎・岐・紀を普く用ゐてゐるが、木・城には紀をのみ書いて、伎・岐を書かない。トには登・斗・刀を普く用ゐてゐるが、戸・太・問のトには斗・刀をのみ書いて、登を書かない。ミには美・微を普く用ゐてゐるが、神のミ、木草の實には微をのみ書いて、美を書かないといふことを述べ、その他の音についても、種々の例をあげて、漢字のつかひわけ方があることを論じてゐる。この說は、その門人であり、「古言清濁考」の著者である石塚龍麿によつて繼承され、龍麿の著「假名遣奥山路」によつて、一そうの深さを加へられたのであつた。この書の說くところは、橋本進吉博士が、大正六年十一月の「帝國文學」誌に發表された「國語假名遣研究史上の一發見」と題する論文によつて廣く世に紹介されたのであるが、その以後、上代における漢字假用に關する研究は長足の進歩を

示すやうになつた。この石塚龍麿の假名遣に關する發見といふのは、十三の假名に對して用ゐられる漢字は、兩類にわかれてゐて、相通じることはないといふのである。龍麿の研究には、今日から見れば、不備の點もある。橋本博士は、昭和六年九月の「國語と國文學」誌上の「上代の文献に存する特殊の假名遣と當時の語法」といふ論文において、石塚龍麿の假名の表を補正した、次のやうな表を載せてゐられる。

え
- 衣の類　愛哀埃衣依榎
- 延の類　延曳叡要兄柄

き
- 伎の類　伎岐棄枳祁企耆藝祇吉蟻嶠儀寸杵服來
- 紀の類　紀疑機氣幾基已擬既騎義宜奇貴寄綺記歸癸木城樹

け
- 祁の類　祁牙下鷄計啓家雞稽霓計價奚谿結夏雅賈異
- 氣の類　氣宜開該概慨階戒凱愷礙皚碍旣義偈毛食飼消

こ
- 古の類　古胡故顧固誤姑吾吳孤五虞枯庫後黑高祜子兒小粉籠
- 許の類　許莽其語據馭居虛去擧御莒渠己朞巨興木

そ
- 蘇の類　蘇宗素泝祖十
- 曾の類　曾叙層贈諸所則序鋤茹僧增憎俗其衣

と
- 斗の類　斗刀土度杜圖屠覩都徒怒渡外礪
- 登の類　登等杼騰縢鄧苔耐廼澄得特藤

ぬ
怒の類　怒努弩
奴の類　奴農濃沼寐

ひ
比の類　比毘避譬彌臂吡弭寢卑辟鼻婢必賓嬪姚日氷檜
斐の類　斐備肥被彼悲費媚眉縻非飛昧未火乾

へ
幣の類　幣辨覇陛弊謎鞞鼙蔽遍倣便返別反邊部隔方重
閉の類　閇倍陪珮沛杯俳每背經戸甕

み
美の類　美彌瀰寐瓕民三御見水眷
微の類　微味未尾箕實身

め
賣の類　賣謎咩綿馬面女
米の類　米妹梅每瑋昧晩目眼

よ
用の類　用庸欲容夜
余の類　與余豫譽預餘四代世

ろ
漏の類　路漏樓盧露魯
呂の類　呂侶慮廬稜

右の表に示されてゐる、それぞれの文字は、それぞれの音をあらはすに用ゐられるが、同じくゑの音をあらはす文字のうちでも、衣類と延類とは相通じない。きの音をあらはす文字のうちでも、伎類と紀類とは、はつきりつかひわ

けられてゐる。同じくけ・へ・めの音をあらはすにも、四段活用の動詞の已然形のけ・へ・めには、氣・閉・米が用ゐられ、命令形のけ・へ・めには、祁・幣・賣が用ゐられる。かういふ風に、漢字がつかひわけられ、同類は相通じるが、異類は通じないといふ使用法が嚴然として存してゐたことが、歸納的に知られる時代においては、これらの漢字についての音韻的智識と、これによつて書きあらはされるべき國語の音韻的智識とが、共によく發達してゐたと見なければならぬ。しかして、漢字假用の上において、かくの如き音韻的區別がはつきり立つてゐたと思はれるのは、奈良朝およびその以前の時代であつて、平安朝に入つては、かういふ區別が文獻の上に認められなくなつてゐる。しかし、平安朝に入つては、平假名・片假名の弘通によつて、漢字のもつ音韻上の區別が失はれたと見るのは、早計に過ぎる。もし、さういふ區別が書記の上に必要であれば、平假名・片假名においても、それに應ずるものが發達したであらう。それが、さうで無いのを見ると、奈良朝から平安朝までの間に、發音上の區別も書記上の區別も失はれたと考へなければなるまい。もつとも、この場合に、發音上の區別は殘つてゐたが、書記上の區別だけが無くなつたといふ考も立てられるけれども、最初から發音上の區別が無かつたのならばともかくも、その區別があるために、書記上の區別も出來てゐたのに、後者のみが影を潜めるといふことは、普通ではない、むしろ、發音上の區別が失はれたので、書記上の區別も、これに伴つてなくなつたと見るべきであらう。

上述のやうな書記的區別を生ずるに至つた發音上の相異は、すなはち語音の相異であり、しかも、これは意義の相異をつける音聲意圖に本づくものである。上代の假名遣の研究によつて、われわれは、十三の音が、それぞれ、甲乙二類にわかれ、その區別が、意義の差異をいひわけるために存してゐることを知る。これによつて、われわれは、上

代の音韻組織において、上代人はこれらの十三の音については、それぞれ、甲乙の音素を區別してゐたことを知る。しかも、かういふ區別が、文字の上に書きあらはされたについては、なほ、われわれの攷究を要するものがある。

漢字を以て國語を書きあらはす場合に、上代人が幾多の困難に遭遇したことは、古事記の上表文において、太安萬侶の述べてゐるところによつても知ることが出來る。萬葉集の和歌の表記法は、漢字による國語の表記法の極度に發達した時代のものであり、また、漢文學の造詣の深かつた人の手を煩はしたものも少くないやうであるから、これを以て、古事記・萬葉集以前の時代、漢字假用法の搖籃時代を推すことは出來ない。萬葉集の漢字假用の例を見るに、ニシに金（金厩）、アキに白（白風）、アメツチに玄黄、ヤマに山上復有山、テシに義之、アマに泉郎、カタブクに西渡を當てゝゐるが如き、その書記法のきはめて自由であることを思はしめる。しかもまた、一方においては、上述のやうな十三の音については、甲乙の二類を區別してゐる。これらの事實の上において、さらに、上代の全般を通じて、われわれの考ふべきことは、前期における文部・史部の文化上の影響と、後期における漢文學の盛行とである。國初より大化の新政までの時代を上代の前期とし、大化の新政より奈良朝末までを上代の後期とすれば、前期の文化は、實に歸化人の文化、文部・史部の文化、朝鮮系統の文化であつた（文部・史部の文化と古典文學との關係については、岩波講座「日本歷史」拙稿「古典文學」參照）。歸化人の系統には、朝鮮よりのもの、支那よりのもの、さまざまのものがある。歸化民族の出自は、必ずしも、それらの氏において傳へられる、もしくは、その氏人が公に稱してゐる通りではあるまいと思はれるが、歸化の民の後たることの疑を挾む餘地のないものが多くある。しかして、それらの歸化民族の、それぞれの部族の首長は、朝廷の優遇をうけ、或は財政に、或は文筆に、或は工藝に、或は美術に、或は產業に、各

々、その特技を發揮して、わが國の文化に貢献することが多かつた。しかも、わが國民がはじめて文字を得たのは朝鮮半島からであつたらう。後漢書、光武帝の中元二年正月の條に、「倭奴國奉貢朝賀、使人自稱ニ大夫一、光武賜以ニ印綬一」とあるのは、必ずしも、日本人の海外交通の最初の記事ではない。前漢書にも、樂浪の海中に倭人があり、分れて百餘國を爲し、歳時を以て來献すると見えてゐるが、光武帝の中元二年といへば、西紀五七年、垂仁天皇の二三年に當る。次で、安帝紀の永初元年(西紀一〇七年)に倭面土國王師升等の入貢のことがあり、また、魏志倭人傳には、景初三年(西紀二三九年)の倭王卑彌呼の入貢の記事、正始八年(西紀二四七年)の倭王壹與の遣使貢献の記事がある。これらの記事の内容については、學者の間に種々の議論があるが、その入貢の如きも、大和朝廷の知るところではなく、北九州の地方に蟠居してゐた豪族が、王と稱して交誼を結んでゐたものと思はれるが、わが國の海外交通は、わづかに、これら二三の場合に止まらなかつたことはいふまでもない。しかして、わが上古における支那との交通は、樂浪郡治の地を經由するものであつたらしい。樂浪郡は、漢の武帝の朝鮮征討後、元封三年(西紀前一〇八年)に建置されたので、武帝の時におかれたのは、樂浪・眞番・臨屯・玄菟の四郡であつたが、その地は、朝鮮半島の中部以北および南滿洲の一部分である。後、昭帝の始元五年(西紀前八〇年)眞番・臨屯の二郡が廢せられて、樂浪・玄菟の二郡となり、次でまた、玄菟は鴨綠江の北に徙されて、樂浪一郡となつたが、桓帝・靈帝の頃には、しばしば、朝鮮半島西南部の民、韓・濊の名を以てよばれるものの攻掠をうけ、樂浪の南部は韓國に併合されるに至つたのを、建安年間(西紀二〇四—二二〇)公孫康が、これを回復して、帶方郡を置いた。その後、種々の變遷を閲したが、西晉の末、建興元年(西紀三一三年)の頃までは、樂浪郡がつゞいてゐたのである。わが上代において、所謂倭人が、この樂浪の

地に往來してゐたやうであり、樂浪の文化の日本文化に及ぼせる影響も相當に深いといはれることを考へれば、わが國における文字の傳來といふやうなことについても、樂浪との交渉、漢魏との交通を考慮の中に入れてみなければならぬ。朝鮮半島における支那文化の影響について、橋本增吉教授は、その著「日本上古史研究」一において、「要するに、記錄上より見るも、また遺物上より見るも、朝鮮半島に支那文化の影響を及ぼしたのは、戰國時代に始まるのであるけれども、その著しき影響を被るに至つたのは、漢の武帝の東方遠征の結果、北鮮の地が漢の直轄領となつた以後のことであるといふ見解は、遂に誤りなき事實であらうと推せられる。而も、南鮮の地が支那文化の影響を被つたのも、大體に於て、北鮮の地と略その時期を一にせしことは、北方平安南道寧邊の地に於て、燕の明刀錢を發見せしと共に、南方全羅南道康津の地に於ても亦これを發見し、南方慶尙北道永川及び入室里その他の地に於て發見せられた遺物が、北方大同江面地方に於て發見せらるゝ遺物と相通ずるものある事實によりても、察せらるべきところである(五一一頁)。」と述べ、さらに論歩を進めて、「蓋し、半島南部に居住せし韓民族が、支那文明に對する關係は、高句麗・朝鮮等の諸國よりも薄く、日本諸國に居住せし我が日本民族よりも厚きものありしなるべきことは、その地理上の立場より見るも、當然の事情として認めらるべきことである。されば、その實際の歴史についてこれを觀るも、この方面の諸國中で最も早く支那文化の影響を蒙り、最も早く統一的國家形體を採るに至つたのは卽ち朝鮮國であり、その位置が、西に海を控へて、遼東に連り、河北・山東方面との關係連絡が、比較的容易なる地理的事情にあるがために、少くとも戰國時代以來は既に支那亡民の流入が行はれたやうである。隨つて、始めて朝鮮國を構建組織せるものも、或は半島の土民にあらずして、支那の亡民にあらざるかを思はしめるのであるが、少くとも明瞭に歴史時代と

して明記される衛滿の朝鮮が、全く支那亡民によりて組織されたる、支那人の統一的國家なりしことは、疑ひなきところである（五五八・九頁）。」といひ、朝鮮國について統一的の國家體制を採るに至つたのは高句麗國であるが、それは恐らくは、後漢の初めをはなはだしく遡るものではないと論じ、「されば、旣に前漢の武帝以來凡そ百五十餘年の間、支那文化と密接な關係を有してゐた高句麗國ですらも、なほ、始めて後漢の時代に入りて、その國家の統一的組織を完成することが出來たのである。してみると、朝鮮半島の南邊に據りし馬韓・辰韓が、更にそれより約二百年の後、晉初に至りて漸く內部の動搖を生じ、東晉時代五胡の侵入、樂浪・帶方二郡の沒落に際し、百濟の勃興統一に並びて新羅の勃興統一が起つたことは、その周圍の事情より見て、何等の無理を感じないのである。而も、それと同時に、辨辰或は辨韓について、支那方面の文獻が全く絕えてゐるといふ事實は、恐らく同時に我が國の半島進出を意味するものではあるまいか。」と說いてゐられる。これらの所說は、その細部にわたつては、種々の異論もあらうが、大體において、一般に肯定されるところであらう。

　さて、右のやうな狀態にあつた朝鮮半島の文化は如何なる程度のものであつたかといふに、樂浪の近時の發掘によつて、樂浪の文化が、相當に高い程度に達してゐたことは證明されるが、その文化が支那系統のものであることはいふまでもない。新羅・百濟の新興、高句麗の南下があり、半島の文化が漸次開發されるに及び、これと交涉を有するやうになつたわが國民が、その接觸によつて、多大の影響を受けたであらうことは、容易に想像される。しかも、その文化は純支那式のものであつた。三國史記を見ると、近肖古王三十年の條に、「古記云、百濟開國已來、未レ有下以二文字一記上レ事、至レ是得二博士高興一、始有二書記一。」とある。近肖古王の三十年は、西紀三七五年に當り、近肖古王は、こ

の年を以て薨じたので、同時にこれは近仇首王の元年になる。しかして、日本書紀の紀年によれば、仁徳天皇の六十三年が、近肖古王の三十年になるが、日本書紀の記事によると、神功皇后の卷に、「五十五年、百濟肖古王薨、五十六年、百濟王子貴須立爲王」とあつて、その五十五・六年は、西紀二五五・六年に當ることになるから、年代に前後があるが、いづれにしても、百濟が、この時代に至つて、はじめて文字を用ゐたとは思はれない。按ずるに、百濟には、從來、歴史的記錄が無かつたのを、博士高興がはじめてこれを作成したといふほどのことであらうが、もし、百濟が、この時代にはじめて記錄を得たといふのが眞實であるとすると、比較的はやく支那の文化に接した百濟の漢字輸入の時期は、もつと古い時代に遡り得るに相違ないが、その輸入された漢字によつて、記錄を書くといふことは、かなり後の時期を待たなければならなかつたのである。

日本書紀を按ずるに、古くは、新羅王天日槍の來朝といふやうな事もあるが、これは、半ば傳說的のものであるから、しばらくこれを措くとすれば、わが國と三韓との公式の交渉は、神功皇后の新羅征討にはじまる。しかして、百濟王の朝貢は、その四十七年であり、阿直岐の來朝は、應神天皇の十五年、王仁の來朝は、その翌年であつた。任那日本府の設置は、何時頃であるか不明であるが、新撰姓氏錄に、鹽乘津彥が任那鎭守となつたとあるのを信ずべしとすれば、それは、崇神朝の事に屬する。日本府は、後には漸次衰滅の運に向つたが、一時は、勢威を半島に振つたやうである。さらにまた、高句麗の好太王碑には、辛卯の年に倭が海を渡つて來り、百殘・新羅・加羅を以て臣民としたといふことが記されてゐるが、好太王の世の辛卯の年は、わが朝では仁德天皇の七十九年に當る。かういふ風に、わが國と三韓との間には、軍事方面において種々の關係が絶えなかつたのみならず、文化の點においても、支那文化

に浴することのはやかつた半島の影響を蒙ることは尠くなかつたのである。日本書紀などの記事を見れば、これらの點は明らかに知られる。しかし、樂浪の文化にせよ、三韓の文化にせよ、美術・工藝の方面にあつては、優秀な作品を今日に殘してゐるが、精神文化の方面においては、ほとんど見るに足るものを傳へてゐない。文學において殊にさうである。儒學の傳統を存し、漢文の作品を留めてゐるけれども、それは、徒らに古人の糟粕を嘗めてゐるに過ぎない。これは、やはり文字にわづらはされたためであらう。漢字の輸入は比較的はやかつたのであらう。前記の通り、百濟における漢文の記錄は近肖古王の末年にはじまると傳へられてゐるが、これは、他の高句麗や新羅においても同樣であらう。高句麗の金石文の最古のものとして今日に傳はつてゐるのは、平壤の高句麗城壁の石刻文であるが、それは年代が明記されてゐず、單に、丙戌年と巳丑年とだけ記されてゐるに過ぎないので、或は長壽王の時とし、或は平原王の時として、學者の意見も一致しないが、少くとも東川王平壤移都後のことであることは明らかである。故に假に時代を出來るだけ古く繰上げてみても、この石刻文は中川王の十九年(丙戌)同二十二年(巳丑)のものであるが、中川王の十九年は、日本書紀の紀年によれば神功皇后の六十六年(西紀二六六年)に當る。しかるに上記の石刻文は、通俗的に書下した漢文で、俗體の漢文ともいふべきものであるから、當時の高句麗における漢文の智識といふものが大體これによつて想見される。この通俗的漢文はどのくらゐの範圍に行はれたものであるかは、はつきりしないが、時代的にいへば、朝鮮最古の文體であらう。鮎貝房之進氏は、その著「雜攷」第六輯上編の序言に、朝鮮において發見された金石文および古文書等に現はれてゐる俗文を俗漢文と吏文とに分ち、「俗漢文とは、漢文の如く反點を附せず其儘書き下したる文體をいふ。」と定義を下し、朝鮮にても日本と同じやうに、漢字移入以來、漢字を借りて言語を寫

す方法を研究し・萬葉集の假名のやうな借字法を案出し、口語通り人名・地名・物名などを書くことになつたが、それで書いた散文は今日に傳はつてゐない。たゞ、三國遺事に十三首の鄕歌と麗初の釋均如傳に十一章の鄕歌を傳へてあるのみであるから、この借字文は發達しなかつたのであらう。そこで一つの文體を案出し通俗的に書き用ゐたのが俗漢文であるといひ、吏文は「胥吏の文」と云ふ義で、「吏文は、當初より、當時の口語を書き現はしたるにあらず、或特種の用語を製し、漢文に挿入することとしたるものあり。」と述べ、なほ俗漢文については、「つまり日本の祝辭(詞?)宣命の文體の送假名を取除きたるものと同樣なるものなり。」と說かれ、吏文については、「吏文は、猶ほ日本の藤原末期及び鎌倉時代に行はれたる吾妻鏡文體・書簡文體と軌を一にするものにして」と例示されてゐるのを見ると、その性質はわかる。小倉進平博士の「鄕歌及び吏讀の研究」によれば、「朝鮮に於ける吏文とは支那に對する移牒等に用ひられた漢語漢文の一體をさす。即ち、古典的の漢語漢文にもあらず、近世支那及び朝鮮に於て作られた俗語等を含んだ、變態的の漢文をいふのである。其の形式が一般の人々に曉解し難かつたので、朝鮮では、李朝太宗十年の頃から、承文院を置き、此の中に吏文を掌る吏文學官を置いた。」とあるが、李朝頃の吏文は、漢文が主になつてゐるので、吏讀を解せぬものも大體の意味を解することが出來るが、高麗朝以前の吏文は俗語を多く書き用ゐ、後代の吏文の如く、長い漢文句をそのまゝ書き列ねるやうなことは無かつたといはれる。この吏文の補助として使用される語が吏讀である。吏讀といふ名稱は、新羅時代にも高麗時代にも存してゐなかつたもので、李朝太祖四年の年號のある大明律の跋に、「我本朝三韓時、薛聰所レ製方言文字、謂二之吏道一、土俗生知習熟、未レ能二遽革一、焉得レ家到レ戶、每二人一而敎レ之哉、宜下將二是書一、讀レ之以二吏讀一、導レ之以中良能上云々」とあり、世宗二十八年實錄所載訓民正音の序に、

「昔新羅薛聰始作吏讀」とあるのなどがそのはじめであらう。魚叔權の稗官雜記卷四にも、「大明律、專用ニ吏文文字一、而其體簡古多ニ曲折一、非レ通ニ乎吏文一者、不レ可ニ得以解一矣（中略）洪武乙亥、鄭道傳等患ニ律文難一レ曉、以ニ薛聰所一レ製吏讀一、逐レ條纖譯、名曰ニ直解大明律一」と見えてゐる。吏讀は、吏道・吏頭・吏吐などと書かれるが、同一意義のものを別字で書いたに過ぎない。しかし、吏讀と吐とは異なる。吐といふのは、朝鮮の經書諺解などに用ゐられるもので、漢文を朝鮮語で訓讀する場合に生ずる朝鮮語の助動詞・助詞を意味するものである。しかして、また、吏讀が薛聰の創作であるといふには賛成が出來ないにしても、これは新羅時代の發達であらうと思はれるが、吐は近代の發生であり、吏讀は、漢字を以て書かれるが、吐は、漢字の外、漢字の略體や諺文を以て書かれることがある（金澤庄三郎博士「新羅の片假字」「國語の研究」、小倉進平博士「郷歌及び吏讀の研究」參照）。今、それらの問題は、しばらくこれを別のものとして、實例について、朝鮮古來の文章を檢してみるに、大體において、朝鮮の昔にあつては、（一）漢文風ではあるが、轉倒や字句の排列法などの朝鮮語式なるもの、（二）漢文風であつて、その語句の間に吏讀を交へたもの、（三）全部、漢字の音訓を借りて朝鮮語を書きあらはしたものの三種の文體の存してゐたことが知られる。これは、わが國の上代における、文體の發達と趣を等しくしてゐるといへる。金澤博士や小倉博士の上記の研究を參照してみると、わが文體史の重要な部分を成す、假名の發生から見た、片假名の歴史と朝鮮の吏讀や吐の歴史との間には、きはめてよく類似した關係のあることが認められる。わが國語も朝鮮語も、共にウラル・アルタイ語族に屬し、同樣の性質をもつてゐるのであるが、それが同樣に、支那文化に接し、漢字を輸入したのであるから、その漢字を用ゐて國語を寫すに當つて、同じやうな方法を講ずるのは當然のことでもあるが、この漢字の使用法が、わが國と朝鮮とにおいて、別

別に發達したものであるか、いづれか一方の國において發達した方法が、他の國に移入されたものであるか、それは容易に論斷されがたいが、わが國の上代においては工藝・美術をはじめ、文化關係の事について、一般に範を朝鮮にとつてゐたことを考へれば、文字の使用法においても、また同樣ではなかつたらうかといふことが考慮される。ことに、前にも述べたやうに、前期、すなはち國初より大化の新政までの文化が、多くは歸化人の手によつて開發されたことを顧みれば、この點においては、ほとんど疑を容れる餘地がないと思ふ。

上代前期における文筆のことが、主として文部・史部の手にあつたとすれば、それらのものの、國語の語音、漢字の字音に對する考察の深淺によつて、表記法の當否がきまるわけである。われわれが、記・紀や萬葉における、漢字の國語表記法と、それより以前の時代のものとについて、比較を試みると、上代前記のものと記・紀・萬葉のものとの間には、かなりな隔たりがあるやうに考へられる。元興寺露盤銘には、「巷宜名有明子大臣」（蘇我名は馬子大臣）・「有麻移刀等巳刀彌彌乃彌巳等」（厩戸豐聰耳尊）、天壽國曼陀羅繍帳銘には「等巳彌居加斯支移比彌之彌巳等」（豐御食炊屋比賣尊）・「巷奇大臣名伊奈米足尼」（蘇我大臣名は稻目宿禰）など、推古朝の金石文その他には、國語の語音と漢字音と一致しないやうなものがある。「巷宜」もしくは「巷奇」をソガにあて、「明」をマ、「移」をヤ、「巳」をヨ、「彌」をメ、「足尼」をスクネにあてるが如きは、記・紀・萬葉の用字例を以てこれを推せば、いづれも異例である。しかしながら、かくの如く、異例と見える假用が、それらの漢字の古音の假用として解決されることは、大矢透博士の「假名源流考」「周代古音考」などで說いてゐられるところである。これらが、周代のものであるかどうかについては、異論もあらうが、それらが、當時の漢字の字音の假用であることは確實であるから、推古朝時代には、さういふ假用も行

はれたと見るべきものである。元來、漢字の音訓を借りて國語を書きあらはす方法が、一通り確立するまでには、かなりの年月を要したであらうが、それが確立するに至つても、天下を通じて用ゐられる共通の方法といふものが定まつたとは考へられない。劃一的のものがなかつたとすれば、階級なり、環境なりを異にするにしたがつて、別々に、同じ表記法を用ゐる、假名共同社會といふものが成立つ。假名共同社會は、時代的にも地方的にも階級的にも相分れることがあつたであらう。しかし、それは、一つの體系を奉ずる社會の分裂である。全く體系を異にした假名の共同社會の併存ではないのである。推古朝前後の遺文の假名のうちに、他の記・紀・萬葉の假名と類を異にするもののあるのは、記・紀・萬葉のとは、時代を異にするからである。この二つの時代の假名の相異は體系的のものではない。推古朝の假名であつても、推古天皇三十六年のものといはれる法隆寺釋迦三尊造像記に「嗽迦大臣」とある「嗽迦」はやや異例に屬するが、船首王後の墓志に「乎沙陁宮」・「等由羅宮」・「阿須迦宮」・「安理故能刀自」・「刀羅古首」、關心寺阿彌陀佛造像記に、「治伊之沙古」・「汗麻尾古」などとある類の如き、奈良朝の假名の體系に屬するものと異なることが無いのである。

推古朝前後の假名に異類のものがあつても、それは、從來の研究によれば、單に、漢字そのものゝ音の相異によるのであつて、國語の語音の相異によるのではない。しかるに、その異類のものを除いて、上代の假名として、奈良朝および奈良朝以前に行はれてゐた漢字假用の事例を通觀するに、すでに詳述したやうに、或種の音には、甲・乙二つの別が發音上に存してゐたのであらうか、假名の書きあらはし方に、甲・乙の二類が截然と區別されてゐる。この區別は、どうしてあらはれて來てゐるかといふことは、重要な研究問題である。すなはち、上代の國語の發音において

は、既記十三種の音は、甲・乙二類に發音しわけられてゐたか、換言すれば、これらの假名として用ゐられた漢字の音訓は、國語の發音上の相異に相應してゐるものであるか、もしさうであるとすれば、その發音上の相異はいかなる性質のものであるか、これに用ゐられてゐる漢字の音訓上の相異は如何といふやうなことは、學者の攻究の問題となる。今、この問題をとりあげて、詳細に論究するは、本編の目的ではないから、單に二三の例をあげて説明を試みることとする。

えを書きあらはすに、衣・延の二類のあるのは、國語の發音の上に、ア行のエとヤ行のエとの區別があつたかといふ問題に答へるものである。今日の發音意識には、この區別は失はれてゐる。否、この區別は、平安朝の頃から失はれて來つてゐるといつてよい。然るに、上代の假名遣に、かくの如く書きわけられてゐることは、その時代には、實際の發音上に區別されてゐたことを語つてゐる。もちろん、これについては、學者の間に議論のあることで、敷田年治の音韻啓蒙、榊原芳野の文藝類纂(假名字音總論)などには、上代において衣・延の區別がなかつたといふ論が見えて居り、現代にあつては、鴻巣盛廣氏が、國語と國文學(昭和三年二月號)において、「阿行也行のエの區別を疑ふ」といふ論文を發表し、榊原芳野が文藝類纂に引用した以上の、種々の例證を擧げて、上代における兩行のエの區別の存在を疑つてゐられる。かういふア行・ヤ行のエに區別がなかつたといふ説のある他面には、古くは、衣・延の區別があつたとする説がある。奥村榮實の「古言衣延辨」は、はやく種々の例證を集めて、これを論じた有力な著述であるが、近年、故大矢透博士は、「古言衣延辨證補」を著はして、一そう、精細に、衣・延の區別のあつたことを主張してゐられた。わたくしの如きも、しば〳〵、このことについて、熱心なる翁の言説を傾聽したものである。翁は「古言

衣延辨證補」のうちに、主な古典中においてエ音を假名で記したもののほとんどすべてを擧げ、さらに辨疑七ケ條を設けて、くはしくこれを論じてゐられる。その第一に、古事記に「愛上袁登古袁」とある愛は、吉男の義であるからヤ行の音であるのに、ア行に屬する愛字を以て記してゐるのは混用の證であるといふ非難があるが、これに對して、翁は、問題の愛を吉男吉女の意だといふのは、古事記傳の說によつたのであるが、古事記・日本書紀のうちで、この語の外に、確かにヤ行の諸音と知られるものが併せて六十餘あるが、たゞ一つも、この愛字や他のア行の假名を用ゐたことはないといふこと、また、書紀天浮橋のところに「可愛此云哀」、天孫崩御のところに「葬筑紫日向可愛可愛此云埃之山陵」とあるやうに、ア行の哀や埃を以て注した可愛に當る、この語に限つて、特に愛字を用ゐたことに注意すればわかる筈であると論じ、「案ふに、縱令、神武天皇の御歌なる延袁斯麻加牟の延と此處の愛とは、共に吉若くは美若くは可愛の意にして同語なることありとも、特に此處に限りて、呼法に差別あればこそ、斯の如く異なる假字を用ゐたるならめ。そは、熟々愛上袁登古袁とある愛上を延袁斯麻加牟とある延に比べ見るに、愛上の方は、書紀二十七の愛俱流之衞の愛と同じく、少しく咏嘆の意を含めるを以てなり。」と斷じてゐられる。第二に、要字は、韻鏡二十六開轉影母第四位に屬して、ア行のエ字であるのに、萬葉集には多くこれをヤ行に用ゐてあるのは混用の證であるといふ說に對しては、要字をア行のエ音であるといふのは甚しき誤である、韻鏡の影喩二母の第四等にあつては、內外開合を論ぜず、みなヤ行の定位であることは漢呉音圖において論定せるところであつて、また疑を容れない。よしや韻鏡において、要字はア行の位にあるとしても、これは、たまたま韻鏡時代の音と萬葉時代の音とに差異あるを示すに足るのみで、決して韻鏡の音によつて、萬葉の音を左右すべきでないといふ論を立てゝ、これを辨じてゐられる。第三に、

萬葉十八に、「也末古衣野由支」とあつて、越を古衣と記してゐるのは混用の證であるといふ異論に對しては、萬葉集中に、越といふ語の假名で記されたものが二十五ある。然るに、その中の二十四まで、ヤ行の延・要・曳・江・兄等の諸字を用ゐてゐるのに、この一語にのみア行の衣字を使用し、また集中百七十餘のヤ行語尾の假名で記されたのがあるが、一つもア行の假名を用ゐたのがない。それであるのに、この一個の例に違へるものを執へて、直ちに混用の證とするのは不通の論であると駁し、第四に、出雲風土記に、蒲萄を「鹽味葛」と記して、ヤ行の鹽字を、エビのア行のエに用ゐたのは奇であるけれども、これは恐らくは、當時の出雲の方言には、蒲萄をヤ行に呼んでゐたのを、そのまゝ記したものであらうといひ、第五に、萬葉二十に帶を「叡比」としたのは、ア行のオの轉じたものであるから、ア行のエ音であるべきのに、ヤ行の叡が用ゐてあるのは不審であるが、これは武藏の防人の作であるから、方言をそのまゝに記したものであると說き、なほ、他に二條の論を立てて、古典においては、アヤ二行のエは、分別して記されてゐるが、それは延喜以前までである。「アヤ二行のエ音の混用は、延喜以前には絕えて無く、天慶前後より寖く混用し、天曆の末までに全く混用することとなれるものと推定せば大過なかるべし。」と結論を下してゐられる。大矢翁の論斷はあまり明斷すぎる。上代には、アヤ二行のエ音は、はつきり區別されてゐたのであるが、平安朝の中葉に至つて、その區別は失はれたといふやうな意味において、わたくしは、翁の說に贊成するものである。

上代假名遣において、第一の問題としてとりあげた、えに對する衣・延の類別は、ア行ヤ行の分別に屬するものであることは、上記の、大矢翁のアヤ二行分別說によつて證明されたと見てよからう。しかして、またこれによれば、逆に、國語の榎はア行であり、同じく兄・柄はヤ行であることもわかる。これをつかひわけてあるのは、すなはち、

當時の人々の國語の語音に關する意識がこの點においてはつきりしてゐたと共に、漢字の音・訓に對しても、しつかりした智識をもつてゐたことを證するに足るものである。き以下の甲・乙それぞれの字類を檢するに、或は韻鏡の等類・開合に照して、その所屬を明らかにすることの出來るものもあるが、必ずしもそのすべてが韻鏡によつて明らかにされるわけのものではない。大矢翁もいつてゐられる如く、もし韻鏡制作の時代を唐末とすれば、それは、萬葉時代よりは遙かに後のことであれば、無論のこと、假に梁の沈約の時のこととしても、韻鏡のみによつて、わが上代における漢字音を判定しようとするには、困難を感ずることが至當であらう。しかしそれらの方面の研究には、現時、多くの學徒の力を注がれてゐることであるから、遠からず明快な解決を得るに至らうと思ふが、わたくしは、わが國語の語音の上において、或種類のものには開合の二つの區別があつたとする說が支持されるべきものではあるまいかと思ふ。この點において、新羅の鄕歌における漢字の用法は、有力な參考になる。今、小倉進平博士の「鄕歌及び吏讀の研究」に見えてゐる、漢字の用法について みるに、まづコをあらはすに、「古」と「去」・「居」との二類がある。前者は고をあらはし、後者は거をあらはす。고の오は、〔o〕の音である。朝鮮語の〔o〕は、國語のオの場合よりも、唇を前方に突出せしめ、かつ圓みをつけて發音される音であるが、これに對する〔어〕の音はどうかといふに、小倉氏はさらにこれを二類に分つてゐられる。すなはち、第一類は、업다(負ふ)・벌(罰)の어で、〔ɔ〕で表記されるもの、國語のオよりもさらに口を開き、アに近く發音されるオの音である。第二類は、없다(無)・벌(蜂)の어であるが、この第二類のものは、國語のウ〔ɯ〕と同樣に、兩唇の圓みを帶びず、しかも、ウの場合よりも舌尖を前方に引き出し、舌面を低く平らかにすることによつて發音せられる中性的の音に〔ɯ̈〕で表記されるべきものであるといふ(小倉進平博士「朝鮮語母音

の記號表記法に就いて」音聲の研究、第四輯）。かういふ朝鮮語の發音におけるのと、精密に同樣であつたかどうかはわからないが、とにかく、新羅時代の郷歌における漢字の用法上における區別と、わが上代における漢字假用上における區別と一致してゐるのは、興味ある事實である。なほ、「米」が〔mi〕〔mə〕〔mje〕「未」が〔mi〕〔mʌi〕「mə」〔me〕「非」が〔pʌi〕としてつかはれて居り、それらが、上代の假名において、いづれも乙類であるが如き、これもまた、上代の假名の發達を見る上において、參考の資とすることが出來る。

前にも述べたやうに、わたくしは、こゝにこの問題を解決しようとするのではない。しかし、これだけはいつておきたいと思ふ。それは、わが國語の語音について、上記十三音に甲・乙二類のあることが、漢字假用の上から見て、歸納的に證明されて、うごかすべからざるものであるとすれば、第一に發音の上における甲・乙二類の區別は、意義上の區別を立てるものであつたかどうかといふことが問題になるのであるが、この點については、近時の學者の研究によつて、甲・乙二類の發音の區別は、意義上の區別の對當であることが明らかにされてゐるから、第二の問題として、それらの發音上の區別をあらはすに用ゐられる漢字は、いかなる人々によつて選定されたかといふことであるが、わたくしは、これを、朝鮮系の人々の手によつて選定されたものと考へたいのである。前にも述べたやうに、わが國の上代の文化は、歸化人の手によつて開發されたものが多く、歸化人のうちには、ことに、朝鮮系の人が多かつた。歸化人のうちには、支那本土に出自をもつことを傳へてゐるものも少くないが、そられのものの中には、その家が支那本土から朝鮮に入り、或世代を經て後に、朝鮮からわが國に渡來したといふものも少からずあつたのである。それらの人々は、朝鮮においてすでに漢字の文化に接觸してゐた。樂浪の文化が、近年の發掘によつて知られるほど

に發達してゐたとすれば、無論一般的ではないにしても、上層階級には、漢字の使用も相當な展開を見せてゐたらうと思はれる。高句麗時代の石刻文の今日に傳はつてゐるものを見ても、それが、既記の如くに俗漢文であるといふことは、その時代が、すでに、純然たる漢文模倣時代を離れて、自國語の表現に適應させようとして、どれほどの意圖を以てしたのかは不明であるが、文體に幾分かの變改をあらはすやうになつた時代であるといへる。かういふ自覺と共に、漢字の音訓を借りて自國語をそのまゝに寫さうといふ要求が強く起つて來るのは當然である。新羅の郷歌の記錄は、今日に傳はつてゐるが、この類のものは、なほ古い時代に存してゐたであらう。わが國に渡來した一般民衆は別として、それらの中の、有識階級に屬する文化人は、上述のやうな俗漢文にも熟し、漢字假用法をも心得てゐたであらう。しかしてまた、わが國から彼地に往くもののうちにおのづから、この方面に通ずるものを出すのも、自然の勢である。ここにおいて、同じやうな事情の下に漢字假用の方法が發生したのであるから、彼此相類するもののあるのも怪しむに足りないとして、わが國と朝鮮との漢字假用の方法について、それがそれぞれ獨自の發生に屬すると見るのも、一説たるを失はないが、わたくしは、上來しば〳〵述べてゐる理由に本づいて、わが國における漢字假用法は、朝鮮からの移入に屬するものであるといはむと欲する。勿論、それは、漢字假用の大綱だけなのであつて、細部に關するものに至つては、それが全くわが國語の特性に應ずる爲に、特殊の發達を遂げたものであることはいふまでもないのである。さういふ風に考へて來ると、上代における漢字假用の上に、後世では區別のなくなつてしまつてゐる音の類別の明らかに存してゐるのが、興味ある事實としてあらはれて來る。しかして、この音の類別問題は、漢字の音訓と關聯して幾多の問題を提供する。今、その一二をいへば、きに對する紀の類に、紀・疑・機などとともに、

貴・歸・癸の類がある。前者は開音であり、後者は合音である。したがつて、貴の類はクヰの拗音に發音されるべき音である。しかるに、これらがキと發音される紀類と共に相通じて用ゐられるといふことは、或は、この時代においても、後世のやうに、クヰの拗音は發音されずにキと同様に取扱はれてゐたのではないかと思はれる（新村出博士「音韻史上より見たる「カ」「クワ」の混同」東方言語史叢考四二四頁參照）。また、け°の音をあらはす氣の類に、氣・宜などと相並んで、開・該・概・階などカイ・ガイと發音される筈のものがある。これは、他のエ列の音の場合にもあらはれる現象であつて、へ°の音をあらはす閉の類に倍・陪・珮・沛などバイ・ハイと發音される筈のものがあり、め°の音をあらはす米の類に、妹・梅・毎・昧など、マイ・バイと發音されるべきものがある。この最後の例は、バイ・マイの二音があるうちでマイの音をとつたものと思はれるが、すべてこれらの例を通じて考ふべきことは、重母音 ai が e になつてゐることである、kwi である貴・歸・癸の類が ki になつてゐるのは、kwi = kui で、ui が i になつてゐるのであると見られる。さうすると、わが國の上代においては、漢字の字音の重母音 ai は e に、ui は i に發音されてゐたのであるといへよう。今、飜つて、現代琉球語を見るに、標準的の琉球語では、a i u の三つの基本母音があるだけで e o の二母音はない。もつとも、長母音 ē ō は存してゐるが、この ē ō は、ai・au の二重母音の變化したものであるといふ（伊波普猷氏「琉球語の母韻統計」琉球古今記五三六頁參照）。わたくしは、あへて、後世の例を以て、古を推さうとするのではないが、朝鮮語の、エの音に當る音に、애で書かれる音と에で書かれる音との二つがある。前者は、フランス語の開口の è、後者は、フランス語の合口の é にあたる。小倉博士は、前者に ɛ、後者に e をあてゝゐられる。kɛ:(犬), hɛ:(日) は前者の例であり、ke:(蟹), se:(三) は後者の例であるが、これらが、エの長音であるといふことは、

琉球語のエを想起せしめるに足るものであつて、これらの音に對する諺文の表記法が애もしくは에であることを考慮のうちに入れずとも、その本來の音が、ai 又は əi の二重母音ではなかつたかといふことを考へさせる。わが上代の假名遣の上では、二重母音が、それぞれ、これに該當する長母音に轉じたといふ例は見出されないのではあるが、上記の例などによつてみると、ai から出たエの音の存在は、大體において認められるのであらう。これらについては、なほ將來の研究に俟たなければならぬ。

上代において、國語の語音に、それぞれの漢字を配して、これを國語の表記法として用ゐるといふやうなことは、相當の學識と才能を要することであるが、これについては、前に述べたやうに、單に朝鮮半島において發達した漢字假用法をそのまゝに輸入したに過ぎないとすれば、問題はきはめて簡單であるが、事實はさうでない。無論半島における漢字假用法の輸入は肯定されるが、それのみでは、國語の表記法としての價値をもつことは出來ない。どうしても、そこに、國語の語音と漢字の音訓とに關する十分な考察を下す人々があらはれて來なければならない。この方面のことに關しては、われわれは、まづ、海外渡來の學僧に眼を向けなければならない。元亨釋書には、推古朝前後に來歸した多くの高僧の傳記が見えてゐるが、それらのうちには、新羅・高麗・百濟のものが多い。曇慧・慧便・慧聰・惠慈・觀勒・道隆・慧彌・曇徵・慧灌・義覺・道藏などが、その主なものであるが、慧灌の如きは高麗の人で、隋に入つて嘉祥吉藏に三論を受け、推古天皇の三十三年に來朝して、元興寺にあり、三論を傳へた人として世に聞え、道藏は百濟の人で、成實論を講じ、その疏を作つたといふので有名である。かういふ來朝の學僧に對して、遣隋使・遣唐使に隨つて入隋・入唐した學問僧たちがある。その一例として、道昭を擧げてみよう。道昭は、孝德天皇の白雉

四年に入唐し、法相宗を傳へた人であるが、船連惠釋の子であり、船氏は百濟の貴須王の後といふことになつてゐるから、歸化民族の苗裔である。道昭の在唐中は玄奘三藏の教を受けたのであるが、歸るに臨んで、玄奘は、その所持せる舍利・經論と鐺子とを授けたと傳へられ、道昭は、また多くの寫經を請來したといはれてゐる。その請來目錄は亡佚してしまつたが、道昭の請來したものがいかなるものであつたかは、正倉院文書などによつて、その大體をうかがふことが出來る（石田茂作氏著「寫經より見たる奈良朝佛教の研究」を見よ）。なほ、道昭は、文武天皇の四年三月に寂したが、續日本紀の記事に「後遷ニ都平城一也、和尚弟及弟子等奏聞、徙ニ建禪院於新京一、今平城右京禪院是也、此院多有ニ經論一、書迹楷好、並不ニ錯誤一、皆和尚之所ニ將來一也。」とあるによれば、それらの經論は、最初元興寺の禪院にあつたのを、後に平城に移し、續紀編纂當時までは存してゐたものと思はれる。大屋德城氏は「天平文化論（寧樂十）」所載「寧樂朝に於ける佛教典籍の傳來に就いて」といふ論文のうちで、「推古朝に六朝章疏の請來があり、引續いて、慧灌・道藏・智藏等に依つて、吉藏を中心と爲る隋朝撰述の請來があり、道昭・智通・智達・智鳳・智鸞・智雄等に依りて、玄奘を中心とする初唐撰述の請來があつたとすれば、支那上代佛教の撰述は、既に奈良朝以前に大略請來せられたと觀察せねばならぬ。其の他、經典章疏に於いては、勝鬘・維摩・法華を始め、涅槃・無量壽・藥師・盂蘭盆・仁王・金光明等の經典及び恐らくは註疏が行はれて居たのであるから、天武天皇の白鳳二年に、川原寺に始めて一切經を寫さしめたといふのも、強ちあり得べからざる事ではない。」と述べてゐられるが、當時の情勢は、大體、かういふ風であつたらう。かくの如き內典の請來が、經論考究の基礎としての、漢字・漢文の研究に多大の刺戟を與へたであらうことは首肯せられる。この點に關しては、さらに當時の漢文學の狀況を知る必要があるのであるが、奈良朝以前の時代に

ついては、明確な資料に缺けてゐるので、結局は、奈良朝時代の情勢によつて、それより以前の時代を推想するの外はない。

奈良朝における漢學は、かなりに進歩してゐたものであつた。まづ、經學についてみれば、大寳令によると、經は周易・尙書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳を、それぞれ獨立の一經とし、孝經と論語は、これを兼習せしめることになつて居り、それらの經書の註釋書についても、周易は鄭玄の註か王弼の註、尙書は孔安國傳か鄭玄の註、三禮と毛詩は鄭玄註、左傳は服虔註か杜預註、孝經は孔安國傳か鄭玄註、論語は鄭玄註か何晏集解といふやうに、一一の規定があつたが、それらの外に、經書を讀む參考書としては、經典釋文が用ゐられてゐたことは、當時の殘卷が現存してゐるのみならず、天平二十年六月の寫章疏目錄にこの書名が見えてゐるによつても知られる。次に、小學の方面においては、爾雅と玉篇との重んじられてゐたことはいふまでもないし、史學の方面においては、史記・漢書・後漢書・三國志・晋書の五書が、その最もよく讀まれるものであり、文學においては、文選が盛行の書であつた。以上のやうな時代の趨勢を考へると、漢字の音・訓に關する研究が、今日におけるわれわれの想像以上に進歩してゐたであらうといふことも考へられる。なほ、大寳令には、音博士が置かれてゐるが、その職とするところは、漢音を授けるにあつたので、義解にも、「其音博士无レ生者、學令云、學生先讀二經文一通熟、然後講レ義、今依二此文一明經生必先就二音博士一讀二五經音一、然後講レ義、故別不レ置レ生。」とある。であるから、古くは、音博士には、外人を任じたのであつた。持統天皇の御代の音博士續守言・薩弘恪は唐人であつた。稱德天皇の御代から光仁天皇の御代にかけて、音博士から玄蕃頭にまで陞任した袁晋卿も唐の人であつた。續日本紀、光仁天皇寳龜九年十二月庚寅の條に「玄蕃頭從

五位上袁晉卿賜二姓清村宿禰一、晉卿唐人也、天平七年隨二我朝使一歸朝、時年十八九、學二得文選爾雅音一、爲二大學音博士一、於レ後歴二大學頭・安房守一。」とあるによつて、その重く用ゐられてゐたことが知られる。後世の音博士は、單に名義を存するに止まつてゐたが、奈良朝時代の音博士は、支那の音韻學を傳へて、相當に權威を有つてゐたものであらう。すなはち、漢字の音訓の研究は、漢籍の輸入、漢學の隆盛、語學の發達の結果として、確乎たる基礎を得るに至つたのであるが、なほこゝに、印度の音韻學の影響の、看過し得ないものがある。わが國と印度との交渉はかなり古くからあつたやうであるが、委しい事は知られてゐない。王舍城の人、法道仙人が夙くより來朝して播磨印南郡の廣峯山にあり、孝德天皇の白雉三年天皇の御惱平癒のために宮中に召され、その後引つゞいて、宮中で宗教上の儀式を行はれたことなどが傳へられてゐるが、法道仙人の梵學上の事蹟は明らかでない。奈良朝に入つては、婆羅門僧正と佛哲との渡來がある。僧正は中天竺の人、佛哲は扶南林邑即ち占波に住してゐたが、もと印度から渡つた人である。この二人の來朝した時の同船者には、吉備眞備・玄昉僧正・道璿律師などがあつたが、この二人は、迎へられて、大安寺に入つた。萬葉集にある「婆羅門のつくれる小田に喫む烏まなふたはれて幡幢に居り」といふ歌は、この僧正の耕作せる田のことと、說教の時に印度式にしたがつて幡幢を立てた、その幡幢のことを歌つたものである。僧正と佛哲とは、諸種のことについて、新しい智識を人々に授けたのであるが、梵語學を人々に傳へたことの如きは、まことに、特筆に値するものであらう。印度の梵語學は、支那に入つては、一方では、支那の音韻學の發達を促すと共に、一方では、悉曇學として、獨自の地歩を占めるやうになつたのであるが、わが國においては、支那の音韻學と悉曇學との二者が手を携へてはいつて來たので、このために、國語の音韻の考察は新生面を開くに至つたといへる。いふま

でもなく、五十音圖の構成の如きは、全く悉曇學の影響をうけて出來たものである。

わが國の上代における國語の語音の研究は、主として音韻學的のものであつた。當時において、物理的・生理的のものとして音聲を考察する方法の發達しなかつたのはいふまでもない。西洋における斯學の發達が第十九世紀の中葉以後に屬することを考へれば、思半ばに過ぎることである。しかして、今日のわれわれは、當時の人々が、いかに音韻の辨別に敏感であつたかを驚くのであるが、これを他の方面から考へて、朝鮮語の上におけるウ゜の二種、オ゜の二種の音の辨別は、われわれにとつてこそむづかしいが、朝鮮の人々にとつては、それが重要な意義辨別の役に立つものであり、またそれが容易に發音しわけられ、聞きわけられるものであることを思へば、上代における發音上の辨別、書記上の辨別も、それほどの困難を作はなかつたのであらうとも思はれる。しかし、さういふ音韻の識別が、東歌の上には、はつきりあらはれて來ないが、それはどういふ理由に本づくか、單に、これを方言的相異に歸するのは十分でない。東歌の作者についての問題もあるし、防人の歌の記載法についても問題がある。さらにまた、古今時代になると、奈良朝時代に存してゐた、上記の如き音韻の識別は存してゐない。すなはち甲乙二類の別は混じてしまつた。ア行のエ、ヤ行のエの別もなくなつてゐる。萬葉時代と古今時代、換言すれば、奈良朝の末期と平安朝の中期との間には大なる晴黒があるのである。これを、音韻方面だけについていつてみても、ハ行の音が全くHになつたのは、この間であるらしい。わたくしは、PがFに變つて來たのは奈良朝の末であり、平安朝に入つてから、一方において、FがWに變り、他の一方においては、FがHに變つたと考へるが、さういふ變化のあらはれたのは、この間の事である。天暦の頃には、ア・ヤ・ワ三行の別も明らかでないやうになつてゐる。mma(馬) mme(梅)のやうに、語頭に音

節的に發音される鼻音を有する語があらはれて來たことも、この期間のことであらう。所謂三内の鼻音も、平安朝になつては漸く區別されなくなつて來た。所謂音便も、奈良朝の末頃からあらはれて來た。かういふ類の變化は、國語史の上に、重要な關係を有つものであるが、現時においても、なほ十分に闡明されてゐない。按ふに、奈良朝末から平安朝にかけての假名の字體の統一、平假名・片假名の發達は、發音の上における變化を背景としてゐるものではあつたが、また、他面においては、簡易な假名の發達のために、音韻や言語の表記を固定せしめるやうになり、これが年處を經るにしたがつて、發音と記號との乖離を生ずるに至つたのである。本來、假名遣といふのは、假名を用ゐて言葉を書きあらはす方法をいふのであるが、後世の所謂假名遣なるものは、發音と記號との一致してゐた、過去の時代の表記法を意味するやうになつた。しかるに、過去の時代に標準を求めるのが煩はしいので、或人定的の標準により、表記法を定めようとする意見があり、また現在の發音と記號とを一致せしめる、すなはち、發音通りに言語を書きあらはさうといふ主張が起る。過去の時代に標準をおく表記法を尙古的假名遣といひ、人定的の標準による表記法を、人定的假名遣といひ、發音通りに書く表記法を表音的假名遣といふことになつてゐるが、過去の時代において、發音通りに書くといふ表記法の勢力を得た時代はなかつたといつてよい。奈良朝およびその以前の時代こそ、眞の意味における表音的假名遣の行はれてゐた時代であつた。平安朝以後になつては、尙古的假名遣もしくは人定的假名遣といふべきものが、表記法として行はれてゐたのである。この種の表記法では、言葉の骨骼や血肉は、粉黛のために隱されてしまふ。發音が變つて來ても、假名遣はもとのまゝであるから、言語の外形の變化は、書きあらはされた言語を通じては知ることが出來ない。これは、他の一面には、言文が二途にわかれて、口語と文語とが、別々の發達の

道をたどつて來たといふことになるのである。この故に、文語の變遷は、少くとも記錄せられて、その一斑を後に傳へるやうになつて來たけれども、口語の變遷は、稀にその片影を後世に殘すに過ぎなくなつたのである。かくの如き情勢の下にあつては、語音の考察の起らなかつたのも當然である。奈良朝において發達の萠芽を見せてゐた音韻の研究も、はやく、その影をひそめて、平安朝以來の言語の考察は、書かれた言語の上のみに限られるやうになつた。假名による表記法についての意見も、口にする言葉の音をいかに寫すべきかでなくて、いかなる言葉はいかに書きあらはすべきかである。假名の一群が、漢字の一字であり、それぞれの假名が、漢字の字劃に相當するが如くに取扱はれたといつてもよいほどに、また、字音が變つても漢字の形體には變化がないやうに、書かれた言葉は、語音の變化に關係なく、もとの形體を保つてゐるのが普通であつた。無論すべてのものがさうであつたのではない。部分的には、語音の變ると共に表記法の變つて來たものもある。しかし、大體の傾向は、傳統的の表記法を重んずるのであつた。この傾向は、國語研究の上に重要な關係をもつてゐる。傳統的の表記法を重んずるといふことは、その反面には、發音の變化した場合などにおいては、その口にされる現實の言葉を輕視するといふことを含んでゐる。これは、すなはち、文語の尊重であり、口語の輕視である。口語を輕んずる社會においては、語音は、正確に記錄されない。また、地方語の記錄もあらはれて來ない。奈良朝における東國方言は、萬葉集に採錄されてゐる東歌によつて傳へられてゐるが、萬葉集撰者は、東國方言の歌に對しても、宮廷歌人の歌に對するのと同等の取扱をしてゐる。然るに、平安朝になると、東國語は嘲笑の對象となつてゐる。拾遺集に「あづまにて養はれたる人の子は舌だみてこそ物はいひけれ」といふ歌があり、源氏物語の宿木卷には「聲うちゆがみたるあづまをとこ」といふ句がある。東國語の發音は、平安京

の紳士・淑女には、異樣に聞きなされたのはいふまでもないことであらうが、これらの特異性は、全く侮蔑のうちに葬られるに過ぎなかつたのである。近世國學の發達に伴つて、國語學の興隆を見るに及んでも、なほ音韻の研究は、語音の研究の眞諦に觸るゝに至らなかつた。明治の代、歐米の音聲學が移入されてからでも、國語の語音の研究は遲々として進まなかつたのであつた。しかしながら、最近における斯界の趨勢は著しく活氣を帶びて來てゐる。やがて刮目して見るべきものがあらうと信ずる。

第四章　語義・語態・語法の研究

わが國語の研究史を見るに、もつともはやく起つた研究は、語義に關するものであつた。こゝに語義といふのは、狹義の語義であつて單語の語義を意味する。語義を廣義に解すれば、單語のみに限らず、句や文によつてあらはされる語義をも含むこととなるのであるが、わが國語の上でもつともはやく起つた研究は、單語の意義に關するものであり、したがつて、新撰字鏡・倭名類聚抄・類聚名義抄などの辭書類が夙く世に出たのである。漢字を以て國語を書きあらはす場合の用法に、漢字の假用と漢字の實用とがある。漢字の實用といふのは、國語の或言葉を書き表はすに、その意義に相當する字義を有つ漢字を檢出して、これを用ゐる。すなはち、漢字本來の意義において、これを用ゐることである。ウミといふ語をあらはすに海字を以てする。またワタといふ語をあらはすにも海字を以てする。ウミ・ワタの語義と漢字の字義との間に相通ずるものがあるからである。カミをあらはすに神字を以てする。神の字義とカミの語義とは、必ずしも、全然一致してゐるわけではない。しかし、兩者の間には、おのづから相通ずるものがある

のである。アキカゼを金風で書きあらはすのも、モミヂを黄葉と書くのも同樣である。しかし、また、元來、國語の意義と漢字の字義との一致してゐない場合にも、慣用上の久しき、遂に慣用上の一致といふべきものを發達させてゐる例が少くない。萩(ハギ)・槇(マキ)・偲(シノブ)・沖(オキ)の類は、すなはちそれである。しかし、大體において、上代人は、漢字の使用上において、字義の研究について、精密な考察を下してゐたのである。次に、漢字假用は、字音假用と字訓假用との二つに分れるが、字訓なるものは、字義と同義の國語を漢字に結びつけたものであるから、字訓假用は、要するに、同音異義語の發見であるといへる。ウケヒ(祈誓)に受日、ナツカシ(懷し)に夏樫、ナヅミに名積、カモ(助詞)に鴨字をあてるが如き、すなはちそれである。これにもまた、國語に對する漢字の字義の適不適についての考察が伴はなければならぬ。さらにまた、漢字の訓讀についても、われわれは、漢字の字義が上代人によつて、いかに嚴正に檢討されてゐたかを知る（一例として神田喜一郎氏の「日本書紀の古訓に關する二三の研究」國語と國文學昭和九年九月號參照）。されば、國語の語義の研究に當つては、われわれは、國語の語形を明らかにし、語音の考察につとめ、それらの語音の一系列が、いかなる意義をあらはしてゐるか、その原義・派生義・轉化義を確めるべきものであるが、この場合において、その語が、いかなる漢字を充當され來つたか、その漢字の原義如何、その派生義・轉化義はどうであるかを參酌しなければならぬ。さて、こゝに原義といふのは、その語の本來の意義であるが、或語の原義といふべきものは、容易に決定しがたいものが多いが、一例をあげれば、カハ(皮)といふ語がある。これは本來、動・植物の表皮をさしていふのが原義であらう。しかるに、それが「面(ツラ)の皮(カハ)」といふやうに、人の皮膚にも用ゐられる。鼓について、大鼓(オホカハ)・小鼓(コカハ)といふ名稱があるが、これは皮を以て張つたものであるからである。「竹の皮(カハ)」・「蒲團(フトン)のかは」の如きも、原義より派生

した意義をあらはしてゐる。かういふ風に、原義のうちの「表皮」といふことから派生してゐる種々の意義を派生義といふ。おすといふ語には、押すと壓すとの二つの原義があるやうであるが、本來、この二つは共に、或一つの原義から岐れ出た派生義的のものであらうと思はれるが、押すが、轉じて、軍勢を進める義、推薦する義、強ふる義などに用ゐられ、壓すが捺印する義などに用ゐられるが、かういふ風に、本來の押す・壓すの義が次第に變つて行つた。かういふのを、轉化義といふ。昔の京都の、公卿の家でつかふ言葉におでゐさまといふのがある。これは、子供が父をさしていふ語である。何故、父をおでゐさまといふかといへば、これは、でゐといふ語から出てゐる。でゐは、原形いでゐである。齋宮式に「出居殿御座」、續古事談には「いでゐの御座」とあり、明月記、建久七年五月二十五日の條には、陰雨大風で、庭中に水の出たことを記し、「庭中似レ海、仍出居座疊引ニ出長押上一。」とあるが、大言海には、これを解して、「昔シ、京都ノ貴族ノ邸宅ノ寢殿造ナリシ時、中央ノ母屋ノ外、廂間ノ内部ニ設ケ成シタル一室ノ稱。此室多クハ客ノ饗應ノ用トシタリ。云々」とあるが、源氏物語東屋卷にも、「まらうどの御でゐ、さぶらひと、しつらひ騒げば」とあるし、客人を招じるところ、客間としてもつかはれるところであることは明らかである。しかして、その客間に居るものは、客人を除いては、その家の主人であるから、でゐにゐる人といふ意味で、家の主人である父をおでゐさまとよぶやうになつたのであらう。ちやうど、それは、田舍などで、本家の人、新家の人を、本家(ホンケ)といひ、新家(シンヤ)といふのと同じやうである。これらは、原義から派生したものである。もつとも、派生と轉化との間にははつきりした限界の立てられない場合も多いが、要するに、前者は、原義から見て、横の系統に屬するものであり、後者は縱の系統に屬するものである。派生義間の關係は、兄弟の間柄であり、原義と轉化義との關係は、親子の血すぢである。

實際においては、さらにこれらが結びついてあらはれるから、きはめて複雜な親族關係のあらはれて來ることはいふまでもない。

轉じて、語の內容すなはち意義の變化をみると、種々の性質のものがある。こゝに、シシといふ語の意義變化の如きものがある。シシは、古くは獸肉の義であつた。和名抄にも肉を之之と訓じてゐる。このシシは、その肉を供する獸をもさす語として用ゐられ、ヰノシシ(猪)・カノシシ(鹿)といふやうに、ヰノ・カノといふやうな限定辭をつけてもいひあらはされてゐる。しかるに、後には、シシは、そのうちの猪だけに用ゐられるやうになり、シシといへば猪と解せられるやうになつてゐる。ところが、このシシの同音語に獅子(シシ)がある。ライオンが物めづらしかつた時分にはシシと呼ばれてゐた。象がエレファント、虎がタイガアと呼ばれない限り、獅子もシシでよかつた筈である。しかるに、わが國語には同音語に猪を意味するものがあるので、おのづからシシといふ語は、本來の猪に適用させ、獅子はライオンといふ語でよぶといふやうな慣習が發達して來た。しかし、獅子舞の獅子は依然としてもとのまゝのシシである。この變化を分解して考へてみると、最初の、シシが、獸肉といふ意義から、食肉を供する獸を意味するやうになつたのは、アカゲツトといふ語の、赤毛布を着るのが常例になつてゐた田舍者をあらはす語となり、高襟をつけるものをハイカラの語であらはしたのと同じやうな變化である。獅子をあらはすシシとライオンとのうちで、ライオンの方が獅子をあらはすものとして殘り、シシといふ音の系列によつてあらはされる意義のうちの一つが亡びようとしてゐる。さうしてライオンといふ語が國語としての地位を占めようとしてゐるのが、現在の狀態であるが、ちやうどこれは、ハヤツケギ(早附木)とマッチとの運命に似てゐる。ハヤツケギはツケギに對する新造語で、附木(ツケギ)より

も早く點火の用を足すといふ義であるが、マツチといふ語に壓倒されてしまつた。附木といふ物の喪失が、これと對立の關係にあるハヤツケギの語を亡ぼしたわけであるから、その亡びた理由においては趣を異にしてゐるが、和洋二語の對立關係においては、その格を一にして居る。ステーションと停車場との關係もやゝこれに似てゐるが、この場合には、外來語であるステーションと停車場とが、ほとんど同格的に用ゐられてゐる。この停車場は元來廣義のもので、何種の車でもいやしくも車の停るところならば停車場とよんで差支ないわけであるが、現在では、停車場といへば汽車の停車場をさすことに考へられてゐる。ステーションといふ語も、元來は、もつと廣い意味に用ゐられる語である。ラヂオ・ステーション(無線電信局)といふつかひ方の如き、その一例である。この二者は、意義の縮少の例となる。ステーションをまた驛ともいふ。驛は、元來ウマヤと訓まれてゐた。和名抄にも驛を無末夜と訓んである。ウマもムマも馬で、ウマヤは馬屋の義で、往還の人のために、驛馬を備へつけておくところである。後世のシユクは古のウマヤに當るものであるが、これも今はすたれてしまつて、わづかに驛の名を停車場に存してゐる。エキ(驛)といふ語は、驛字を音讀したものであり、古くは驛はウマヤといはれたのであるから、今のエキはウマヤの直系のものであるとはいへない。しかし、古くも驛は音讀されなかつたとはいへないのであつて、今日のエキ(驛)の意義が昔のウマヤまたはエキの意義とはちがつて來てゐるといつてもよいやうである。また、こゝにカシといふ語があるが、これは、今日では河岸の義としてのみ用ゐられる。しかるにこのカシは、本來、船を繫ぐ棹をいふ語であつたらしい。和名抄には牂牁を加之と訓み「所ニ以繫ㇾ舟」と注してあり、玉篇には「牂牁、繫ㇾ船大栰也。」とある。栰はクヒである。萬葉集七に、舟盡(フネハテテ)加志振立而(カシフリタテテ)廬利爲(イホリセム)、同十五に大船爾(オホフネニ)可之布里多弖天(カシフリタテテ)、同二十に、許具布禰乃(コグフネノ)可之布流保刀爾(カシフルホドニ)左欲布氣(サヨフケ)

奈武可(ナムカ)などあるカシはこの義である。按ふに、河岸をカシといふのは、河岸は、このカシ(牂牁)を立てて船を繋ぐところであるからだといふ、從來の學者の解釋は、その當を得てゐるものであらう。かくして、カシといふ語は、河岸といふ意義においてのみ今日に用ゐられ、牂牁といふ義は亡びてしまつたのである。前に述べたウマヤもしくはエキは、その制度が亡びたので、原義も失はれたのであるが、カシの場合には、その物は存して原義が亡びたのである。もつとも、大言海をみると、「今モ、舟人ノ、棹(サヲ)ヲ水中ニ植(タ)テテ、舟ヲ繋グヲ、かしをふる、又かしをつくト云フ。」とあるから、今でも舟人の間には、この語がもとのまゝに用ゐられてゐるやうであるが、それは、上記のやうな成語としての場合だけであつて、獨立の單語としての存立は失はれてゐるのではないかと思はれる。

ブレアルは、その著「意義學」(M. Breal; Essai de sémantique.)において、いろいろ、意義の變化を論じてゐる中に、La répartition の法則と名づけて、興味ある例をあげてゐる。La répartition といふのは、ブレアルにしたがへば、同意語であり得る語、または、實際同意語であつた語が、そのために、別々の意味に用ゐられ、かつ、もはやとりかへることが出來なくなる指向的品題(L'ordre intentionnel)であるといふが、これは、品題的變化とでも譯すべきものであらう。そもそも、二つの國語もしくは、二つの方言が並存してゐる時には、いつでも、等級別の工作が起つて、意義を同じくする表現に、等位をつけることが行はれる。或言葉が優れてゐるとか劣つてゐるとか考へられるのにしたがつて、語の品位を上げたり下げたりする。ジリエロンは、スウイスの方言におけるフランス語の侵入によつて生じた結果を說示してゐるが、その說によれば、そこでは、フランス語の單語の採用される程度に應じて、方言の單語が、勢を殺がれ、地位を下げられて、卑しい、俗なものとなつてしまふといふ。すなはち、昔時は、「部屋」は

pailé とよばれてゐたのであるが、Chambre といふ語が村落に入りこんでからは、もとの pailé は、屋根裏の部屋を意味するやうになつたといふ。また、ルスロー師の言によれば、ブレターニュでは、古くは、庭園を Courtils といつてゐたが、Jardin といふ語を知つてゐる今となつては、これは、田舎風の稱呼として、輕侮の氣味で迎へられる。起源が同じであるといふことは、かういふ等級をつけることに關係がない。サヴォア人(le Savoyard)は、兩親をあらはすに、père, mère といふ語を用ゐてゐるが、昔は pàré, màré といふ語を用ゐてゐたのである。しかるに、今は、その昔の「兩親」をあらはす語を、家畜の「兩親」につかつてゐる。ローマ人の間では、Coquina は「臺所」を意味してゐたのであるが、これを國語である、オスカン語の popina は、下級の「居酒屋」を意味するものとされてゐた。かういふ原因から來る語義の變化は、社會的のものであり、國民的のものである。わが國語の上における漢語と純國語、外來語と純國語、標準語と方言との間においても、またこの關係は認められる。ヨリアヒとカイギの如き、いづれも同様の意味をもつ言葉であるが、今では會議の方が寄合よりは高尙なもののやうに考へられ、少くとも議長の管理の下にあるやうなのが會議、單に相談をするといふやうな集りが寄合と考へわけられてゐる。ヤドヤとリョカン、ウシノチヽとギュウニュウとの如きは、何となく漢語の方が立ちまさつてゐるやうに思はれてゐる。牛乳の場合の如きは、內容についての區別は考へられないやうであるが、ギュウニュウといふ方が高尙な語であると考へられてゐたのは事實である。田舍の青年がワカイシュといはれるのを嫌つて、みづからセイネンといふ。セイネンといふ名稱はワカイシュよりも高尙だと考へてゐる。何故かといふ心理をさぐれば、そこには、セイネンには、若衆プラス智識、すなはち智的若衆といふ義があるといふ謬想が介在してゐる。これは、漢語を純國語よりはまさつたものであるとす

る偏見に本づく謬想であるが、かういふ謬想が、言語の上においては、漸次謬想ではなくなることが多い。外來語ではあるが、すでに國語となりきつてしまつた語に、フシン(普請)といふのがある。これは、もと寺院などの建築が、普く大方の寄進を請ふのに本づいた言葉であるが、それが公私共一般に、「建築」の意味に用ゐられ來つて、すでに久しい。しかるに、近時ケンチク(建築)といふ漢語が、これに代はるやうになつた。しかし、フシンといふ語が全く亡びたのではない。たゞ、フシンとケンチクとの間には、事の大小による適用の相異があるやうである。物置を建てるとか、建てましをするとかいふやうな場合には、ケンチクよりもフシンの方が用ゐられる。かういふ使ひわけ方も、漢語の方を尊しとする考から語義の相異を來したものといへる。外來語と國語との關係の例としては、ヤドヤとホテル、ツエとステツキ、ヒノシとアイロンとの如きものがある。これらは、元來、いづれも同意語なのであるが、そのあらはす內容に相異を生じて來てゐる。たとへば、ツエといへば、いかにも、老人の杖か、不具者のもつ杖でなければならぬやうであるし、ステツキといへば、散步の時の手ずさみに持つものであることになる。かういふ語義の變化は、きはめてよく、言語の社會的性質を示してゐる。

　ブレアルは、また、同書のうちで、L'irradiation といふことを說いてゐる。これは、放射的變化ともいふべきものであるが、ブレアルは、例をあげて、これを說明してゐる。その一例をあげてみよう。ラテン語には、Maturesco, marcesco のやうに、-sco に終る動詞があるが、通常これは、開始動詞(inchoatioe)とよばれてゐるが、その故は、この形のものは、動作の開始すなはち或動作の徐々に行はれることを示すやうに見えるからである。しかしこの意味は、もと、この語尾の sco についてゐるものではない。nosco(je connais), scisco(je décide), pasco(je nourris)

等の sco にはこの意味がない。また、同種の他の國語のうちにもかういふ類例がない。ラテン語はどこから、これをもつて來たかといふに、これは、adolesco, floresco, Senesco などの動詞から來たのである。これらの動詞によつてあらはす、「生長する」・「榮える」・「老いる」といふやうな動詞は、一時に起るものではない。これらの動詞のあらはされる、緩慢な、徐々な動作の觀念が最初に、この動詞に入り、次にこの語尾の固有のもののやうになつて來たのであらう。かくの如く、本來さういふ意味をもたなかつた成分が、他の關係から、或意義を附與されることがある。これは、國語の例でいへば、コドモ(子供)のドモがその本來の意義を失つてしまつてゐるために、子供の多數を示すには、別に多數を示す接尾辭タチをつけてコドモタチといふ、そのコドモの類推から、オヤドモ(親共・單數)・ニヨウボウドモ(女房共)の如く、あたかもドモに親愛の意があるやうに用ゐられる。また、オドロカス・サワガスのやうな動詞があるが、これらは、いづれも、カ行四段からサ行四段に活用するので、その語尾はスである。しかるに、これらの類推から、ヒヤカス・オビヤカス・コジラカスのやうな動詞が出來て來てゐる。したがつて、他動の意味をもつてゐるカスといふ造語成分が存するやうに見えるが、さういふ成分はないのである。オドロカスなどの場合は、これらの動詞の原語がオドロクであり、カ行四段に活くものであつて、本來の語幹にkの音があるから、それがサ行四段に轉じて活く場合にも、語幹のうちにk音のあらはれるのは怪しむに足りない。オドロクは、サ行に活いて他動詞の意味をもつやうになるのであるが、このスが他動的の意味を與ふるものであるといふことが忘れられて、カスがその意味を與へるものであると考へられることから、ヒヤカスなどの活用があらはれて來るのである。これらは、後世になつての言葉であるから、比較的、その來由も明らかになるのであるが、時代の古き言葉にあつては、その來由の明

らかならぬがために、誤られてゐるものも少くないのであらう。

リース(John Ries)は、その著「Syntax は何か」(Was ist Syntax? prag. 1te edition 1894 vermehrte Ausgabe. 1927.)において、語法的・語彙的研究の對象を種々の點から考察してゐるが、アメリカの Oertel は、その著「言語學講義」(Lectures on the study of language. 1902. p. 279.)において、リースの意見を左の如き圖表で示してゐる。(この圖表は、リースの初版の說によつたのであるが、增訂版の說くところも大差がない。)

研究の對象			對象の局面 Ⅰ 形(形態的局面)	對象の局面 Ⅱ 義(意義的局面)
C、語群	(二)	語群と語群との關係	8	9
	(一)	語と語との關係	6	7
B、單語	(二)	造語的成分(語と語との關係を示すものを除く。)	4	5
	(一)	全體としての語	2	3
A、音聲			1	(意義的局面を缺く)

右の圖表のAの「音聲」はすなはち、語音の研究を意味するが、これには形態的局面だけであつて、意義的局面を缺くとしてあるのはもつともであるが、わが國の意義學者などはそれぞれの語音に意義があるといふ說を立ててゐるから、音義學說からいへば、Aの意義的局面といふものも存し得ることになる。次にBにあつては、(一)・(二)の二つにわかれる。一は單語を全體として考察するのである。すなはち、(1)形態的局面では、語音が結びつけられて、一

語を形づくつてゐるが、その結びつき方がどうであるか、これを考察するのが、この局面である。例へば、カ・ン・ザ・シ(簪)といふ語の音の結びつきを見るのは、この(1)である。これに對してカ・ン・ザ・シといふ音の結びつきによつてあらはされる意義を調べるのは(2)である。次に、單語の(二)は、造語的成分の考察であるが、造語的成分といふのは、Kasanu(重ぬ)と Kasamu(嵩む)、tukanu(束ぬ)と tukamu(握む)、usuragu(薄らぐ)と usuramu(薄らむ) hanasu(放す)と hanatu(放つ)と hanaru(放る)、kudasu(降す)と kudatu(降つ)と kudaru(降る)の如く、語根について、語の分化、意義の分化を助ける成分である。これが形と義との二面から考察されるべきことはいふまでもない。リースは、この造語的成分から、語の相互間の關係を示すものを除いてゐるが、わが國語にあつては、語の相互間の關係を示すものは、助詞にせよ、助動詞にせよ、切り離されてゐるから、この點においては、あまり問題がない。附着語の性質をもつてゐるわが國語の如きにあつては、さういふ文法上の成分は、語の本幹と混和することは、きはめて稀である。かつまた、わが國語にあつては、人稱・性・數などの區別がないから、さういふ點において混線するやうなことはない。しかるに、インド・ゼルマン語などにあつては、たとへば、いはゆる主格を示す語尾といふものは、(1)その語が名目の語であること、(2)性、(3)數、(4)文中にあつて主語の地位に立つものであること、この四つが、一つ形に含まれてゐる。かういふ有樣であるから、この除外例を設けても、區別が困難であると見る學者の考へ方は正しい。次に語群の考察が一類をなしてゐるが、その(一)の語詞相互の關係といふのは、多分に語法的のものを含んでゐる。國語でいへば、語の複合とか、助詞とか、助動詞とかといふやうなものが、これに屬する。その(二)の語群と語群との關係といふのは、文章法的のものを多分に含んでゐる。これらの(一)・(二)とも、また、形と義との

兩方面から考察されるべきものであることはいふまでもない。

或國語の語義の研究は、もつともよく、その國語を用ゐてゐる國民の心理、その國語の行はれてゐる社會の性情を明らかにすることが出來る。國語にオウカミ(狼)といふ語がある。このオウカミが、オホカミであり、オホカミは大神であることをたどつて、古くはおそろしいものにカミといふ語を用ゐてゐたのであるが、狼に對しては、ことにこれをおそれて、マガミといふやうな稱呼をも用ゐてゐたことを知る。萬葉集に、眞神原(マガミノハラ)といふ地名の枕詞として、大(オホ)口能(クチノ)といふ言葉がつかはれてゐるが、狼は口の大きなものであり、地名のマガミはマガミ(狼)の同音語であるから、狼に關する大口(オホクチ)といふ語を枕詞としたのである。欽明紀には、秦大津父(ハタノオホツチ)が山路で二つの狼の鬪つてゐるのを見て、その鬪ひを抑へ止めた記事があるが、大津父が馬より下り、口と手とをきよめて、狼に祈請した語が記されてゐるが、それに、「汝是貴神(ハレカシコキカミニシテ)……」といふ語がある。かういふやうな考へ方から、狼をよぶにオホカミ(大神)といふ稱呼を以てするやうになつたのである。また、オヤといふ語は、今では、「父母」「父」「母」を意味する語として用ゐられてゐる。しかし、古くは、「祖先」のことをもオヤといつた。萬葉集卷三に、「玉かづらいや遠長く祖(オヤ)の名もつぎゆくものと」などある「祖」字をオヤと訓むべきことは、種々の旁證があつて明らかである。しかし、このオヤの原義は「母」で、女親をさしてオヤといつたのらしい。古事記上卷、少名毗古那神出現の條に、「卽召二久延毗古一問時、答二白此者神產巢日神之御子、少名毗古那神一、故爾白二上於神產巢日御祖命一者答告此者實我子也、於二子之中一、自二我手俣一久岐斯子也」とある、この御祖はミオヤと訓むべく、しかもまた、この段においては、神產巢日命は女神であり、母神であるとして傳へられてゐるやうである。同卷、大穴牟遲神が伯耆の手間の山本で燒石に打たれて假死された時のことを記

した條に、「爾其御祖命哭患而、參上于天、請神產巢日之命時。」とある御祖命は、大穴牟遲神の母神をさすのであり、古事記中卷、秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫との爭を記した條に、「爾愁白其母之時、御祖答曰。」とあるミオヤ(御祖)はすなはち二人の母である。ことに最後の例では、上文に其母とあるのをうけて御祖といつてあるのであるから、ミオヤが母親を意味するものであることは明らかである。かくの如く遡つて來ると、オヤといふ語は、本來「母」を意味したものであるといふことがいへるのであつて、これから、わが國の古代の社會には母系時代もあつたのであるといふ說も起つて來るが、これを、母系時代のあつた證左の一とするのは、少しく牽强の嫌がある。この場合においては、本來「母」の意味のオヤが、「父」にも及び、さらに「父母」を、さらに「祖先」をあらはすやうになつたのであるか、或はまた、オヤといふ語が、最初から、「祖先」にも、「父母」にも、「父」にも「母」にも、用ゐられてゐたのであるか、まづ、最初に、さういふ點を明らかにすることが肝要である。オヤがオユ(老ゆ)といふ語と關係を有し、本來、血統上の年長者を意味するものであるとすれば、またその解釋はちがつて來るであらう。これは、國語の語義の解釋や語義の變遷の說明が、國民の心理や社會の制度の闡明の上に、重要な交涉をもつ事例の一つである。

　言語の譬喩的に用ゐられるものもまた、語義の變化として說明される。「首領」「上長」の意をあらはすに、カシラ(頭)を以てし、本筋をはなれた瑣細な事をエダハもしくはショウ(枝葉)といふが如きはそれである。また、反語的のいひあらはし方の如きも、意義の變化の一種である。すなはち、愚なことをオメデタイといひ、感心せぬことにもケツコウといふが如き、それである。齋宮の忌詞に「死ぬ」をナオル(直る)といふ類、鎌倉時代の武家の忌詞に「病氣」をカンラク(歡樂)といふ類、江戸時代の町人等の忌詞に、スル(剃る)をアタル、オチヤ(お茶)のことをデバナ(出花)ア

ガリバナ(上花)といふ類、また、女房詞とか、職業語とか、隱語とかいふやうなものも、それぞれの場合における語義の轉用に外ならない。その轉用の道程をたどつてゆけば、そこに、心理的・社會的解釋の鍵がある。しかも語義がかくの如く轉々して行つて、これを用ゐる人々の意の向ふがまゝに、言語が自由に處理されてゆく、その根柢には、或音群と或意義との結びつきは任意的のものであつて、その結びつきは、言語共同社會の一般の認容をさへ經れば自由に變改され得るものであるといふ大きな事實が橫たはつてゐるのである。

わたくしは、拙著「國語學通考」第五章において、語態の研究といふことを說いた。こゝに語態の研究といふのは、言葉の構造・樣式・目的などについての研究である。文典の形態論は、既成の言語、語として用ゐられてゐる言葉の形態を對象としてゐるのであるが、語態の研究にあつては、それがいかに形成され、いかにして形成されたかといふやうな問題が、主要なものとなるのである。

語態の研究においても、前の圖表にもあるやうな、形と義との兩方面からの考察が必要である。形はすなはち音の結びつきであり、義はすなはち音の結びつきによつてあらはされる意義であるが、形と義との關係は、すでに前にも述べておいたやうに、全く任意的のものであり、ツキ(月)がかならず月といふ觀念をいひあらはすものとして用ゐられなければならないわけではない。たゞわが國語においては、遠い祖先の時代から、ツキを「月」に用ゐ馴れてゐるから、われわれは、これを用ゐてゐるに過ぎない。であるから、語音と語義とが、別々に變ることもめづらしくない。アジサヰ(紫陽花)の發音がアジサイと變つても、その內容には變りがない。シカ(鹿)は、本來、牡鹿の義であつた。

「鹿」の總稱はカであつて、シは、古語、「牡」の義なのである。しかるに、今では、カといふ語は亡びて、「牡鹿」の義であるシカが「鹿」の總稱として用ゐられ、雌雄を區別していふ時には、ヲジカ・メジカといふやうにメ(雌)・ヲ(雄)の語を加へることになつてゐる。このシカの場合は、形は變らないが、義が變つて來たのである。「月夜」を古くはツクヨといつた。萬葉集卷十八に、登毛之備乎都久欲爾奈蘇倍、また、由吉能宇倍爾天禮流都久欲爾、同十五に、由布豆久欲可氣多知與里安比などある。このツクヨを後世ではツキヨといふ。內容には何等の相異がない。しかし、こゝに問題となるのは、どうしてツクヨといふ語が出來たか、換言すれば、ツキ(月)とヨ(夜)とが複合する場合に、どうしてツキがツクとなつたか、また、後世それがツキヨとなつたかといふ問題である。これは、語態の研究において取扱はれるべきものである。普通にツキ(月)がツクとなるのは、複合の場合の音韻變化として怪しまないし、また、ツキ(月)のキの假名には、古く奇の字をあてゝあるが、文字の遣ひ方からいつても、これは乙類の假名であつて、クと轉ずべき可能性を豫示してゐるのである。おもふに、ツキ(月)が、ツクと轉じうべきものであることは、東歌においては、ツキ(月)が單獨にツクと發音されてゐたのによつても知られる。萬葉集卷十四、乎豆久波乃禰呂爾都久多思、また、同、宇良野乃夜麻爾都久可多與留母などあるが、その例である。ツキ(月)と同じやうにクキ(莖)もククとなる。萬葉集卷十四、可美都氣野左野乃九九多知乎里波夜志、また、同、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣杼などある九九多知はクキタチ(莖立)の義、久君美良はクキニラ(莖韮)の義である。キ(木)は、コダマ(木靈)・コノミ(木實)のやうに、コに轉ずることが多いが、クダモノ(果物)のやうにクに轉ずることもある。クダモノは、和名抄にも「果或作レ菓、久太毛乃、蓏、久佐久太毛乃」と見えてゐるが、クダモノのダは、助詞ツと同種のもので、クダモノは「木

の物」の義であらう。和名抄にあるクサクダモノは、クダモノの原義が忘れられて、單に「果實」とのみ解せられるやうになつてからの語かとも思はれるが、むしろ、これは、和名抄の撰者の造語ではないかとも考へられる。クダモノの類語にはケダモノがある。これも「毛の物」の義である。廣瀬大忌祭の祝詞に「山爾住物者毛乃和支物毛能荒支物」龍田風神祭の祝詞に「毛乃和物毛乃荒物」とある「毛能荒支物」・「毛乃荒物」は「獸」の義であり、これに對する「毛能和支物」・「毛乃和物」は「鳥」であるといふのが從來の解釋であるが、果してさうであるか確證はないが、按ふに、上古にあつては、鳥獸を一括して「毛の物」といひあらはし、これを麁と柔とに分つたのであらう。日本書紀神代卷に、保食神のことを記せる條に、「鄕レ山則毛麁毛柔亦自レ口出」、古事記上卷、日火遠理命の條に、「火遠理命者爲二山佐知毘古一而取二毛麁物毛柔物一」とも見えてゐる。かくの如きケノモノがケダモノといふ語でいひあらはされてゐたのであるが、このダを助詞ツの類とすれば、一方に助詞ノの類と見るべきナがある。「掌」をタナゴコロといふのは、「手ノ心」の義、「水底」をミナソコ、「水門」をミナト、「水上」をミナカミといふのは、「水ノ底」・「水ノ門」・「水ノ上」の義、「海原」をウナバラ、「海上」をウナガミといふのは、「海ノ原」・「海ノ上」の義である。「海」は古くはウであつたらしい。ウミのミは「水」の義である。ウシホ(潮)が海の鹽の義であるによつても、海の古い語はウであつたらうといふことが知られる。「水」もまたミであつたことはウミのミによつても知られるが、ミクマリを「水分」と書き、「水門」をミトと訓み、萬葉假名などでも、「水」をミの假名に借りて、「三河」を「水河」と書くなどの例もあつて、特にいひ立てるほどのこともない。であるから、ミナソコ・ミナトなどのナが、ダと同じやうに領格を示す古い成分であつたらうといふ考が強められて來る。たゞし、これらのダ・ナが果して、古い時代の助詞であるかどうかはわからない。ミオツクシ(澪標)とい

ふ語は、現在行はれてゐる語であり、全體が一語として受取られてゐる語であるが、これを分解すれば、ミヲとツとクシの三つになる。しかして、ツは、アマツカミ(天つ神)・クニツカミ(國つ神)のやうに用ゐられるツであつて、助詞であるから、ミヲツクシは「澪ツ串」すなはち「澪ノ串」の義であるとすれば、このツの性質や用法ははつきりわかる。マツゲ(睫)も「目ツ毛」、オトツヒ・オトトヒ(一昨日)も「ヲトツ日」、ヤツコ(奴)も「家ツ子」の義である。しかるに、ケダモノやタナゴコロなどのダ・ナの如きものにあつては、その用例を見出すことがきはめて稀である。ツも、奈良朝時代にすでに固定してしまつた助詞であるが、なほ、幾分かの餘裕を存してゐた。ところが、ダ・ナは、果して助詞として用ゐられてゐたかどうかわからぬほどに、固定してしまつてゐる。したがつて、これについて輕々に論斷することは出來ないが、ずつと古い時代において、甲乙二つの語が複合して一語を形づくる場合にその結合成分としてあらはれるものに、ダ・ナがあつたといふことだけはいひ得るであらう。さらにまた、ダ・ナによつて結合せられる場合に、その先行の成分は、單獨に用ゐられる形とはちがつた形をとるのが原則的であるといふ事もいひ得よう。上例のうちでは、ケダモノだけが例外であるが、他のものは、クダモノのク、タナゴコロのタ、ミナトのミ、ウナバラのウの類、いづれも、單獨に用ゐられる形とはちがつてゐる。從來の複合語を論ずるものは、その一部分の現象だけを捉へてゐたやうである。語詞の構成をみる上から、複合語の現象を仔細に考察する態度をとつて進めば、なほ多くの注意すべき點を見出す筈であるが、こゝには、二三の主要なものについてだけ述べてみよう。

語の複合を論ずるに當つて、複合語の先行語の最後の音節の母音がeの音であるときは、aに變るといふ說があるが、これは、かならずしも、すべての場合に通ずる原則ではない。アマガサ(雨傘)・カナモノ(金物)・サカダル(酒

樽)のやうな例もあれば、アメフリ(雨降)・カネバコ(金箱)・サケクセ(酒癖)のやうな例もある。しかも、複合語の先行語の最後の音節の母音のかはるのは、eの場合だけではない。iに終る場合の例は、前に引いたツクヨ(月夜)がある。これは tuki の i が u になつたのである。「陸」を意味する語に、クヌガといふ語がある。これはウミガ(海處)に對する語で、クニガ(國處)がその原義であらうと思ふが、kuni が kunu になつてゐる。また、ヨミ(黄泉)が複合語となる場合にはヨモとなる。古事記上卷に豫母都志許賣とあるのは、その例であるが、ヨミノクニといふ時はヨミであつて、ヨモツクニといふ時にはヨモであることは注意を要する。前にも述べたやうに、助詞ツは奈良朝時代においてほゞ固定してしまつてゐた。したがつてノよりも結束力が強いから、ヨミが複合の場合に用ゐられるヨモといふ形をとるやうになる。ちやうど、これは、クダモノ・ミナトの場合に、ク(木)・ミ(水)といふ特殊の形があらはれて來るのと同じである。ニ(瓊)がヌボコ(瓊矛、神代紀上、天瓊矛 瓊玉也此云努)においてヌとなり、ヌナト(古事記上、奴那登母母由良邇。日本書紀上、瓊音玲々。)においてヌとなつてゐるのも注意を要する。ヌナトは、「瓊の音」の義で、ナはミナトのナと同じである。

動詞について一二の例をあげてみると、まづ最初に問題になるのは、-osu の形である。元來、サ行以外の四段活用の動詞を、さらにまたサ行四段に活用させて、敬意を含むものとするのは、古代における敬語法の一つであつたが、この場合に、サ行四段のサ・シ・ス・セに結びつく、他の四段活用動詞の形は、未然の形をとるのを原則とする。すなはち、待ツが待タスとなるには、待ツの未然形待タから、サ行のサ・シ・ス・セに結びついて、待タサ・シ・ス・セとなるのである。くはしくいへば、mat-a-su といふつゞき方になる。mat は、待ツの語幹、a は、待ツの活用語

尾であるが、その mata と su と結びついて、敬意をあらはすものとなるのであるが、說き方をかへて、これらのものは、四段活用・奈行變格活用・良行變格活用の動詞の未然形に助動詞るがつき、その他の動詞の未然形に助動詞らるがついて、受身をあらはし、敬意をあらはすと說くのと同じやうに、四段活用の動詞の未然形にサ・シ・ス・セといふ助動詞が結びついて敬意をあらはすと說明する方が當を得てゐるのであらうが、それは當面の問題ではない。ここに問題としてとりあげようと思ふのは、シラスがシロスとなり、キカスがキコスとなる類の母音の變化である。

sir-a-su(知)が sir-o-su, kik-a-su(聞)が kik-o-su となるやうに、母音 a の代りに o があらはれて來る。知ロス・聞コスの場合には、その原形ともいふべき知ラス・聞カスも共に用ゐられるが、オモホスの場合にはオモハスは用ゐられない。さらにまた、この種のものには、見ルからメス、着ルからケスの出來たやうなものがある。miru の mi に、また kiru の ki に -su がついたのであるが、その場合に i が e にかはつたのである。しかるに、この -su の形は、必ずしも敬意をあらはすに限らない。kamu(釀)から出た kam-o-su が、少しも敬意を示してゐないし、上二段活用のホロブ(亡)から出たホロボス(horob-i-su)—horob-o-su が純然たる他動詞であるのも、旁證の一となる。かういふ例は少くない。これらの點を見ると、-su は敬意をあらはすのが本體ではないことが明らかである。すなはち、サ・シ・ス・セの原義は「爲」にあり、他語について、これに他動的の意義を與へるものであるが、轉じては敬意を示すものとなつたのである。この -su を -asu, -osu として說く人もあるやうであるが、わたくしは、前にもいつてある通り、a を活用語尾と見、o は a の轉じたものであると考へる。他の例をみても、イハク(曰)・キカク(聞)は ih-a-ku, kik-a-ku であり、チラフ(散)・ナガラフ(流)は、chir-a-hu, nagar-a-hu であつて、ku, hu がついたと思はれるか

らである。

右のやうな -su, -ku, -nu および、四段以外の動詞にあつては、第二の語尾となつてゐる -ru の如きは、わが國語の語詞構成の上に重要な役目をもつものであるが、今日ではまだ十分に闡明されてゐない。これらの成分は、わたくしの造語的成分とよぶものに屬する。nozo-ku(覗・臨) nozo-mu(望・臨)、hira-ku(開) hiro-mu(廣)、sizu-ku(浸) sidu-mu(沈)、aru-ku(歩) ayu-mu(歩)の如きは、-ku と -mu とによつて、意義が分化する。kasa-nu(重) kasa-mu(嵩)、tuka-nu(束) tuka-mu(握)の如きは、-nu と -mu とによつて意義が分化する。ka-su(貸) ka-ru(借)、ta-su(足) ta-ru(足)などにおいては、-su と -ru とによつて、hana-su(放・離) hana-tu(放・離) hana-ru(放・離)、kuda-su(降) kuda-tu(降) kuda-ru(降)などにおいては、-su と -tu と -ru とによつて、si-mu(占) si-ku(敷) si-ru(知)などにおいては、-mu と -ku と -ru とによつて意義が分化する。これらは、いづれも語態的の成分である。語義的のものでもなければ、語法的のものでもない。その結果においては意義を分化させてゐるが、これらの成分は、純然たる造語的成分である。

わたくしは、國語の接頭辭や接尾辭といはれるものは、語法上の機能を有するものではないと考へてゐる。これらは、單に、語詞構成上の一つの成分として取扱はれるべきものであつて、修辭的のもの、語彙的のものではあるが、語法的のものではなからう。インドネジア語族をはじめ、接辭が語法的機能を有する言語も少くないが、その例を以て國語の接辭を推さうとするのは適當でない。接尾辭のうちには、「時めく」・「學者ぶる」・「氣色だつ」・「黄ばむ」・「音なふ」・「うれしがる」の如きものがある。これらのめく・ぶるの類を語法的のものと見る人があるが、それは誤で

ある。これらは、明らかに造語的成分であり、しかも、これらの造語的成分は、「時」・「學者」等の語をして、或は動詞たり、或は形容詞たる資格を得させるのである。

語態の研究については、なほ述ぶべきことが多々あるが、今はしばらく省略にしたがつておく。しかし、要するに語態の研究は、まづ、國語の語詞の性質を明らかにし、國語の語詞構成の法則を詳かにするを目的とする。これを人體の研究にたとへてみれば、こゝに語態の研究といふのは、人體を知るには、これを構成してゐる各種の器官の構造を知るのが必要であり、またそれらの器官の活動を究めるのが急務であるとし、その解剖學的考察から、人體そのものの特質を見ようとするのであり、從來の所謂形態論は、多くは、專ら、髮・皮膚・眼・鼻・耳・爪の如き外部的の特徴によつて人體を考察しようとするに似てゐる。すなはち、語態の研究の範圍は、國語の語詞の構成・分化・發達に關する一切の事象を含む。しかし、われわれが、いかに國語によつてわれわれの思想を表現するか、その法則は如何といふやうな問題に至つては、それは語法の研究の範圍に屬する。文語と口語との關係の如きは、一部分は語法の考察に待つものがあるが、文語・口語の構成・形態の如き方面のものは、やはり語態の研究の所攝に屬する。

語法といふのは、普通に、語と語との關係を規定する法則であると說かれてゐるが、それは、狹義の解釋である。廣義にこれを解すれば、われわれが、言葉によつて、われわれの思想を表現しようとする時、言葉による思想表現を規定するものは、すなはち語法であるといへる。しかし、「言葉による思想の表現」といふことは、「言葉」なるものの存在を豫想するが、その「言葉」といふのは何であるか、すなはち、思想の表現に當つて、表現の資料として用ゐられ

る「言葉」は何であるかを明らかにしなければ、語法の性質ははつきりしない。この「言葉」を單語とみるか、文とみるかは、考へ方によつてちがふ。單語は、文を分解してはじめて得られる單位に過ぎない。われわれの思想表現の單位は、單語ではなくして文であるといふ説を立てる學者がある。われわれが思想表現の單位であると考へる場合の單語も、その質は、文の結晶である。たとへば、花を見てハナといふことがあるとする。この場合には、いひあらはされたのはハナといふ單語ではあるが、言主がこれをいひあらはすまでには、過去の經驗と新しい經驗とを照合し、過去において、個々の花の場合に得た經驗を綜合分解して得た結果である。「ハナ」といふ言葉で把握されてゐる概念と新しく花によつて得た經驗とを對比し、その新しいものが、古い經驗と同じ範疇に屬することを確めて、「これは花である。」といふ斷定を得、さらに、これを「ハナ」でいひあらはすといふ順序を經て來てゐるのであるから、ハナといふ單語も、やはり、一の文と同等の資格を有するものであると說く人もある。これらは、いづれも一理あるやうに見えるが、わたくしなどは、思想表現の單位は單語であると思ふ。これには種々の理由もあるが、前例によつて、われわれが花を見てハナといふ言葉をいひあらはす場合を考へるに、言葉を得るまでの心のうちのはたらきは複雜してゐるけれども、いひあらはされるのは、結局一つの單語であるといふこと、また、われわれが不案內な外國語などを語る時に、われわれは、單語だけの排列で用を辨ずるが、これは母語習得期の幼兒が母語を語る場合と同樣であつて、單語が言語生活の上に主要な地位を占めてゐることは、これによつても知られるといふこと、われわれは日常の會話に文を基調としてゐるので、一方から見れば、これが思想表現の單位であるやうにも思はれるが、われわれは、表現以前に、腦裡で、單語を組合せて文をつくるといふ工作を行つてゐるのであるから、やはり單語を思想表現の單位と見

るのが至當であることなどを、さしあたつての理由として擧げておく。それはともかくも、わたくしは、こゝに單語を思想表現の單位とみるから、その立場からいへば、語法は、單語の上に基礎をおくものであり、語法とは、單語の結びつきによる思想表現を規定する法則であるといふことになる。

語法を、單語の結びつきによる思想表現に關する法則とみて、單語そのものの規定を語法以外のものとしたのは、單語の意義や單語の意義的用法は語彙學の範圍に屬するものであるからである。さらにまた、單語の構成は語態の所攝であるし、單語の語音は音聲學・音韻學の掌るところである。したがつて語法の研究にあつては、單語相互間における關係がいかに規定されてゐるか、單語によつて組立てられる文の性質がいかに規定されてゐるか等のことが重要な問題となる。この種の問題は、國語を異にするにしたがつて異なることが多い。ヨーロツパの國語では、名詞の語尾變化、動詞の活用、性・數・格の區別、前置詞の用法などが問題の要位を占めるが、わが國語にあつては、性・數・格の區別の如きものは何等の關係がない。しかして、助詞の用法、助動詞のつゞき方の如きものがこれに代る。

わが國語の語法研究史の上で、弖尓乎波すなはち助詞が、もつとも夙く學者の注意を惹いて、研究の題目となつたことは注意を要する。わが國語の性質は、言語學上附着語とよばれる種類のものである。附着語といふのは、語法上の關係が、もとは獨立語であつたにもせよ、無かつたにもせよ、とにかく、現在ではすでに獨立の資格を有してゐない或音、或音節を、意義を示す成分、すなはち語の本體の前・中・後に結びつけることによつて示される類の言語をいふのであるが、この場合において、語の前・中・後に結びつけられる成分は、語の本體と混和することなく、その區別が判然と立つてゐるといふのが、附着語の特色と認められてゐる。附着語といふにも、いろ〳〵の程度のものが

ある。インドネジア語などでは、語法上の關係を示す成分が、前・中・後のいづれにもつくが、わが國語などでは、さういふ語法的關係を示す機能を有つてゐるものは、主として語の後につくものだけである。弖尓乎波はすなはちこの種のものに屬する。弖尓乎波にも、種々の性質のものがあるが、約言すれば、いづれも語と語との關係を示すものであるといへる。手爾波大概抄およびその系統に屬する諸書は、大體、和歌の上における、係結の關係、助詞（助動詞の一部も）の用法に關する所謂秘傳を書き記したものであるが、これらの法則を知らなければ、和歌を詠ずるに支障を感ずるといふ事實の上に、これらの研究が起つたといふことは注目に値する。當時の識者たる彼等は、日常の思想表現には、いさゝかも不自由を覺えなかつた。彼等は、記錄・通信等の諸般の執筆に少しも不便を感じなかつた。彼等は、たゞ、和歌を詠じ、古文を草するに不安の念をいだかざるを得なかつたのである。それは何故であるか。彼等は、當代の社會において、日常の談話に際しては、彼等自身の言語が標準的のものたるべき自信を有つてゐた。また、彼等は、當代の社會において、その文體の、記錄文體たると消息文體たるとを問はず、意を達すればよいといふ態度で自由に筆を執ることが出來た。しかし、當代の社會において、もつとも尊重されてゐる詠歌の道に對しては、彼等もその應揚さを失はざるを得なかつたのである。彼等は、こゝに、はじめて、規範を求むるの要を感じたのである。藤原定家に假託した手尓波大概抄は、かくして世にあらはれたのである。しかも、所謂弖尓波傳授が、特に助詞および助動詞の一部についての規範を說くに止まつたのは、つまり、わが國語にあつては、この種の成分が、もつともよく語法上の任務を果すものであり、この種の成分が、その所を得てゐるか如何は、思想表現の上に重大な關係をもつことが、暗々裡に認識されてゐたに他ならない。富士谷成章の「脚結抄」、本居宣長の「詞の玉の緒」の如きは、こ

の系統を引いてはゐるが、藍より出でて藍より青しといふべきものである。
　成章が「挿頭抄」を著はし、裝圖をつくり、また「裝抄」に手をつけたといはれ、宣長が、「御國詞活用抄」を著したのは、古文獻學の旁流としてのみ見るべきものではない。これより先、賀茂眞淵の「語意考」が成り、これには、動詞の活用のことが、初・體・用・令・助の名目で說明されて居るし、谷川士清の日本書紀通證の首卷にも同趣の活用表が載つてゐる。この兩者の關係がどういふものであるかは、しばらく措くが、これも時勢の然らしむるものがあつたのであらう。助詞のやうな、語の下について他語との關係を示す機能を有するもの、また、成章の所謂挿頭の類、すなはち語の上について一種の修飾的機能をもつてゐる副詞や接頭辭のやうなもの、かういふ成分の考察から、敍述の機能をもつ用言の考察に進むのは、物の順序からいつても然るべきところである。動詞の考察から進んで、動詞の下について、その機能を助け、その活用を補ふ助動詞の研究に入つたのは本居春庭の「詞のやちまた」や「詞の通路」の類であつたが、最初の時代にあつては、助動詞を獨立の品詞としてゞなく、動詞と結びついた形においてのみ、これを取扱つたのであつた。これもまた、一つの取扱ひ方ではあるが、國語の助動詞は、語尾變化の程度にまで鎔化してはゐない。動詞と助動詞との結びつきは、附着といふ程度のものであり、容易に切離され得る成分であるから、これは後の研究者のやうに、獨立させて取扱ふのがその當を得たものであらう。形容詞の活用の研究は、動詞よりもはるかに遲れて、義門の「山口栞」に至つて、はじめて、その緒についたといつてよい。
　右のやうに、弖尓乎波の研究から形容詞まで、語法の研究は進んで來たが、進歩はこゝで停頓してしまつた。何故にそれが停頓したかについては、種々の理由もあらうが、わたくしの見るところを以てすれば、江戸時代におけるや

うな研究の態度で國語を分析的に考察して來れば、ひろがりの方の進みは、こゝで停頓するのが當然なのである。當時の研究の態度は、實際の用例によつて語法上の規定を見出して行かうといふので、正面から見れば、まことに間然するところがないやうであるが、用例の檢討において不十分なところがあり、多くの用例の綜合・分析についての考察に缺けてゐる點があり、さらにまた大なる缺點としては、當時の國語學が、一方においては歌學の傳統を承け、一方においては古文獻學の血脈に屬してゐるので、國語の資料として取扱はれるものは古典の範圍に限られ、考察の對象として重んぜられるものは文獻所載の國語のみであり、時代による變遷は黄金時代からの顚落であると考へられ、文語に對する口語は、卑俗粗野なものとして顧みられない。況んや方言の如きものは、考察の範圍に入るといふことすら思ひかけぬことであつた等のことである。かくいへばとて當時にあつても、歴史的考察が全く缺けてゐたといふのではない。文語と口語、都會語と地方語との比較といふことも、全く行はれないのではなかつた。しかし、それは單なる思ひつきか、さうでなければ、嘲笑の資料を得ようとするためかであつて、眞の意味における歴史的考察でもなければ、比較的研究でもなかつた。かくの如く、當時における語法の研究は、その範圍において、すでに局限されてゐたのみならず、その研究の方法において、ほとんど、言語の實生活に觸れることがなかつたのである。したがつて、その結果の上で、各種の缺陷の暴露されるのも止むを得ないことではあるが、明治以來の語法の研究が、歐米の新しい學說をとり入れて、新生面を開くに汲々としてゐるにもかゝはらず、さしたる深みを加へてゐないといふことを考へれば、むしろわれわれは、己を責むるに急であるべきである。われわれの時代には、語法のうちに、「文」の研究が加はつて來てゐる。範圍はこゝにもひろまつて來てゐる。しかし、單文・複文・重文といふやうな種別を立てて

論ずることが、どれだけの賢さをましてゐるのであるか。副文章（ネーベンザッツ）の構成とか、接續法の用法とかいふことを特說する必要のある國語においては、ヨーロッパの文法敎科書にあるやうな文章論の說示も適當であらうが、わが國語のやうに、動詞・助動詞・助詞の承け方、續け方をさへ知つてゐれば、言葉のつゞけがらに不自由を感じない國語にあつては、語法として、文の種別などを說かなければならない必要が、どこにあるか疑はしい。わたくしは、しかし、なほ語法の一部門として、文章論の存することを主張するけれども、その文章論なるものは、實質において、廣さにおいて、深さにおいて、はるかに在來の文章論に異なるものでなければならない。わたくしは、これをして、國語による思想表現のすべての法則を說く部門たらしめようと思ふ。わたくしは、文章論において、廣義の語法的のもの、國語による思想表現といふ方面のものの綜合的部門を見出したいと考へてゐる。

「附言」　昨年來の疾患、なほ全癒に至らず、少康を得て、病間、筆を執る。本篇、體裁、整齊を缺き、前後、支離の難あるは、これがためなり。加ふるに、聊か新味を加へむとして、徒らに旁搜を試み、收拾、その宜しきを得ずして、左支右吾、遂に馬脚を現はせり。總說の名あつて、その實を喪ふ。その罪や大。偏に讀者の寛恕を請ふ。――（昭和九年九月初七）

國語科學講座
（第十回配本）

昭和九年十月五日印刷
昭和九年十月十日發行

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者 株式會社 明治書院
代表者 三樹退三

東京市神田區三崎町二丁目一番地
印刷者 株式會社明章印刷所
代表者 細谷諾三

發行所 東京市神田錦町一丁目 株式會社 明治書院